

第百十四回国会 大蔵委員会 議録 第四号

平成元年三月二十二日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 中村正三郎君

理事 衛藤征士郎君

理事 中川 昭一君

理事 平沼 赴夫君

理事 森田 景一君

理事 新井 将敬君

理事 江口 一雄君

理事 金子 一義君

理事 笹川 堯君

理事 戸塚 進也君

理事 葉梨 信行君

理事 松本 十郎君

理事 村上誠一郎君

理事 山本 幸雄君

理事 野口 幸一君

理事 堀 昌雄君

理事 村山 喜一君

理事 矢追 秀彦君

理事 正森 成二君

出席國務大臣

大蔵大臣 村山 達雄君

厚生大臣 小泉純一郎君

出席政府委員

經濟企画庁調整局長 星野 進保君

大蔵政務次官 太田 誠一君

大蔵大臣官房総務審議官 土田 正顯君

大蔵省主計局次長 篠沢 恭助君

大蔵省主税局長 尾崎 護君

大蔵省関税局長 長富祐一郎君

大蔵省理財局長 足立 和基君

理事 大島 理森君

理事 中西 啓介君

理事 中村 正男君

理事 安倍 基雄君

理事 井上 喜一君

理事 遠藤 武彦君

理事 熊川 次男君

理事 杉山 憲夫君

理事 中島源太郎君

理事 鳩山由紀夫君

理事 村井 仁君

理事 山中 貞則君

理事 沢田 広君

理事 早川 勝君

理事 武藤 山治君

理事 柴田 弘君

理事 伊藤 英成君

理事 矢島 恒夫君

委員外の出席者

人事院事務総局
給与局給与第一課長

公正取引委員会
事務局官房企画課長

公正取引委員会
事務局審査部第一審査長

事務局長 鈴木 満君

総務庁行政監察局監察官 福永 保君

經濟企画庁物産局物産政策課長 井坂 武彦君

厚生省社会局庶務課長 錦木 伸一君

農林水産省畜産局食肉鶏卵課長 太田 道士君

林野庁林政部林産課長 後藤 隆一君

郵政省電気通信局監理課長 有村 正意君

自治省財政局公営企業第一課長 松本 和雄君

自治省財政局指導課長 二橋 正弘君

會計検査院事務総局第四局農林水産検査第三課長 山崎彌代一君

大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

辭任

安倍 基雄君

同日

辭任

米沢 隆君

同日

辭任

米沢 隆君

同日

辭任

玉置 一弥君

同日

補欠選任

伊藤 英成君

同日

補欠選任

伊藤 英成君

同日

補欠選任

伊藤 英成君

同日

補欠選任

伊藤 英成君

同日

補欠選任

伊藤 英成君

同日

補欠選任

伊藤 英成君

同日

補欠選任

伊藤 英成君

同日

補欠選任

伊藤 英成君

願(安藤巖君紹介)(第一三四号)

同(石井郁子君紹介)(第一三五号)

同(岩佐恵美君紹介)(第一三六号)

同(浦井洋君紹介)(第一三七号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第一三八号)

同(金子満広君紹介)(第一三九号)

同(経塚幸夫君紹介)(第一四〇号)

同(工藤晃君紹介)(第一四一号)

同(児玉健次君紹介)(第一四二号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第一四三号)

同(柴田陸夫君紹介)(第一四四号)

同(瀬長亀次郎君紹介)(第一四五号)

同(田中美智子君紹介)(第一四六号)

同(辻第一君紹介)(第一四七号)

同(寺前巖君紹介)(第一四八号)

同(中島武敏君紹介)(第一四九号)

同(野間友一君紹介)(第一五〇号)

同(東中光雄君紹介)(第一五一号)

同(不破哲三君紹介)(第一五二号)

同(藤田スミ君紹介)(第一五四号)

同(藤原ひろ子君紹介)(第一五五号)

同(正森成二君紹介)(第一五六号)

同(松本善明君紹介)(第一五七号)

同(村上弘君紹介)(第一五八号)

同(矢島恒夫君紹介)(第一五九号)

同(山原健二郎君紹介)(第一六〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

出第三九号

○中村委員長 これより会議を開きます。

この際、理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、安倍基雄君を理事に指名いたします。

○中村委員長 内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び関税定率法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○村山国務大臣 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案及び関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、税制改革の円滑な実施に配慮する措置及び地域の活性化、社会政策上の配慮等の当面の政策的要請に対応するとの観点から早急に実施すべき措置を講ずるほか、租税特別措置の整理合理化等を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申

し上げます。

第一は、土地税制の改正であります。

すなわち、公共事業用地の確保の困難性等にかんがみ、譲渡所得の特別控除を取消等の場合にあっては現行三千万円を五千万円に、農地保有合理化等の場合にあっては現行五百万円を八百万円にそれぞれ一年間限りの措置として引き上げることとするほか、不動産登記に係る登録免許税の課税の特例を廃止する等の措置を講ずることとしたしております。

第二は、地域活性化のための措置であります。

すなわち、地域の活性化に資するため、多極分散型国土形成促進法に基づいて整備される一定の施設について新たに特別償却を認めることとする等の措置を講ずることとしたしております。

第三は、社会政策上の配慮等に関する措置であります。

すなわち、社会政策上の配慮等として、一定の寡婦に対する寡婦控除の特別加算措置、中小企業等事務処理円滑化促進税制の創設及び農業の国際化に対応するための必要な措置等を講ずるとともに、消費税に係る確定申告期限を時限的に延長する等所要の措置を講ずることとしたしております。

第四は、租税特別措置の整理合理化等であります。

すなわち、企業関係の租税特別措置等につきましては、平成元年度におきましても、政策的効果と政策効果との観点から見直しを行い、石油ガス貯蔵施設の増し償却制度を廃止するほか、特別償却制度及び準備金制度等の整理合理化を行うとともに、交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長を行うこととしたしております。

その他、中小企業者の機械等の特別償却制度等適用期限の到来する特別措置につきましても、実情に応じその適用期限を延長する等の措置を講ずることとしたしております。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案に

つきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税率、減免税還付制度等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出いたします。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、関税率等の改正であります。

我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、バナナ等熱帯産品、原油等の関税率の引き下げを行うとともに、牛肉等農産物の輸入自由化に関連した関税上の措置を講ずるほか、旅行者等の別送貨物について簡易税率を適用する等所要の改正を行うこととしたしております。

第二は、減免税還付制度の改正であります。

海洋開発用物品の免税制度の廃止、加工再輸入減税制度の対象物品の拡充等を行うこととしたしております。

第三は、税関行政に係るその他の関税制度の改正であります。

保税倉庫の設置期間の延長を許容するため所要の改正を行うとともに、麻薬等の密輸取り締りを一層効果的に行うため、覚せい剤、大麻等を輸入禁制品に追加することとしたしております。

以上のほか、平成元年三月末に適用期限の到来する暫定関税率及び関税の免税還付制度について、これらの適用期限の延長等所要の改正を行うこととしたしております。

以上が租税特別措置法の一部を改正する法律案及び関税定率法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中村委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。中村正男君。

○中村(正男)委員 租税特別措置法の一部改正並びに関税定率法の一部改正につきまして質問を申し上げます。特に、今回の租税特別措置法の一部改正には、四月一日からの消費税導入に伴う改正点がございまして、したがって、私の質問は消費税を中心に、一時間しかございませんで、基本的な消費税の問題点について質問していきたいと思っております。

四月一日というのは、あと余すところ九日間しかないわけでありまして、村山大蔵大臣にいたしましたのは指折り数えてその日をお待ちのことだと思っておりますし、一方、国民の側からいいますと、来たかという気持ちであろうと思っております。昨年末の法案の成立以来正月三ヶ月しかたつてないわけでございますので、国にかかわって消費者から預かった税金を税務署に届けなければならぬ納税義務者の立場、さらにまた、今日リクルート問題が徹底的に解明されず、大変いら立ちを持っている国民が、しかし自分たちが納税しないまま四月一日から消費税を払わなければならない、私は、不安と動揺が大変入りまじった今の国民の率直な気持ちではないかと思っております。

そういう目前に迫ったこの時点、大蔵大臣としてどのような認識をお持ちなのか、まずその辺から伺いをしたいと思っております。

○村山国務大臣 申すまでもございせんけれども、今度の消費税というのは、単に消費税が独立して施行されるということではなくて、シャウプ以来のこれ四十年間にわたる現行税制の根本的改正の一環として行われることは御高承のとおりでございます。

消費税には二つの側面がございまして、一つは個別間接税、このような体系は今先進国でとっている国はございません。そして消費一般に広く薄く課税するといういわば付加価値税の体系に属するものでございまして、個別間接税から脱却するという目的が一つございまして、

もう一つは、所得税、住民税の大幅な減税、金

額で言いますと平年度三兆三千億の減税とあわせ実行されるものでございまして、今度の消費税の創設による間接税のネット増税分は二兆円でございます。すなわち、既存の間接税の八つを廃止いたします。そして既存の間接税のうち、また八つの一部を吸収するわけでございまして、この分が三兆四千億程度ございまして、そして消費税の創設による分が五兆四千億でございますから、間接税のネット増加分は二兆円でございます。すなわち、家計にとりましては一兆三千億というのがネット減税になるわけでございまして、このことの趣旨が一般の国民にはまだ周知されていない。このことが非常に残念なのでございまして。

今度の税制改革は、先ほど申しましたような意味で、四十年間の現行税制が時代とともに合わなくなっている点を根本的に直したい。その中核をなすものは、やはり給与所得者が非常に重くなっている、このままの制度でいったら現行の累進税率あるいは課税最低限の関係で非常に重くなる、そこをひとつ直そうというのが中心でやっていると、わけでございましてけれども、このことが非常に周知度が低い。しかも減税は、既に所得税については昨年の改正で行われております。だから一体のものとして考えないで、いやその分はもう済んだんだ、後は消費税というものが独立して出てくる、こういう考えであります、どうしても消費税の持つておりますいろいろな問題、こういった点から不満が一般の納税者に出てくるのではなからうかと思っております。

これは国民サイド、消費者の立場のお話でございますが、もう一つは事業者の問題でござい

ます。一昨年の売上税の関係で、あれは残念ながら廃案になりましたけれども、一番詰めていきたいと思います。やはり事業者に対する事務負担が余りにも大きい。特にこの種の税になれておりませんので、税額票控除方式でやるとか、あるいは課税期間を所得税、法人税と全く違うものにする、三カ月にするとかいうこと、あるいは非課税取引が余りに

も多い、こういうようなことがありまして、徹底的にこの点は簡素化したのでございまして。のみならず、日本は中小企業者が非常に多い国柄でございまして、そういう事務負担を考慮いたしまして、多少制度として精緻を欠きますけれども、免税点制度、簡易課税方式、それから境界控除、こういうものを設けたのも、ひとえに日本の中小企業者が多いということに着目いたしました。計算を楽にしよう、事務負担を少なくしよう、こういう発想でやっているのでございまして。

言いかえると、極端な公平論というものをあくまで追求するか、あるいは簡素という点をこの際重点に置いてやるか、その政策選択の問題として今度の消費税は設定されたわけでございまして、売上税等の失敗に省みまして、まずはこの消費税を定着させるには事務負担を思い切つて軽減しよう、こういうことでやったわけでござい

ます。そういう点でなかなかまだ理解がされないというところでもございましてけれども、政府におきまして新税制実施に伴う適正な転嫁あるいは過剰転嫁の防止、それから弱者をいじめるようなことはしないようにということであらゆるPRをやっております。最近はやや定着しつつある。特に、施行日の四月一日に向けて相次いで表示カルテルであるとかあるいは転嫁カルテルのようなものがどんどん進んでいる、各業界ごとに値決めの方法がどんどん決まっておりますので、私はこれが一日も早く日本経済に定着し、そして今度の税制改革全体が所期の目的を上げることを中心と期待しておりますところでもございまして。しかしこの上とも、初めの税制でございまして、適切な指導あるいは積極的な広報、親切的な相談等を中心といたしまして、全力を挙げて今度の改革が日本経済に定着することを心から望んでおるのでござい

ます。○中村(正男)委員 大臣自身がやや精緻さを欠く、こういうこともおっしゃっておられますし、一定の減税をしたけれどもなかなかそれについて

十分な国民に対する周知がなされてない、こういうお話もございました。

私は、理解がされてない基本的な理由として、第一に、やはり準備期間が余りにも短過ぎるということ、それからこの仕組みに納得できない。とりわけ短期間にある法律を強引に与党の方に通されたわけでございまして、そういう面からは中身が極めて無原則であり、しかも妥協の産物としてこの仕組みが構成された、そのことに国民全体としてこの消費税法に対する不信というのが日増しに増大をしていると思ひます。

後ほどそれぞれの中身について具体的に質問をしていきますが、この時点、こういう形で、しかも国民のこういった認識のもとで四月一日の実施というのには到底無理ではないかというふうに私は結論づけるわけでございまして。改めてお聞きをしますけれども、この消費税法については中止もしくは延期をする、その決断をされるお気持ちはないのか、お伺いをしておきたいと思ひます。

○村山国務大臣 ただいまも申し上げましたように、四十年間の現行税制が、根本的に将来を見通して、今後の国際化あるいは高齢化社会を迎える日本としてベストの案であると我々は考えておるわけでございまして。そういう意味で今度の税制改革というのにはぜひとも定着させたい、かように考えております。事業者の方にももちろん、国民の方々にも御納得をいたしたい、そしてこれを実施したいと思っておりますので、延期または撤廃というようなことは考えておりません。

○中村(正男)委員 それでは次にいきますが、二月十五日の当委員会が我が党の堀委員の方から提起をされました、この消費税法を中止もしくは延期をしない場合は、いわゆる高齢化社会に向けての新たな税制度の導入だ、こういう趣旨であれば、これから医療なり年金の財源がどうしても必要になってくるわけでありますから、改めてこの消費税からくる税収を社会福祉目的税として位置づけるべきではないか、具体的な提言がございました。わけても今厚生年金の支給開始年齢を六十

五歳に引き上げる、こういうことも検討が進んでおるようでございまして、まさに私はそういう点からいたしまして、社会福祉目的税として消費税を位置づけることが大方の国民の理解、納得が得られるのではないかと、いうふうに思うのです。改めてそのことについてもう一度お聞きをしておきたいと思ひます。

○村山国務大臣 消費税を目的税として位置づけるか、あるいはそういうひもをつけないで一般の収入として位置づけるかという問題でござい

ます。先ほど申しましたように、一つは高齢化社会に向かうということでございまして、それは二つの側面がありまして、一つは、法人税、所得税というようなものは非常に景気変動に左右されるわけでございまして。それに比べまして消費税というものは比較的安定している税収でございまして。高齢化社会というのは非常に長く続きますので、そういう意味で安定収入になるという点が一つござい

ます。もう一つの問題は、現行の税制でございまして、非常に高い累進税率を所得にかけられておるのでございまして。同じように、年金にいたしましてもあるいは医療にいたしましても、御案内のようにその保険料というものは所得所得を中心としております。もちろん使用者それから働く人、個人で半々に折半いたしますけれども、これは所得にかけられております。もし税制をこのままにしておきますと、稼得所得に対する国民負担は大変なものになってくるであろう。そのことは恐らく勤労意欲をなくすに違いない。むしろ税というものは、税制の体系からいいますと、稼得所得から取る、それを課税標準とする税制が最もすぐれているというところはござい

ません。税というものはそれそれ長所短所があるわけでございまして、それがあればこそ税は、現行でいいたしても国税で二十五ぐらいありますし、それから地方税で二十五ぐらいあるということはそういうことなのでござい

る。早い話で言いますと、住民税でよく言われるわけですが、あの人はどうも自分よりいい暮らしをしているのが税金は安い、そういう点がございまして、やはりそれを税制全体として考えなければいかぬということでやっておるのでございます。

したがって、その目的とするところはそういうところでございますが、それを特定財源にするかどうかということになりますと、資源配分の関係あるいは税制そのもの、財政の硬直化という点からいたしましてやはり一般歳入にいたしまして、そして歳出の優先順位に従ってそれを歳出に充てておくという方が筋としては本筋じゃないか、こういう考えで目的税にしないか、ということでございます。

○中村(正男)委員 後はもうイエスかノーかでひとつ的確にお願いしたいのですが、仕組みは精緻なものではないという話もございまして、当然のことながら一定の期間を置いた後で見直しが行われると思います。その場合、仕組みの問題もさることながら、今申し上げた基本的な税の後の使い道の問題、そのことについてもぜひ検討すべきではないのかということを申し上げておきたいと思っております。

それに関連いたしまして、福祉一時金が一定の金額支給されることになりました。五百六十七万人の方々に一万円を一時金として支給する。六十五歳以上の寝たきり老人の方には、これは約二十万人おられると思いますが、五万円の一時金が支給される。これは来年度以降はどういうお考えを持っておられるのですか。

○村山國務大臣 一時金については、これは激変緩和の意味で臨時に出すわけでございます。したがって、同じようなことを来年度以降もやるつもりはございません。

しかし、来年度以降は全体の仕組みの中でおおよそその問題は解決できるんじゃないか。すなわち、生活保護につきましては、今度の予算でも四・二%の引き上げを考えております。物価の上昇

が大体二%でございまして、十分賄えるのではなからうか。あるいは、例えば老齢福祉年金のよくなるものにつきましては、十月までは去年の消費者物価の上昇の〇・七、それから十月以降は三・三上げるというふうになるわけでございまして。そして、今度の消費税を実施したことによってどれだけ物価が上がるかわかりませんが、その問題につきましては平成二年度ではすべて完全スライド制でございまして、五%条項というものは今度外すわけでございまして、そのことによって物価が上がれば当然給付が上がってくる、こういう仕組みになっておるので、私は賄えると考えておるのでございます。

○中村(正男)委員 それは別の次元の問題としてまた論議をしたいわけですが、とにかくもかくにも全く税を納めておられなかったという方から、四月一日以降は三%を取るわけでありまして、何らかの形でこの法律に關係して、いわゆる逆進性の問題を含めた対応措置がとられなければならぬと思うのですが、一つの提案をしたいと思っております。

これはアメリカのどこかの州で行われておると思うのですが、いわゆる戻し税方式というものを採用すべきではないのか。今、一時金を受けられた方々は全部役所で確認をされておるわけでありまして、そういう方々が役所で証明書をもらって、そして消費税を払った領収証を持って税務署に半年に一回届け出をすれば所定の還元がなされる、こういう措置を講ずれば、そういう人たちに對する具体的な消費税としての対応策がとれるんじゃないか、またそのぐらいは行ってもそんなに税収に響くわけじゃないかと思いませんか、どうしてそれはやるべきじゃないかと私は思うのです。

○村山國務大臣 今度の消費税というのは、言ってみますと実は物価という形で税が結果的に徴収されている、こういうものでございます。これが今までの個別間接税とかその他のものとは基本的

に違うわけでございます。物価の中で物を考えていく、しかもそれは一年限りの措置で、物価上昇という点では一時的なものでございまして、そして、その点に關する措置につきましては、先ほど私が申し上げたとおり、全部結果的にそれ以上のことをする措置が既に備わっているわけでございまして。したがって、こういう種類の物価という形で徴収する税金について還付をするということは考えられないんじゃないか、このように思っております。

○中村(正男)委員 物価という面では、先ほど言われたような措置で対応するということについては私は理解ができるのですが、物価というよりは毎日の生活に一〇%消費税が三%部分かかるわけでありまして、毎日の生活に對する補てんという意味合いでは、ぜひひとつ還付ということをお考えの筋ではないのかということだけは申し上げておきたいと思っております。

次に、弾力的運用について確認をしたいと思っております。

まず、約七項目について最終的な法案修正の中で弾力的運営がなされたと思うのですが、基本的にはこういうことで理解をしていいのか、確認をしたいのですが、税務執行の弾力的運用については、平成元年九月三十日まで、広報、相談、指導を中心に税務を執行する。また、納税者のふなれによる計算誤り等が生じることを考慮し、このような場合加算税を賦課しない、こういう内容でいいでしょうか。

○伊藤(博)政府委員 お答え申し上げます。先生お話しした弾力的条項七項目の中の税務の執行、狭い意味での執行という部分に關しましては、先生お話しのとおりでございます。

○中村(正男)委員 そこで、これは廃案になったわけですが、一昨年の売上税、この論議の中で、実は弾力的運用ということについて総理の答弁として、今回の九月三十日までの消費税の弾力的運用と同趣旨の発言がございまして、それを受けて改めて当時の宮澤大蔵大臣がそのことを肯

定する意味合いの答弁をされておられます。

そのポイントは何かといいますと、両三年ぐらいは広報等指導を中心に運用を図っていくべきだ、そう考えているということでございます。大蔵大臣の答弁のその部分を改めてここで申し上げますと、「私も先ほど申し上げましたその指導であるとか広報であるとか相談であるとか、そういうことにはできるだけ力を注いで、両三年でございませうか、どう言われましたか正確でございませうけれども、そのところはそういうことに重きを置くべきではないか。そうすればこの税が国民に受け入れやすい」云々、こういう答弁がなされておりました。当時の中曽根総理大臣が前段をう

いう趣旨の発言をされて、それを受けた宮澤大蔵大臣としては、両三年はいわゆる広報等という指導でもってやりたい。今回の弾力的運用、九月三十日までと何ら変わってないと思うのです。したがって、我々の理解は、当然のことながら、売上税の論議を踏まえた消費税の今回の実施という点ではどうなのでしょうか。

○伊藤(博)政府委員 売上税の法案が御審議等されておりましたときに、両三年という趣旨の答弁等がございましたのは仰せのとおりでございます。

今回、九月三十日までということでお申し上げておきますのは、先ほど先生の方からお話ございましたように、税制改革法案といういわば法律の中に九月三十日までの規定が置かれた。それを受けまして、税務の執行面だけではなく、そのほか法律の手当てを要するものあるいは政令の手当てを要するもの等々、七項目をいろいろな検討の結果政府として決定し、あるいは法案を提案したという形になっております。

両三年云々というのは、そういう七項目の中の税務執行に關する部分に關しての発言であつたかと思っております。今回、九月三十日まで云々という格好で税務の執行について当面の対処方針とい

うことを申し上げておられますけれども、これは今申しました税制改革法の十七条を受けましてのいわば執行での対応ということをお願いしておるわけでございますが、それは基本的には前回と同じましようか、売上税のときに言われましたことの執行面における対応ということ、法律が九月三十日までと書かれておることを受けまして申し上げておる。

そのことは、では十月一日以降は直ちにその反対解釈をするのかということをお願いしているわけではございませんで、十月以降につきましては、それまでの消費税の定着度合い等を見ながら今後なお検討してまいらなければいけないと思っておりますけれども、今時点で直ちに言い得ることとは、十月一日以降は直ちにその十七条二項の分離解釈の反対解釈を行うということを決めておるわけではございません。定着度合いを見ながら、今後適切な方針を決めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○中村(正男)委員 どうもあいまいだと思つておる。だから、九月三十日までと両三年とは違ふのだというふうなところも申しわけなく、また、聞きよる平成四年までの間は執行面だけではそう差はないのだ、そんなふうな答弁にもとれるわけだ。

改めて、それは売上税のときの論議であつて、これは税制関連六法案とは違ふのだというふうなこともございまして、十二月の二十一日の参議院の税特委でも同じような質疑がなされております。このときは、導入後両三年は指導、広報を中心とした緩やかな指導体制を組む、両三年は当然のことながらそういう指導体制を持つて、六十四年九月三十日まで法律に明記されたものとして行つて、これはちよつと分けたような答弁になつてゐるのですが、少なくとも両三年はこゝでも、昨年の十二月二十一日の参議院の税特委でも、指導、広報を中心とした緩やかな指導体制、こういうことが明確に答弁されているわけですね。その

ことからいたしますと、九月三十日までと平成四年までとは執行面ではそう変わりない、そういうふうな受け取つてよろしいのでしょうか、もう一遍お聞きします。

○伊藤(博)政府委員 売上税の場合と今回の消費税の場合で仕組み等が相当変更がございます。先ほど大臣からも、売上税のときの経緯を踏まえていろいろ制度的な工夫をしたというふうな御答弁を申し上げたかと思ひますが、そういうことを踏まえまして私どもは、しかし税のある部分には変わつておりますけれども、出だしといひましようか、本税が安定的にございますか、しっかり根をおろすべく行政面におきまして指導等を中心にしてやってまいりたいという基本的な考えであることは間違ひございませんが、それが両三年がいつのかあるいは両一年がいつのか、その辺はまさに税の定着度合いを見ながら適切に判断していかねければならない。

その意味で、今この時点で両三年ということをお願いする状況にはございませぬけれども、しかし、法律で半年と書いてあるから、半年過ぎたら直ちに反対解釈をするというふうなことは考えておりません。やはりこの税の定着度合いを見ながら、安定的なシステムになつていくことを私どもとしても心がけてまいりたい、そのように考えておる次第でございます。

○中村(正男)委員 それでは、もとへ戻つて九月三十日までの執行面で確認をしておきたいのですが、この間は当然のことながら税務調査等、もちろんそれはやらねえというところから当然のことですけれども、加算税の賦課はない、こういう理解をしていいわけですね。その場合、それ以降のさかのぼつて九月三十日までの税務調査をやる、これはないということですか。

○伊藤(博)政府委員 悪質なケースを除きというふうに申し上げております。そういう意味では、一般的に九月三十日までの間にございましては、指導等を中心とした行政ということをお願いしております。その際に加算税は賦課しないということ

を申し上げておるわけでございます。

先生の御質問は、十月一日以降になつたときに、その期間に及ぶような調査を行うかどうかというところでございませぬけれども、それは先ほど来申し上げておりますような精神にのつた対応をしてまいりたい。換言いたしますならば、悪質なケース、特別なケースを除きましては先生仰せのような対応で対処してまいりたいというふうに考えております。

○中村(正男)委員 今の答弁をききと受けとめますと、いずれにしても九月三十日まででは、いわゆる十月一日以降になつても振り返つて税務調査はよほどの悪質なものと認められない限りはやらぬ、当然のことながら加算税も課さない、こういうふうな受け取つてよろしいわけですね。

〔委員長退席、衛藤委員長代理着席〕
今度は十月一日以降、この両三年にかかわるわけですが、こゝで緩やかな指導体制、こういう表現が出ておるわけですが、これはどの程度のものとして理解をすればいいのか。大変納税者にとつてもあいまいなものが残つていくのか、あるいは事業者は十月一日以降はとにかくいつ何とき税務調査があるかわからぬ、したがつてきちつとやつておかなければならぬということなのか、そのところははっきりしておいていただきたいと思ひます。

○伊藤(博)政府委員 消費税は、申すまでもなく我が国では比較的なじみの薄い税でございます。もちろん物品税等々間接税はございましてたけれども、こういう形での税というのはなじみが薄い。そういう意味をもちまして、これまで、いわば導入に先立ちましていろいろな形で広報あるいはPRあるいは指導等を行つておるわけでございますけれども、四月一日以降本税が導入された後におきましても、やはり当分の間といひましようか、目新しい税であるがゆえのいろいろな新しい問題、疑問点等もあるかと思ひます。そういう問題のつきましても十分納税者の方々に御理解をいただく、あるいは広報をさらに今後とも

やっていくというよりなことで、この税を消費者を含めまして納税者の方々に十分理解していただく、そういう努力を今後ともやってまいりたい、そういう精神で今後の行政もやってまいりたいということを申し上げておるわけでございます。

したがひまして、これは繰り返になりますけれども、九月三十日まででは法律としてそれを期待されておるわけですが、それ以後におきまして、その時点その時点の定着度合いを十分判断しながら適切に対応していききたい、このように考えております。

○中村(正男)委員 どうもすつきりしないのです。その時点その時点で検討していく。しかし、税というものはそういうあいまいな形でもつて続いていくべきものなのか。いやもう弾力的運用は十月一日以降は行いませぬということも言い切らない。極めてあいまいさがさらに残るということでありまして、そうなりますと、今度は納税者の方からしますと、適正な申告がなされないのじやないかという納税義務者に対する不信というものがずっと続いていく。そのこと自体消費税全体に対する国民の、これは信用できない税だということになるわけでは、これはききょうのところは余り詰めぬ方がいいなという一面もあるように思ひますが……

最後にこの点で大臣にちよつとお聞きをしておきますが、結局今の両三年の問題は、緩やかな指導体制、九月三十日までの問題とその後立つたことはやらない、そういうふうな受けとめてよろしいのかどうか。そしてもう一つは、九月三十日時点でもう一度何らかの、そのことに対していつということになしに、九月三十日時点でもう一度きちつとそういうことについてははじめをつけるのかどうか、その二点について簡潔にひとつ。○村山国務大臣 基本は、この種の税が初めてであるところから非常に着目し、そしてこの定着をねらつておるわけでございます。そういう意味で、善意で間違つた方について加算税は取ら

ない、九月三十日まででは取りません、こういうことを言っているわけではございません。もちろん本税をまけるということは考えておるわけではございません。その点はひとつ御理解願いたいと思ひます。

それから、九月三十日以降の話でございますが、これはもう私は常識問題だと思ひますのでございます。この税の定着をねらっているわけではございませんので、そのときの状況によりましてやるわけでございますが、概して申し上げれば、新しい税というものは定着をねらいますから、やはり積極的なPRとかあるいは相談に應ずるといふことを、この消費税に限りません、新税という場合はそういうことを主眼に考えておるといふことでございします。しかし、どんなものでもそれならやらぬのか、こういうふうには言われまじと、なかなかそこはそういうわけにはまいりませんので、そのときの状況に応じてやっていくことは当然でございますけれども、考え方としては、やはりこの税の定着を考へて、国民の理解を得るべく最大限の努力、相談、PRあるいは指導、こういったものが中心になるであろう、こういうことでございします。

○中村(正男)委員 それでは次に、具体的に仕組みの問題、とりわけ精緻さを欠く仕組みの問題について質問していききたいと思います。

その前に、今の続きの問題で、実調率との関係で、通常の税執行面でも我々もずっと国民全体の税の公平な、公正な負担という見地からこの実調率の問題をここでも取り上げてまいりました。なかなか十分な体制ではないと思ひます。しかも加えて今回の消費税が実施をされますと、約二百四十万人の納税義務者が新たな税の対応として生じてくるわけでありまして、今回若干の増員がございましたけれども、執行面の公平さという面では大変問題がまた新たにでてくる、こう思ひますが、その点についてはどうですか。

○伊藤(博)政府委員 消費税の実施に当たりましては、現下の厳しい行財政事情にかんがみまし

て、個別消費税、物品税等々が廃止されることとが予定されておりますけれども、そういった個別消費税の廃止等に伴います要員の活用、それから税務事務全体の合理化、特に機械化を中心とした効率化、そういったことによりまして可能な限り簡素効率的な執行体制で臨んでまいりたいと考えております。

ただ、それは申しまして、先生お話しのように消費税の納税義務者が二百数十万というところでございします。そういった納税者についての適正な行政という点から、今申し上げましたような合理化あるいは効率化の努力を行ひましたもなお必要となりまして増員につきましては、関係当局の御理解を得まして、平成元年度におきまして消費税要員として七百名の増員が予定されております。そのほかの分野の部分を含めましますと、国税庁全体といたしましては八百五十七名というところで増員をお願いいたしております。

消費税につきましては、先ほど来御議論がございしますように、導入当初は広報あるいは相談あるいは指導、そういったものを中心とした行政になってまいろうかと思ひますけれども、その際の執行のあり方といたしましては、主官部である間税部を中心といたしまして、直税部等々関係部門の協力も得ながら、全体としての行政水準の維持を図りながら、しかし新税については安定的な定着を図ってまいりたいということを考へております。

お話しした既存税目の実調率等々への影響もどうかという点でございしますけれども、私どもといたしましては、新しい税を含めましてトータルとしての行政水準が落ちないよう、そのためにはいろいろな面での工夫をやつていかなければならぬと思ひますけれども、関係部門の協調とあわせて、そういった既存税目を含めての行政水準の維持に今後とも努力してまいりたいというふうに考へております。

○中村(正男)委員 それでは仕組みの問題、基本的な点について質問していきまします。

冒頭大臣は、今回のこの消費税というのは個別間接税の見直しをやるのが一つの目的だ、こういうふうにおっしゃいました。そして、この税といふのはあくまでも付加価値税である、こういうことも言われたわけでありまして、その付加価値税という税の性格が仕組みの中で極めてゆがめられた内容になっている、こういうふうに私は思ひうわけです。

その第一点は帳簿方式の問題、それから関連するところの簡易課税方式、さらには免税業者の免税点、金額の問題、こういったところが付加価値税と言へる内容の代物かということになるわけでありまして、まず帳簿方式についてお尋ねをしたいと思います。これは導入を急ぐ余りの妥協の産物の最たるものだと思ひます。

第一点は、こういった税制改革が行われるというの、国民全体の中でさらに税に対する公平というものが期待をされるということではなければならぬと思ひますが、そういう面からいいますと、この帳簿方式をとったということではいふゆる事業者の所得捕捉に何ら役立つことにはならない。一面サラリーマンの立場からいいますと、やられるのであれば、せめてそういった今までの不信感を持っておった事業者の所得捕捉に役立つ仕組みでなければならぬ。それがこの帳簿方式になったために期待を裏切られることになったという点が第一点。

それからもう一つは、ダイヤモンドから無限にある水まで今回一律のいわゆる単一税率にしているわけですが、本来単一税率というのは、幾ら個別間接税の見直しといつても、これは極端ではないかというふうには私は思ひますが、帳簿方式にすることによって結果的に単一税率でしかこれはできないのじゃないか。単一税率イコール帳簿方式、言つてみれば、間接税のシビアな税率という複税率を採用できないようにしてしまつたのがこの帳簿方式のもう一つの欠陥ではないかと思ひます。

今四十四カ国にこの種の付加価値税が実施をされておりますが、これはフィンランドだけだと思ひますが、帳簿方式をとっているのは他に全くない、日本だけだという点であります。輸出に対して今回控除の扱いが与えられておりますが、これは具体的にはどういふふうにしていくのか。これはとりよつてはまた新たな国際摩擦を起しかねないというふうな危惧もあるわけではあります。

以上三点について、時間がございませんで簡潔にお願いします。

○尾崎政府委員 帳簿方式の採用と単一税率との関係でございしますが、私どもの考え方は先生の今の御話とちょうど逆でございまして、単一税率を採用することができた、しかも三%という低い税率である、そういうことから、伝票方式をとらなくても制度を運営していくことができるといふふうに考へたわけではございません。

御承知のように、売上税のときに納税者の事務負担が大変であるといふことで、一つには伝票方式、これが問題だといふことが言われました。もう一つは制度を複雑にするといふことで、例外が多過ぎるといふことが問題になりました。そこで、そういう御意見を参考にいたしました。今度の税は消費税のものに課税することでありまして、もう一々課税対象を分けずに薄く広く全体にかける、そのかわり税率は三%。そういうことになりましますと、税額票がなくても仕入れ控除の計算が十分にできるということではございまして、帳簿方式を採用できるようにしたということではございします。

それから、輸出についての諸控除でございしますが、税額票がなくても、取引につきましては請求書なり領収証なりいろいろと証拠書類があるわけではございしますから、そういうものを活用して適切に計算をしてまいりたいというふうに存じております。

所得の捕捉の問題につきましては、確かに売上税のときにそういうような議論が行われました。しかし、所得の捕捉というのは、帳簿方式をとり

ましたらそういう効果もあるのではないかという話でございまして、帳簿方式をとるそもその理由には、やはり仕入れ税額控除を簡単にすると、それを用いて正確に仕入れの税額控除をするということと、それからもう一つは転嫁をはっきりさせた、この二つであるかと思ひます。所得の捕捉という効果もあるかというお話であるかと存じます。

○中村(正男)委員 次に簡易課税方式。要約して申し上げますが、結論的には過剰転嫁になるおそれがあるということでございまして。具体的な数字で申し上げますと、まずマージン率三〇%の事業者、この方が三%の消費税すべてを消費者に転嫁した場合、この小売業者は、今度のこの方式では売り上げの八〇%が仕入れた、こういうふうな決められておりますから、マージン率である付加価値、この三〇%に三%を上乗せしますと、売上高に対して〇・九%消費税から徴収することになります。この簡易課税制度をとった場合、結局は二〇%に三%を掛ければいいわけでありまして、売上高の〇・六%納めればいい。極めてわかりやすい。〇・三%は確実に事業者の手元に残るわけですが、これは今度は消費者にとっては極めて不満として残るわけですね。その点についてはどうかというのが一つ。

それから二つ目は、これは先ほど来から付加価値税だということを強調されておりますが、こういう方式をとれば明らかに売り上げに対して、いわゆる取引に対して課税するということと何ら変わらない。これは付加価値税ではなしに取引高税というのと何ら違いはないのじゃないか。しかも、この簡易課税方式をとれる事業者の数は全事業者の九六・七%もおられるわけですから、明らかにこれは外形課税で事業税と全く同じではないか。これが二つ目。

それからもう一つは、先ほどのこととダブるのではありませんが、結局簡易課税方式をとることによって、結果的に、我々が期待しておりました間接

税の近代化で水平的な公平が図られるというふうに見ておいた事業者の所得捕捉というものが、これでもって極めてあいまいになってしまふ。みずからそういう事業所得を捕捉できるチャンネルを放棄したことじゃないのか。これはサラリーマンの側から見ると、今回のこういう方式に対しては、まず事業者の手元に残るという過剰転嫁の問題と、いわゆるクロヨンと言われているところの不公平税制が何らこれでもって正されていかな、こういう二つの不満があると思うのです。それから四つ目は、もう時間がありませぬから一括して申し上げますが、結局こういう方式をやるということは税の中立性というものが損なわれるのじゃないか。結局マージン率の高い産業が得をする。税金が今度は名前を変えて補助金という形でそういう業者に与えられることになるわけですね。結果的にマージン率の高い産業が拡大をして低い産業が衰退をしていく。市場競争のメカニズムが結果的に大変ゆがめられた形に働いていくのじゃないか、こういう危惧があるわけですね。

それから五つ目は、今度は産業組織的にも大きなインパクトをもたらす。簡易課税制度なりあるいは境界排除制度、免税業者の問題、こういう大変事業者寄りになった仕組みをとったために、結局免税点が三千万円、それから簡易課税が五億円、どちらも私は非常に高いと思うのです。言いかえまして、そういう三つのことから零細事業者を優遇する措置につながるのではないか。結局そこから来るものは事業規模の細分化とか、税がもたらす産業組織に対する中立性を極めて損なう影響として出てくるのじゃないか。

さまざまな点を挙げました。免税業者の問題も、結局三千万円以下というのは六八%を構成するわけでしょう。こういうた免税業者の数が多いうことは、今度は逆に言いますと、課税業者が適正な転嫁をするためには、免税業者というものをそれなりに取り込まないことには課税業者が大変不利になる。そういうことからカルテルの問題も生じてくるわけですね、さまざまな問題を引

き起こそうとしているというふうに思うのです。時間が来ましたから簡潔に答弁をお願いいたします。あともうちょっとやりたいです。

○尾崎政府委員 まず簡易課税につきまして、業者の手元に残ってしまうのではないかと御指摘は、先生のおっしゃるとおりであらうかと存じます。ただ、この制度は、要するに今度の税制改革の目的であります公平、中立、簡素のうちのいわば簡素という見地に立って考えられているものでございまして、零細な業者の方々が納税をするに当たって大変手間暇がかかると思われ、これに對する配慮をどこまで考えるかということであらうかと思ひます。

それから、仕入れを売り上げの八〇%と割り切ってしまうことは計算上大変簡素なことであるわけですが、確かに正確さという点では問題を生じてこようかと思ひます。どちらにウェイトを置いて考えるかという政策的判断の問題であらうかと思ひますが、そこをきりぎりの割り切りをしたということではございません。

付加価値税として問題ではないかということではございますが、付加価値税は御承知のとおり二種類あります。一つは所得型の付加価値税、もう一つは消費型の付加価値税と言われるものでございまして、消費税は分類すれば消費型の付加価値税でございます。売り上げの税から仕入れの税を引いて、その差額が付加価値に相当するということに考へておるものでございまして、そこでこの簡易課税につきましても、売り上げの八〇%が仕入れであるということと、そこで引き算をしていくことになつていくわけでございますので、取引高税というようにお考えいただく必要はないと存じます。御指摘のように、業者数でいいますと簡易課税の選択は九割を超える人がなさいます。しかし、取引額からいいますと全体の二割以内の話でございますので、全体の取引を攪乱するということはないのではないかと存じます。

それから、例の所得把握の問題は、先ほどお答えいたしました。

それから、マージンの差によりまして中立性を欠く結果にならないかという御指摘でございますが、しかし、現実には事業者の方々は転嫁ができませんというところを大変問題にしておられるわけでございます。本当にマージンの差をそのまま自分の懐に入れるような利益率を上げるといふようなことに回されるのかどうか、そこところも一つはつきりいたしません。業種別の差でございますので、例えば床屋さんと小売屋さんとの競争関係のような話になるわけでございます。そんなに中立性を損なうということもないのではないかなというふうに存じます。

それから、産業組織についていろいろインパクトを与えるのではないかと存じます。これが零細業者の取引高に占めております全体の比率のことを考えてみますと、さほど大きなことにはならないのではないかと存じます。確かに非課税業者を取り込んでカルテルを設けるというような例は出てこようかと思ひますけれども、いわば自分で税額の計算ができないような方々に、コストをきちんと計算をしてコスト分だけ上乗せをしろといつても相当無理な話でございますので、同業者と並んで同じ率だけ非課税業者が価格に上乗せをしたとしても、特別にこれを指導するところまではいけなないのではないかと、やむを得ないのではないかと存じます。このように考へておる次第でございます。

○中村(正男)委員 大変申しわけないのですが、公正取引委員会、自治省の方においでいただいたのですが、時間が参りました。また次の機会にお願ひをしたいと思います。

最後に、今主税局長がお答えになったのですが、それぞれにやはりあいまいさは残る、こういうことであります。とりわけこの仕組みは、消費者の立場を無視して専ら納税義務者の立場に立った仕組みではないのか。現実には大蔵省が数字を発表しておられるのですが、今申し上げた簡易課税方式なり、境界排除方式、あるいは三千万円の免税業者と非課税業者の関係等々で四千八百億円、

結局消費税の収入全体の八割に相当する大変大きな額がそのまゝ税務署の方に届かない、それぞれの業者の手元に残る。まだ実施もされないこの段階で四千八百億円というような数字が出ているわけですね。

これはもう四月一日から消費者は確実に消費税を取られるわけですから、そういう立場からしますと本当にやりきれない気持ちであります。スタートの前から欠陥が指摘をされ、当の大蔵省の首脳ですら見直しが必要だ、あるいは与党の首脳の話でも仕組みについては見直しをやらねえといかぬ。やる前から見直しが必要となっておる税制度というのはいかぬことがないと思うのです。こんなことを平気で四月一日からやろうとしている。我々としてはどうしてもこれは納得できない。中止もしくは延期すべきだということを申し上げて、時間が参りましたので終わりたいと思います。

○中村委員長 沢田広君。
○沢田委員 時間が若干超過しましたので、その分は節約したいと思ひます。
大臣、最初に、今の円安とインフレの懸念というものが言われておりますが、何らかの対応が必要だと思ひますか、どうですか。
○村山国務大臣 我々も今の為替相場は非常に注意しておるところでございます。しかし結論から申しますと、今のところこれは注視しておりますけれども、今とちやええどうしなくちやならぬというところまでは来ていない、このように考えておりまして、事態の推移を注意深く見ていきたい、かように考えておるのでございます。

○沢田委員 今、不意打ちの質問みたいな格好になったというところで、もう少し時間を置いてからもう一度質問します。
関税で、きょう提案されております法案以外に、当面課題になっている問題あるいはこれから解決しなければならぬ問題、それを挙げてみてください。

○長官政府委員 今、輸出入の貨物あるいは旅客

数も大変ふえておりますので、これに対応いたしまして事務処理の迅速、適正化を図っていかねばいけませんというものが最大の課題であるというふうに考えております。

○沢田委員 品物的には、特に何か懸案になっておつたり今後早急に解決しなければならぬ、そういうものは持っていますか、持っていないのですか。

○長官政府委員 今幾つか具体的に持っているものはございますが、ウルグアイ・ラウンドの中で対応していきたいというふうに考えております。交渉を続けているところでございます。

○沢田委員 できるだけ早く国民に知らせながら、その結果のいかんを問はず合意が得られるように努力をしていただかなければならぬと思ひますので、お願いしてそれは終わります。

続いて、牛肉の輸入自由化に伴ひまして畜産事業団が、私も二、三回この問題を取り上げてきておりますが、畜産事業団の談合疑惑あるいはその前には汚職というふうなものもありまして、公正取引委員会においてもこの点は疑念があるので調査をする、こういうことを他の委員会では述べているようであります。この法案が提出されるに当たっては、やはりそれらのことを払拭して提案をしていくということが必要だと思ひますので、取引委員会の調査の現状、対応についてお答えをいただきたいと思います。

○鈴木説明員 御説明申し上げます。
畜産振興事業団の輸入牛肉の買入れに伴ひまして、牛肉輸入業者が事業団の行う冷凍牛肉の買入れ競争入札におきまして、共同して各社の落札シェアを固定している疑いがあるというところで、ことしの三月七日、八日の両日、同法の四十六条の規定に基づきましてこれら商社三十六社とその団体一カ所、合計三十七カ所に立入検査を行いました。千三百件を超えます資料を収集をいたしました。現在これらの資料を整理中でございます。速やかに関係者からこの資料についての事情聴取をする予定でございますので、できるだけ早く

結論を出したいと考えております。

○沢田委員 これ以上言いません。時間の関係もあります。リクルートの方は捜査をされた後、書類の押収等があればどこからか国民の前に出てきておる。これはちつとも出てこない。ちつとも進行していないのじゃないかと考える。温めてしまつていないのじゃないかと思ふのでありますが、そういうことのないように、やはり国民の疑惑を晴らすということで対応していただきたい。これは要望にしておきます。

特に私が申し上げているのは、国民が今まで高い牛肉を食わされてきた、こういうことで私も三年以上におわたつてこれを言つてきているわけですね。だから、八百億くらいもうけるその金は全部農業の振興のために使つてしまふので、消費者には還元されてこない。そのことは不都合ではないかというのを、大蔵大臣には初めてかもしれないが言つてきたわけですね。せめて半々くらいは消費者にも還元をするという姿勢が必要ではないのかというのを言つてきたわけでありまして、そういう意味においてもニクらしい、こういう話をしたこともあつて、それで二十九日を肉の日にするなんと言つたがちつとも下がらない。本當に悔らしい、こう思つてゐるわけでありまして、その点は改めて公正取引の立場から厳正な対応を期待してやみません。

続いて、今度牛肉の取引は、畜産事業団は牛肉についてはともかくやらないかと思ふのです。これは大蔵大臣の方に關係してくると思ふのです。今、補助機関として独占的な取り扱いをしていくわけですね。今度は自由売買になつてくる。そうすると畜産事業団の存在する意味は何なのか。今までは一手に仕入れてきて、それで補助金をひねり出して補助をしていた。そういう役割があつた。ところが、今度関税も二五%から七〇%に当面上がつてしまふ。国もうんと入るわけですね。だからかつて国が支出をして、もし法律が必要なら立法措置を講じて、国が所要の予算措置を講じてやつて、かえつてそういうものをつくらない

方がいんじゃないのか、私はこういうふうに考える。この点は総務庁の行政監察局において、そういう意味を含めて、そのあり方、それから今後何が任務なのか、今後どういう役割を果たすのか、そういう立場で検討してもらいたい、こういうふうに思ふのですが、いかがでしょうか。

○榎本説明員 総務庁におきましては、現在畜産に關する行政監察を実施しております。これは私どもの出先で、昨年の十月から十二月まで実地調査をしていくところでございます。この監察は、牛肉の生産、それから流通、消費全般について監察しているものでございます。出先からの報告を現在取りまとめしておりますので、生産、流通、消費全般についての検討を行つてまいりたい、こう思つております。

○沢田委員 それはそれなりに意味があると思うので、それはぜひお願いをするが、地方じやなくて中央における立場もはっきり申し上げると二つあると思ふのです。

一つは、従来の権益を守りたいがために、これからの各輸入業者に対していろいろなアタックをしていくというシステムが生まれるのではないのか。いわゆる天下り官僚が支配をしているわけでありまして、当然そういう構造が生まれてくる危険性がある。

それからもう一つは、非常に純粋な立場で、商社等が勝手な価格構成をつくらないためへの一つの監視機関としての役割を果たしていく、こういう二つの側面を持っていると私も思ふのです。しかし、どうもどつちかという悪いような方向の方がウェイトが高くなる危険性があるのじゃないのか。果たしてどういう役割を今後持つべきなのか。そこで貸借対照表その他を見ましても、補助金を国が八百億出して果たして意味があるのだろうかという疑念を持つわけでありまして、きょうは時間の關係で予算書から決算書等については触れませんが、その点については、高い牛肉を食わされ続けてきた国民の恨みつらみがここに集まつたんだ、私はそういうふうに思ふわけ

で、生産者の声は生産者の声でこれは要請があり
ますけれども、別にそういうことを期待している
わけじゃないですね。生産者は生産者の価格がど
う守られて、いわゆる正常な利益、こういうもの
が確保できるかという点に対する要望書は来て
おります。どうかそういう意味において、ひとつ
総務庁行政監察局においては監察をしてもらいた
い、こういうふうに思います。下からと上からと
両方あわせてやっていただきたい、こう思いま
すが、いかがですか。

○福永説明員 先ほど出先と申し上げましたが、
私も出先機関を使って実地に調査をした、こ
れを本庁で取りまとめると全体的な勧告をする、こ
ういうことでございます。

それから、先生お話しの方の畜産事業団の点でござ
います。これは牛肉自由化という中で、自由化
までの間に運営上改善する点がないかという観点
から調査をいたしているところでございます。

○沢田委員 では、これも時間の関係で、今後の
あり方も含めて、休眠会社になったものではどうに
もなりませんので、そういう意味においての活性
化、役割、それから国民への奉仕、そういう立場
でどうあるべきかということも検討していただき
たいと思いますが、よろしいですか。――首を縦
に振っているからやるということで、答弁にここ
まで来ないことにします。

続いて、農林水産省の畜産局におきましては、
今申し上げたような諸課題についてどう対応する
所存でございましょうか。

○太田説明員 今先生から御指摘ございました事
業団の問題でございますけれども、事業団につき
ましては、平成三年度から牛肉の自由化が行われ
るという点になりまして、要するに事業団が輸
入牛肉についての売買に関与するということは終
わりになるわけでございまして、従来からの
業務といたしまして、指定乳製品の価格安定、
あるいは国産牛肉あるいは国産豚肉の価格安定業
務、それから加工原料乳の不足払いの交付業務、
それから乳業者の債務保証業務等いろいろの業務

を行っているわけでございまして、そういう業務
は引き続き行うことになるわけでございます。

それから、前回の臨時国会で畜産二法が成立し
たわけでございまして、その中で要するに
肉用子牛についての不足払い制度ということが実
施されることになっておりまして、それもいわゆ
る加工原料乳等の不足払い交付業務をやってお
るわけでございまして、そういう業務を事業団に
おいて実施していただくということで、そういう
権能を与えていきたいというふうに考えて、そう
いう法改正を国会に提出いたしました可決してい
ただいておるわけでございまして、そういう業務
で、やはり私もいたしまして、国産の牛肉
あるいは豚肉、それから加工原料乳の価格安定業
務と一体的にそういう不足払い制度を実施するこ
とによって、国産牛肉それから輸入牛肉全体の需
給の安定義務にしっかりと対応をしていきたく
い、こういうふうに考えておるところでございま
す。

○沢田委員 今まであったような事態というものを
を防ぐための対応、それから今述べられた中の価
格安定対策の権限、これが一つは奥の手なものであ
ります。この価格安定という一つの行政権限とい
うものを通しながら、各輸入業者に対する要す
れば干渉等々を行いたいというものになってはな
らないのでありまして、一つは従来の畜産事業団
からの脱皮、それから以前起こしたような事態を
再び起こさせないための担保、それからもう一つ
は、今述べられた中にもありましたが、要するに
真の畜産事業団としてのあり方を求めてもらいた
い。この三つについては御検討いただけますか。

○太田説明員 先ほど来御指摘でございます例え
ば、談合疑惑の問題は、御案内のとおり、現在公正取
引委員会の方で三月七日、八日で調査をしており
ます。私もその調査結果が出た段階でやはり適
切な対応が必要だろうというふうに考えておりま
すし、かつまた、先ほど来先生が御指摘ございま
した輸入牛肉につきましても、円高差益還元とい
うようなことで約三割売り渡し価格を下げており

ます。消費者価格で約二、三%は下がっている
というふうに私も一応つかんでおるわけでござ
いまして、そういう意味でも事業団の役割という
ものがより国民に理解されやすい体制というもの
を組んでいきたい、こういうふうに考えておるこ
ろでございまして。

○沢田委員 これは念のため、もう時間が無いで
すから論争はしません。百三十六円を基準にして
今までずっとやってきたわけですから、百二十円
のときの分から見ればえらい為替の利益を上げて
いるわけであって、必ずしもその円高差益の還元
が万全であったとは言えないと思います。これは
論争になりますからやめますけれども、そういう
点も一方ではないと、私も率直に二面を言ってお
るのですから、あなた方も率直に二面を言っ
て、国民に理解を求めていく方途を講じて、憎ら
しい畜産行政にならないようにひとつ頼みたいと
思います。

続いて、会計検査院においてをいたしてござ
います。これだけいろいろの問題を起してきて畜
産事業団でありますから、会計上四十億の受け取
り利息を上げていくという資金運用等々を考
えてまいりますと、やはり会計検査院もこういうこ
とから当然入って、それぞれ会計諸法に適合して
いるかどうか調査をされているのだらうと思うの
であります。さて、それだけ速やかに行っても
らいたいと思ひますし、一応会計検査院の立場か
らの御見解を承りたいと思ひます。

○山崎会計検査院説明員 畜産振興事業団に対す
る検査でございますが、事業団本部につきましては、
毎年度九月と年度末の二回にわたって、輸
入牛肉の買入れと保管あるいは売り渡しと
その他の業務を検査しております。

それから、事業団の輸入牛肉の売買差益を原資
といたします指定助成対象事業、これにつきま
しても、この助成を受けております農業団体につ
きまして、各都道府県の会計実地検査の際にその実
施状況を検査しているところでございます。直接
ただいまの談合等の問題につきましては、直接

本院の検査になじむものではございませんけれども、
輸入牛肉の買入れにつきましては、従来から
契約事務が適正に行われているかという点、特
に入札に当たって作成される予定価格が適正な
ものかどうかという、この積算の適否について検査
してまいっているところでございます。今後も十
分な検査をしてまいりたい、このように考えてお
るところでございます。

○沢田委員 お願いいたします。
続いて丸太なんでもありますが、東南アジアもそ
うです。アメリカでもそのようですが、原木の
輸出に対して極めて警戒心と、言うならば余りし
たくない、丸太は嫌だ、輸出制限の法律をつくろ
う、こういうような動きもあるくらいですね。こ
ういふことはどこから起きているのかということ
が一つと、それから、これに対応する我が国のや
り方はどういふふうにしたらいのかというふう
に思ひますので、この点はどういふふうな状態と
して把握をしておりますか、お伺いをいたしま
す。

○後藤説明員 今先生お尋ねの、これは米国の丸
太輸出の件だと考えておりますが、現在米国の木
材輸出に關しましては、連邦有林の丸太につ
きましては輸出が禁止されているところでございま
す。近年これに加えて、地元製の製材業界の要
望を背景にいたしまして、米國議會内におきま
して州有林の丸太の輸出を禁止することを内容とし
ます法案が提出されるなど、規制を強化する動き
があるというふう聞いております。

そういうことで、現在我が国の米材丸太輸入の
大半は規制のない私有林からのものというふう
に思われるわけでございまして、こういった公有林
におきまして規制強化の動きにつきましては、我が
国の米材の製材業界に影響を与えることから、情
報の収集に努め、その動向を注視してまいりたい
というふうに考えておるところでございます。

○沢田委員 対応に過ちなきよう、ひとつ自由貿
易の原則に立つて、そういう阻害が起きないよう
な対応を十分図られることを、これは関税だけ

やなくて通産にも関係する、林野庁にも関係するの
でしようが、それぞれの分野を通じて、ひとつ円
滑な貿易関係が樹立できるよう対応していただき
たい、こういうふうに思っています。

最後に大臣に、突然ではなくても一回申し上
げますが、今の円安関係の進行、それからマネー
サプライズインフレ傾向の懸念、これは先ほど述
べられましたが、何らかの対応が必要になってき
つつあるのじゃないのかということ私が私たち素人
考えで言えるわけです。これは簡潔で結構であり
ますが、お答えいただいて質問を終わりたいと思
います。

○村山国務大臣 きょうの相場の寄りつきは百三
十一円十八銭だと思っております。きのうより少
し円高の方に行っております。もちろんこの問題
につきましては、今世界は、どっちかといえます
と安定志向の方に非常に向いているんじゃないか
と私は見ているわけでございます。アメリカもE
Cも今拡大を続けております。したがって、いろ
いろなそれぞれの国の国内条件あるいは世界全体
としての景気の拡大、これを何としてでも崩した
くないということ、やはり取引の尺度でありま
す為替の問題あるいは国内消費者物価の問題、こ
ういったものをできるだけ安定させたいという方
向でそれぞれが苦心しているところでございま
す。そういう意味で私たちも注意してまいりたい
と思っております。

○沢田委員 終わります。

○中村委員 野口幸一君。

○野口委員 関税法の改正問題に先立ちまし
て、一つだけお尋ねをしたい問題がございます。
これはマル優制度の、非課税貯蓄制度の改正に
伴う問題でございますが、この法律によりまして
遺族年金受給者をその適用対象、つまり非課税の
対象にしたという理由はどういうところからお決
めになったのですか、まずお伺いいたします。

○尾崎政府委員 マル優制度の対象として残っ
ております老人、母子家庭、それから身体障害者等
につきましてでございますが、なぜ例外としてマ

ル優制度がそのような方々に残されているかとい
う考え方は、所得の稼働能力が減退した方々、そ
ういう方々の貯蓄につきまして特別の配慮をする
という考えでございます。

○野口委員 そこで伺いますが、その場合、対象
者となる者は遺族年金受給者のうち妻に限る、こ
うなりました理由はいかようなものですか。

○尾崎政府委員 ただいま申し上げましたよう
に、制度の趣旨が稼働能力が減退した者というこ
とでございますので、お子さんの場合でございま
すと、これから稼働能力を増していくというよう
なケースが多いかと思えます。したがって、いまし
て、お子さんをこの適用対象とすることは考え方に沿
わないのではないかとということで、妻に限り認め
るということにいたしました。

○野口委員 言葉の上だけで聞いていますとそれ
もそうかなと思えるのでありますが、実態はそう
ではなくて、妻の場合でも仕事をすれば所得はあ
り得る場合もございまして、年少者の場合は、ま
だ大学等に在学中の者というは決してそんなに
所得があるわけではありませぬし、また逆に、独
身者で遺族年金の受給者が父母の場合もこれまで
存在するわけでありまして、この点では非常に矛
盾があると思うのであります。今後遺族年金受給
者のマル優制度の適用の対象については一考あつ
てしかるべきだ、こう思うのであります。

非常に不公平である。妻だけということにつ
いてはいかにも狭義的解釈であり、この場合は例え
ば一定の年齢制限を設けて、ここまではその対象
にするとかあるいは老親の場合はどういふ形にす
るとか、いろいろなことがあつてしかるべきでは
ないか。妻だということになりますと、おっしゃ
るように所得ということになりますと、必ずしも
所得が全然、それだけで生きている人もいるかも
わかつていまいし、また仕事をしておられるか
もございまいし、そういう分け方はいさ
さか不公平ではないかと私は思うのであります
が、この点お考え直したくことができないも
のだから、重ねてお尋ねいたします。

○尾崎政府委員 マル優の適用対象者を判断した
しますときに、預金をいたします段階で銀行の窓
口等におきまして判断をいたす段階ではない。そ
こでどうしても画一性というものが求められてく
るわけでございます。先生御指摘のように、個々
の事情といたしましてはいろいろなケースがあ
るかと思えますが、そういう制度の画一性とい
う点から限界があるというように考えております。

特に御両親の場合ですと、御自身がマル優の対象
になるというところでございまして、御自身
の問題として問題が解決されるのではないかと考
えます。

○野口委員 両親の場合は六十五歳以上というこ
とになるわけでございまして、六十五歳までの
方を対象としてございまして、子供の場
合にしまして、少なくとも大卒までぐらゐの年
齢というところになるであらうし、いずれに
いたしましてこの点は省令でもって対応でき
ると思ひますので、一応この問題はペンディングに
していただいて、マル優制度の適用対象について
は妻に限るという狭義的な解釈はひとつお考え直
しをいただきたいということを申し上げておきた
いと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○尾崎政府委員 税制問題はいろいろなることを検
討してまいりますので、先生の御意見がございま
したこともよく勉強させていただきますと存じま
す。

○野口委員 次に、同じ公的年金制度の中で、共
済グループの年金制度が、昭和四十八年の法改正
が行われるまでは掛金十年未満の遺族に対して年
金が当たらせませんでした。いわゆる一時金支給とい
うものがございました。この一時金支給者が、今変
わつておられるわけでありまして、現在どのくらいあ
つたかというところを把握しておられますか、御存
じであればその数字をお聞かせいたしたい。

○篠沢政府委員 共済におきます遺族一時金の制
度は、先生御承知のことと存じますので省略させ
ていただきますが、その数字といたしまして、国
家公務員共済全体で、昭和四十八年までの間にこ

れの支給を受けましたのは約七千人ぐらゐであ
らうというふうに把握しております。

○野口委員 わずかな人なんでありませうけれど
も、遺族という立場から見ますと、この一時金を
預貯金をいたしまして、いわばその利息をもって
年金にかえていくという現状でございまして、先
ほどの議論ではございませぬけれども、マル優の
いわゆる課税対象外の中に入っていないわけ
でありまして、これもまた一部から非常に不合理で
はないか、ささやかな金を銀行なり郵便局に貯金
をして、その利息を何とかして子女の学資に充て
たいとか、いろいろなことでもささやかな金を使
つておられる。その利子に対して課税するのは酷
ではないか、こういう話でございまして。私もその
ことを承りまして、非常にわずかな人たち、対象
者ではあるけれども、この人は救つておいてあげ
なければいけないのではないかと、弱者を救済する
という趣旨からいふならば、この人たちは適用外
にしていただかなければいけない、こう思うので
ありますが、当局はいかがでありますか。

○篠沢政府委員 税金の制度としてこれをどう考
えるかという点の、実はただいま国家公務
員共済全体で約七千人程度と申し上げましたので
すが、ほかの共済もいろいろございまして、そうい
つた共済を通じてどのくらいになるかということ
になりますと、だんだん把握しにくくなつてく
る。それから特に各人別の氏名、どういふ方がど
のような金額についてどう受け取つておられるか
といったような各人別の把握というのは、共済グ
ループ全体を通じて、恐らくすべてを的確に
判断することがかなり困難ではないかというよう
な事情がございまして、

と申しますのは、これらは時効との関係で書類
の保存期間を十年としておるものでございませ
うから、先ほど先生おっしゃいましたように、昭和四
十八年から既にそういうものはなくなつておりま
すので、若干この点の把握が難しいのではないか
という技術的な問題もあるということを、まず制

度の前に申し上げておきたいと思ひます。

○野口委員 これも先ほど尾崎局長にお願ひをいたしました。いわゆる政省令でもって対応し得る幅の中にあると思ひますが、いずれにいたしましても、これらの対象者はわずかでありません。非常に困難な中であつて、わずかな退職一時金を貯蓄に回して、その利息を当てにしておられるということだけは事実として現存いたしております。

したがひまして、この人々が一定の書類なりあるいは支給を受けたということの証明書等、あるいはまた金額等も含めまして申し出た場合におけるところの処置はこうしてやるといふようなことが仮にありますが、今把握できないとおっしゃいましたけれども、例えば受給者のうちでそういう申し出があれば対応してやるといふ温かい仕組み等が示されれば、私は、共済グループの中から適宜そういった問題についての広報をいたしまして、広くそのことを周知することによって救済し得るのではないかと思ひます。いづれにいたしましても金額的にはそんなに大きなもの、国の財政に影響を及ぼす部分ではないと思ひます。情けをもつて知る主税局でございますから、その辺のところはよくわかりであらうと思ひます。

したがって、こういうささいなところで国民の皆さん方の、しかも零細な所得者に対しての御配慮が出てくるということがにじみ出ているならば、新法の施行に当たつても、情けも実もある主税局ということになるんじゃないでしょうか。そういう意味合いでもまたお考えあつてしかるべきではないかと思ひますので、この点についても今すぐにとり御答弁は難しいかも知れませんが、御参考にしていただきまして、ぜひとも政省令の改正につきまして御考慮をいただきたい。一言御答弁をちょうだいしたいと思ひます。

○尾崎政府委員 先生の温かいお気持ちにはよくわかるのでありますが、先ほどのような実情でございますと、何分にも金融機関の窓口で処理をして

いたかなくてはいけない問題でございますので、技術的には大変難しい問題ではないかなという気がいたします。

○野口委員 重ねて申し上げますが、技術的にはいろいろな問題点があるかも知れませんが、しかし、その点について考えてやろう、そういう前向きな気持ち、一遍当たつてみてやろう、そういうお気持ちをぜひ出していただきたい、そのことを重ねてお願いを申し上げます。

そこで、関税関係の質問をさせていただきますが、特に執行面について伺ひます。

まず、私も、関税率法という法律はいつも日切れ法案ということで、非常に短時間でほとんど賛成法案の中で済まされてしまつております。そこで、そこに附帯決議を毎年つけておるのであります。今日まで附帯決議を長いことつけてまいりましたが、それをどのように受けとめ、そのことの成果といひますか、そのことについてどのような御配慮があつたのか、まずお聞かせいただきたい。

○長官政府委員 国会の附帯決議につきましては私も十分に承知しておりますし、関税行政につきましては国会から大変な御理解をいただいておりますことについて感謝いたしております。

特に御指摘の点は、処遇の改善及び要員の確保という点についてではないかというふうに考えますが、この点につきましては、今大変な事務の大化の中で機械化を進める傍ら、要員の確保にも尽力をいたしているところでございます。六十三年度、御承知のとおりネット増で五名の久々の増員をお認めいただいたところでございます。厳しい定員の中でございますが、平成元年度におきましても、今の事務の大変な繁忙化、さらに消費税が導入されるということで、格段の要員確保に尽力いたしているところでございます。

また、処遇の改善につきましては、これも種々御理解をいただきながら努力いたしておりますが、例えば級別定数の改定について申し上げます

と、六十三年、これも例えば八級以上の定数につきましては十四名増をお認めいただいております。平成元年度についても同様に尽力しているところでございます。

○野口委員 今もお答えがございましたように、非常に税関業務は急増いたしております。私が申し上げるまでもなく、出入者数そのものは全国で約二千万人、対前年比一五・五増ということになっておりまして、昭和五十四年には一千万人だったものが、十年間で約倍になつていふような実情でございます。

言うまでもありませんが、局長もおっしゃいましたが、中身は非常に複雑になり、かつまた銃砲、麻薬等、覚せい剤を含めた社会悪物品の密輸入、これも手口がだんだんと巧妙化してまいりました。しかも大型化している。こういうような状況の中にありまして、さらにまた今ほどおっしゃいましたように消費税の導入ということになりまして、とてもじゃないが今までの定員ではやれない、これはもう明らかでございます。何も労働組合を代表して言っているわけではありませんが、客観的に見ても、とてもじゃないが今までの状態ではいけない。

今までは、いわば附帯決議の中で定員の増を図つてくれよ。定員法等によつていろいろ問題点はあるけれども、しかしこんなに急激に内容的にも複雑多岐、かつまた時間短縮という時代にもかかわらず二十四時間体制をとらなければならぬような非常に特殊な職場でもある、いろいろなことにかんがみまして、このことはやはり何とか解決してあげないといふものな感じがいたします。税という立場から、また「関」という立場から見ますと、先ほど申し上げましたような密輸入の問題、この密輸入の手口の巧妙化によつてどうしても水際作戦というのが大事である、入つてしまつたらどうしようもないといふことから、ぜひともこのことについては心を砕いてもらいたい。

もう一度申し上げますが、今年度の増員等について、昨年は五名というわずかな数字でございます

したけれども、消費税の導入もこれあり、かつまた先ほど申し上げました関係もこれありまして、特に大幅な増員、強化をお考えいただきたいということについて申し上げますが、局長の御答弁をいただきます。

○長官政府委員 平成元年度につきましては、消費税の導入もございまして、計画的な定数削減の中でネット増で百五十五名お認めいただきましたというふうに考えております。何とかこれで対応してまいりたいと思ひます。

○野口委員 数字もそうでございますけれども、中身につきましてもひとつ十分の御配慮をいただきたい。

以下、申し上げたいと思ひます。

それは、税関職の俸給表の関係でございます。これは人事院にお尋ねいたしますが、いわゆる一般公務員の場合の行政職の俸給表が適用されているわけでございますが、先ほど来申し上げておりますように特殊な業務でございます。なかなか最近の税関業務というのは非常に高度な資質を要するものでございまして、私が申すまでもなく、コンテナの貨物の中に、ビリヤードのテーブルの天板の下に物を隠したり、あるいは冷凍魚の腹の中に物を隠したり、あるいはまた靴の底とかあらゆるところに麻薬品を入れてみたりけん銃が入つてきたり、本当に捜査一つを見ましても、エックス線とかあるいは金属探知器、麻薬大等いろいろお使いではございますけれども、職務そのものが非常に特殊な職場になりつつある。これは一般職じゃなくて税関職というものを別に設けるべきではないか、こう思ひますのでありますが、人事院の考え方をまずお聞きしたい。

○山崎説明員 御指摘のとおり、税関業務はいろいろな職場を抱えておりまして、しかも複雑化あるいは高度化に対応しつつあるということは承知しております。輸出入部門、輸入部門等におきましては、許可とかあるいは承認とか、どちらかといひますと一般の行政とやや似ておるような職場もございまして、御指摘のように監視部門もござい

ます、あるいは一般の事務部門もございます。それらを全体として眺めてみますと、やはり現在の重要な行政職の中で処遇しまして、それぞれその重要性を見ながら、等級の格付等の運用で処置するのが適当ではないかということで取り扱っております。

○野口委員 この官庁でも、一般職に該当するものがあるはまたそれにちよつと般にしないものというのには当然でございます。したがって、事務職までとかあるいは一般管理職とか言われているような部分については税関職員俸給表をつくれと私は言っているわけではございません。少なくとも現場で働く諸君は特殊な技能を要する。特殊な職場で存在して仕事をしているという立場の方に限ってそのことは可能であるし、また適用を受けるべき問題ではないかと思っております。

私はかつて郵政省に勤めておりましたが、郵政省におきましては外務職、外に出ていく者、いわゆる郵便を配達している者の中とは違ふとか、そういうふうな差がございました。俸給表も違ふわけでございます。そういう適用は他の官庁におきましてもございます。当然税関関係の官署におきましてもそういう俸給表の改定ということ、違つたものにするのが非常に大切ではないか。これは職員の士気の高揚にも大きくかわると思うのでありますが、重ねて税関局長、どのようなお考えでございますか、その辺について伺いをいたしたい。

○長官政府委員 先生の御指摘の点は私も常日ごろ考えていることでございます。いろいろな難しい職務に対応している職員を見ておりますと、そういう気持ちにも駆られるわけでございますが、一般各機関との関係もございますので、今後とも人事院と十分に協議をしてまいりたいと考えております。

○野口委員 重ねて御答弁はいただきませんが、隠匿物の発見、それは非常に困難性があり、かつまた危険性がございます。また、ワシントン条約や無体財産権、いわゆる専門性でございますが、

この問題につきましても、徴税事務の関係、他法令との確認問題等、いわゆる給与法十条で言う特殊性があると思ふわけでありまして、その点についてひとつ税関局長も十二分に人事院とお話し合いをいただきまして、こういう人々に対する職務給、いわゆる税関職員俸給表というものの体系を確立すべきではないかということについては、特段の御配慮をお願いしたいと思ふのであります。

そこで、それに関連して申し上げたいのでありますが、特殊勤務手当の関係でございます。特に麻薬大を扱っておられる人々でござりますが、御案内のように麻薬大を扱っている人というのは、その日そのときだけ大に接すれば、大が非常に巧妙な仕事をしてくれたいというわけではございませんで、常日ごろえづけをし、かわいがりと言っておかしゅうござりますが、一緒に散歩に連れていってやったり、あるいはまたいろいろな話でありまして、ふんの世話もする。いろいろなことをしてやってみて、その人と大のつながりができるのであります。非常に密接な関係がございます。そういう仕事を人々というものは、服装一つにしても、大のおいが体に着いたし、衛生上もいろいろ特殊な環境にあると思うのであります。先ほど来税関職の特殊性を申し上げましたが、その中でも特に麻薬大を扱う人々に対して特殊勤務手当を支給すべきではないか、これは私の主張でござりますが、いかがなものでございましょうか。

〔委員長退席、大島委員長代理着席〕
○山崎説明員 特殊勤務手当でございますけれども、その手当の性格からしまして「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務」に従事した場合に支給するというふうな法律の規定がございます。この「著しく」をどの程度のものとするかの問題もございます。

人事院としまして、国家公務員、いろいろな職場あるいはいろいろな職種を抱えております。そういうものの全体を見ながら、バランスのとれた形で特殊勤務手当を配置していくことも必要でございますので、麻薬探知大を取り扱う業務につきましても、手当新設の要望があることは承知してござるところでございますけれども、ただいま申し上げました著しい特殊性という点から、この業務につきましても、他の特殊勤務手当を支給しております業務との比較から見まして、現状では困難であると考えてござるところでございます。

○野口委員 私は、それはいささか狭義な解釈だと思ふのであります。確かに、大好きな人が犬の世話をするというところは、これは自分が好きでやっているわけですからいいわけでありまして、けれども、仕事として犬を取り扱う、しかもその脱走の処理もしてやる。いろいろな人間と犬との間の関係をよくするために、仕事の中でやらなければならぬ特殊性というのが非常に問われるわけでありまして、特に麻薬大というのは、人事院の方でも御存じのとおり、非常に敏感な性質を持つていて大でありますから、人間とのかかわり合いというのは非常に大事にしなければならぬものであります。警察大も同じでありますし、盲導大も同じであります。特に麻薬大の場合においては職務としてそのことがあつて、それで税関職員の中で特に麻薬大を扱う人については非常に特殊な勤務である、私はそう断定をするわけでありまして、人事院におかれましてはぜひとももう一度現場をよく御視察をいただいて、麻薬大と職員との関係、どのような状況において今仕事をなされているかということ、失礼ながら御存じないのじやないかと私は思ふのでありますが、現場へ行かれてごらんになったことがございますか。どうですか。

○山崎説明員 一度税関にも行きまして、税関の方からいろいろお話を聞いたことはございましてけれども、直接その職員なりというところはございません。

○野口委員 ぜひ現場で犬を扱っている職員の実態というのをごらんになっていただきたいと思ふのであります。決してあなたがおっしゃるような、特殊ではないと断定するに至る結論は出てこないと思ふのであります。どうかそういう前向きな対応を人事院の方も税関局の方も十分御配慮をいただいて、これもそんなにたくさんの人じゃありません。ありませんけれども、本当に税関の業務の能率を高めていくためには、やはりこういうことも非常に大事なことではございまして、したがって、今後増大するであろう麻薬取り締まり、あるいはまたそういう関連する業務の確実な水際作戦の職務を遂行していただくに欠くべからざる要件だと思ふので、ぜひともこの点について御配慮をいただきたいと思ふのであります。改めて税関局長にお聞きをいたしませんか、よろしく御配慮をいただきたいと思ふのであります。

時間が参つておりますので、もう一つだけ申し上げますが、時間短縮の問題でございます。時代の流れでございまして、それぞれの官庁も本年一月から四週六休の土曜閉庁が実施されております。先ほどちょっと触れましたが、税関の業務というのはなかなか難しい官署ではありますけれども、現在どのような状況でこの問題を受けとめておられるか、また将来完全週休二日制が実施された場合におけるこの勤務時間帯のあり方、あるいはまた交代制勤務の状況をどのように改善をして、職員の勤務時間という問題についての展望をお持ちなのか、この辺について伺っておきたいと思ひます。

○長官政府委員 御指摘のとおり、ことしから土曜閉庁方式が採用になりまして、現在税関では閉庁官署をできるだけふやす、開いているところを少なくするという観点から、周辺の出張所につきましても本閉庁方式というところを実施いたしております。閉庁土曜日に一部業務を行っている官署は三十八官署でございまして、現在閉庁土曜日のところ混乱なく推移しておりますが、年度末がどのような状況になるかというところを見きわめているところでございまして、この状況を見ながら

閉庁官署の数を減らすという、逆に周辺出張所を開くという場合も将来予測されますので、もちろん閉庁時に出勤していただいている職員の数でできるだけ減らしていきたい、それを当面の対応にしていきたいというふうに考えております。

○野口委員 これも御答弁は要しませんが、最後に申し上げておきますが、この辺も関税局長として、ましては少なくとも前向きに、少しでもそういった土休の職場がふえていくように十分御配慮をいただきたい。ぜひともお願いをいたしたいと思っております。

やしていただいた。本当にありがたいことだ。ぎりぎりの線で百五十五人ふやしていただいたと思っております。今後とも執務体制を十分見きわめまして、御趣旨に沿うように善処してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○野口委員 質問を終わります。

○大島委員長代理 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時一分開議

○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。柴田弘君。

○柴田(弘)委員 初めて村山大臣に御質問をさせていただきます。どうぞよろしく願います。

私は、きょうは消費税を中心に行っているところと御質問をしたいわけでありまけれども、まず財政問題についてお聞きをしたいと思っております。

大蔵省が発表されました財政改革に対する基本的な考え方あるいは「財政の中期展望」を見ましても、平成二年度赤字国債脱却、これはゼロになっております。前は六十五年度赤字国債脱却、こういうふうに言っておりましたが、これは現実なものになったのかどうか、あるいはそうでないならば今後どのような努力をして財政再建の目標を達成していかれるのか、まずその点についてお伺いをさせていただきます。

○村山国務大臣 平成二年度赤字国債脱却ということをお聞きから目指しておるわけでございますが、ことしの当初予算でもおわかりのように、今度は一兆三千億ぐらいの赤字公債でございます。このことは来年度ゼロにするための現実な第一歩を踏み出したのではないかと、こう思っております。ごさいいます。もちろん単年度予算でございますし、歳入との関係もありますので、来年は一〇〇

％大丈夫だなどということは言える立場ではございませんが、確かな一歩を踏み出した。だから来年度も引き続きゼロにすることに全力を挙げてまいりたい、かように思っております。

○柴田(弘)委員 答弁は了解いたしました。

確かに申し上げるように、平成元年度予算案、赤字国債を一兆八千二百億円減額して、平成二年度赤字国債依存からの脱却を、大臣がおっしゃったように一〇〇％とは申しませんが、その一歩を踏み出した、その可能性あるものにした、こういうふうに私は考えているわけであります。

そこで、平成元年度予算案について四、私は問題点の御指摘を申し上げ、大臣の御所見を伺いたいわけでありま。

一つは、天下の悪税と言われている消費税を導入していること、これはあくまで撤回していただきたいということでありま。いや、すべきである、このように思っています。

二つ目は、経済大国にふさわしいゆとりある国民生活の実現や、今後の高齢化社会に向けて社会保障制度の充実を図るとともに、住宅や住環境の整備を初めとする生活関連社会資本整備を系統的にどう進めるかという、中核となる理念と計画性がいささか欠けているのではないかと。

第三点は、平成二年度赤字国債発行ゼロを実現したといえども、国債発行残高は百六十二兆円になります。これは予算編成の段階で大蔵省が政治と妥協を重ねた結果だと思っております。その辺について、大蔵省の罪も深いということをお断り切実に感ずるわけであります。

第四点は、赤字国債脱却後の新たな財政再建目標をどのように構築していくのか。理屈の立たない歳出にはブレーキをかけ、きつちりと手綱を締めなければ、ばらまき財政の加速は避けられないだろうと思っております。

以上四つの問題がありますが、簡単に結構です。大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○村山国務大臣 今度の消費税は、四十年来のシヤブ税制が基本になっておる体系を基本的に改

めようとするものでございまして、消費税だけを独立で論ずることはできないと思っております。ごさいいます。そういう意味で所得税、住民税の減税とあわせていく、あるいはさらに法人税の減税あるいは相続税の減税とも関連する問題であると考えております。消費税についてはいろいろの意見がございまして、そういう意味で、我々はこれからの高齢化社会あるいは国際化社会に必ず役に立つに違いないと思っておりますので、撤回するという考えはございません。

それから第二点でございますが、日本は経済大国になったけれども実際の生活内容はどうか、こういうことになりま。おっしゃる通りに食料費はほかの先進国の約二倍になっている、あるいは土地価格が非常に高いために住宅事情が非常に劣っており、この問題を解決しなくてはいかぬ、こういうこととございいます。

おっしゃるような施策は、我々は税だけで土地対策にはならない、これはかねて言っております。ことしは幸いに国土庁を中心にして土地基本法、土地というものについて一体どう考えるのか、所有と利用の関係あるいはその還元の問題、こういったことを基本的に掘り下げると言っておりますので、我々もその線に沿って今後の効果的な税制改革を進めてまいりたいと思っております。

また、食料費の問題につきましても、恐らく土地問題と関係ないことはないだろうと思っております。今度農水省におきましても生産性の向上あるいは利用面積の増大、こういったところを視点を当てまして、既に今年度予算に示されるように動き始めておるのでございいます。この道は間違いのない道であると思っております。これは内外とも非常に影響がある問題で、どんな手順でどんなスピードで進めていくかということとございいますけれども、こういった問題で考えてまいりたいと思っております。

それから、赤字公債から脱却してもなお多くの問題が残るじゃないか、御指摘のとおりでござい

ます。何よりも赤字公債を脱却したいということ
でいろいろやってまいりましたが、そのために一
般会計からの繰り入れを繰り延べておりました
り、こういったものがたくさんございます。それ
から国債整理基金特別会計への定率繰り入れ、こ
れも今N.T.T.の売却収入があるので、幸いにして
繰り入れておりました。しかし、やがてその繰り
入れはもうなくなるという問題になりますれば、こ
れは財政問題としては大きな問題になることは当
然予想されるわけでございます。

そこで、第四点の問題でございますが、今後ど
ういう目標で財政再建を図っていくか、こういう
ことでございます。問題の所在はよくわかってい
るわけでございますので、この点については慎重
に、しかし確実な目標を立ててやってまいりたい
と思っております。

そこで、具体的には本国会における論議、先生
方の御意見を十分踏まえまして、そして我々も皆
さんの御意見を反映した問題点を整理させていた
だきまして、そしてとりあえずは財政審議会の御
検討をひとつ煩わしたい、そして今後の財政目標
を立てまして着実に実行してまいりたい、このよ
うに考えております。

○柴田(弘)委員 それで、私は新しい平成時代を
迎えます大臣に要望したいのは、予算編成のあり
方ということ、この予算づくりというもののつ
きまして一遍抜本的な見直しを行つたらどうかと
いうことを申し上げたいわけでありまして、第一点
は重点的な予算の組み方でありまして、第二点は財
政節度を守る新しい歯どめ、これをやはりきちつ
としないといけない、こう思います。

第一点の重点的な予算の組み方というのは、今
まではシーリングによる一律削減方式ですね。く
しくも財政制度審議会の鈴木会長が提言してお
りますように、これは大臣もよく御存じでしょう
が、いわゆるゼロベース方式というのをとお
してござります。これは、全歳出項目について
既得権を認めず、その年の優先順位を考え予算を
編成する方式でありますね。私も、大臣に前

もってお渡しして読んでいただきたいと思います
が、「二十一世紀トータルプラン」においてい
ゆる政策別シーリングへの転換を図りたい、こ
ういうふうな提言をいたしております。それから
また、現実には大蔵省の「財政改革を進めるに当
たつての基本的考え方」で、「各種施策について優
先順位の厳しい選択を行い、既存の制度・施策の
改革を図ることを基本」とする、このようにはつ
きりとおっしゃっておりますね。こうした予算の
重点的な配分というものについてはやはり見直す
べきときに来た、これが第一点。

それから第二点は、歳出の肥大化の歯どめ。先
ほどの質問とも関連をいたしますが、やはりこれ
を財政再建の目標として、国債依存度をどうす
るか、あるいは国債費率をどうするか、あるいは
国債のGNP比率をどうするか、これはいろいろ
の意見が今出ております。財政制度審議会に
いろいろとお伺いを立てて決定をする、こういう
ことではあります、少なくとも来年度の予算編成
までには赤字国債脱却を確実なものとして、次の
財政再建目標というものを大蔵省としてきちつと
まとめて国民に提示し、そのコンセンサスを得る
必要がある、私はこういうふうに考えているわけ
であります、その二点についてどうでしょう
か。

○村山国務大臣 赤字国債脱却後の財政再建の目
標をどうするかということにつきましては、先ほ
ど申し上げたとおりでございます、その中の項
目で今柴田委員がおっしゃいましたGNP残高比
あるいは公債費比率の問題、こういったことも当
然問題になってくると思います。この問題はやは
り少し時間をかけまして、脱却後において確実な
目標と実行をすべく財政審議会でも十分検討して
もらうつもりであります。

それからもう一つの問題でございます。抽
これは非常に難しい問題でございます、抽象的
には一から全部優先順位を決めて、初めからシ
ーリングを外して、そしてゼロから積み上げる、た
しか日経連の会長もそれに似たようなことをお

しゃつたと思うのでございます。これは一つの考
え方として確かにありますが、実行問題としては
非常に問題を含んでいるところでございます。現
にシーリングの中におきましてもやはり優先順位
はつけているわけでございます、御案内のよう
にODA予算のようなもの、あるいは社会保険予
算のようなものについてはそれなりにつけている
わけでございます。しかし、私は理論としては成
り立つのではないかと。要はそれを実行の段階でど
ういう消化していくか、こういうことではなか
ろうかと思つております。公明党がおつくりにな
たあの労作「二十一世紀トータルプラン」を我々
は今後の一つの大きな参考として十分読まして
いただいて、参考にすべきものは参考にしてまい
りたい、このように考えております。

○柴田(弘)委員 財政再建の次の目標をというこ
とで今私が申しました国債依存度、国債費率、国
債のGNP比率は御賛成をいただいたものと私は
判断しております。

問題は平成二年度の、まだ今は平成元年度の予
算を審議している段階でありますから、その予算
も通らないのに不見識だと思つてもいいかもしれ
ませんが、少なくとも平成二年度赤字国債脱却、ゼ
ロにして一つの財政再建目標が達成するならば、
平成二年度の予算編成をする段階のときに、その
審議会にも御審議をいただいた結果を受けて、あ
るいは国会の議論等も受けて、大臣、その時期に
出すべきだと思つております。この辺を一通きちつと御
答弁いただきたいと思います。

○村山国務大臣 二年度の、赤字国債脱却後の財
政再建の目標をどうするかということについては
は、おっしゃるうちにこれから御議論を踏まえま
して財政審議会にかけて、できるならば来年のと
きに国会にお示しできればいい、このように思
つております。

○柴田(弘)委員 予算編成のときまでに……
○村山国務大臣 さあいつまでの答申になります
か、できるだけ急いでいただきたいと思います。
平成二年度はとにかく脱却でございますので、こ

れに全力を挙げていきたいということでござい
ますが、間に合えばできるだけ早い機会にやりたい
と思つております。

○柴田(弘)委員 間に合うように最善の努力をし
ていただきたいということを要望しておきます。
二十六兆円に及ぶ隠れ国債、隠れ借金の問題に
ついてと思つておりましたが、時間があるものでこ
れは飛ばしますが、やはり二十六兆一千五百億円の
隠れ国債の処理というひとつの財政再建の
目標になると私は思います。これはいろいろお聞
きしたいことがありますが、時間があるもので、
次の問題に移らしていただきたいと思います。

この「財政の中期展望」を見ましても、ある
は「財政改革を進めるに当たつての基本的考
え方」を見ましても、あるいはまた本年一月二十四
日の「平成元年度に講ずべき措置を中心とする行
政改革の実施方針について」という閣議決定がご
ざいます、つまり問題は、平成四年度からい
ゆる財政の体質をどうしていくかというものが一
つの大きな問題になってくることは今さら説明す
るまでもないわけでありまして、

ここにいろいろ書いてありますが、一つはN.T.
T株売却をどうしていくという問題、二つ目には日
本たばこ産業株式会社株の売却をするのに、慎
重に進めると書いてあります。あるいはまたJ.R.
等の株の売却ということも閣議決定されているわ
けであります。平成四年度以降のそうした株売却
について、まずひとつお聞きしておきたいわけ
であります。

○村山国務大臣 N.T.T.の株は、今のところ恐ら
く平成三年度まではいけるのじゃないかと見てお
るわけでございます。
それからたばこ産業の株でございますけれども、
これはもう御案内のようにたばこ産業そのもの
が大変な競争にさらされておるわけでございます
して、何分にもたばこの開税率はもうゼロにな
つておるわけでございますし、そしてたばことい
うものを抱えているわけでございます。その中で

合理化を図って、そして国際競争力を対等に持っていかなければいかぬ、こういうことでございすので、とりあえずは売却というよりもたばこ産業の体力をいかにつけるか、合理化をいかに進めるか、この方に重点を置いて考えたいと思っております。

それからJ.R.の株につきましては、これは清算事業団が皆持つておるわけでございまして、そしてまた旧国鉄の債務がたぐさんあって、十三兆何がしというものは最終的には国民負担になる、こういうことになっております。これまたJ.R.自身の体力の強化、合理化、こういったものがまず先決であろう。もちろん、先ほど委員が申されました今後の財政再建とこれらの問題は密接な関係のある問題でございすけれども、そういった問題も含めて今後財政審議会で御審議いただきたいと思ひますが、今の御質問に対しては、とりあえずはそちらの方が優先するのじやなかろうかというのが私の感覚でございす。

○柴田(弘)委員 「NTT株式売却収入の推移」という資料をちょうだいいたしました。六十一年度から今日まで、六十二年、六十三年と三回売却をされております。平成元年も当初予算案には百九十五万株の予算措置がなされておるわけであります。一株百八十一万円でございす。それで、危険料〇・二%として、〇・八を掛けて百四十五万円、こういうこととす。そして二兆八千二百三十六億円、こういうこととす。あと平成二年度には同じく百九十五万株、平成三年度には百十萬株、こういうこととす。あと五百万株売らなければならぬわけですね。現在のNTTの株の状況を見ると、もう百六十万円そこそこということとすね。だから六十二年の秋に買った人たちは二百五十五万円、六十三年の秋に買った人たちは百九十万円、一回も利食うというのですか、プラスになったときがないわけなんです。それであとまだ五百万株売らなければならぬ。こういう実態について大臣、どうですか。どう考えていらっしやいますか。

○村山国務大臣 株の相場というものはやはり市場が決めるわけでございまして、まことに我々には残念なことだと思つておりますが、これも市場が決めることで、どうなるわけでもございせん。ただ、この売却を急ぐということ、これはやはりやめた方がいいのじやないか。せっかくの国の聖域に属する大事な株でございまして、状況を見ながら最も有効な時期に売っていく、これが国民負担の軽減にも最終的にはつながる問題だ、かように考えておられて、慎重に処分方針については考えてまいりたいと思つております。

○柴田(弘)委員 それで、大蔵省から資料をいただきました。昨年九月末の株主数と株式数、個人と法人に分けていただきました。個人は百二十三万八千九百七十七人、法人は百二十五万六千六百八十八人、株式数は百六十五万二千七百四十四株、個人の割合は人数で九八・一%、それから株式数で五一・六%、この後、これは九月です。この年の十一月に百九十万で百五十万株売られましたから、また個人も法人もふえていくということになるわけですね。

○柴田(弘)委員 郵政省は今の大蔵省の答弁に対してどういうお考えでございすか。

○有村説明員 お答えいたします。

先生御承知のように、昭和六十年に電気通信制度の改革をしたわけでございす。その改革におきましては、従来法的独占体制にございした電気通信分野を民間活力の導入ということによりまして競争体制に移行させる、それとともに電気公社を民営化いたしましてその事業経営の効率化を図るという二点を行ひまして、そのことによりまして、今後の我が国の社会経済活動の基盤を担つておられますところの電気通信の高度化、多様化を図る、そういったことで国民利用者がより低廉で良質なサービスを受けるようにするというところを目的にしてやりましたものでございす。

そういう意味では、当時政府としても、国会で御答弁しておりますように、財政再建のためにこの電気改革を行うという趣旨ではなかったわけ

○足立政府委員 現在NTTの株式につきまして、日本電信電話株式会社法によりまして、外国人、外国法人等によります取得、所有、これは禁止されておるところでございす。

本件に關しまして外国人の投資家等から規制を緩和してもらいたい、NTT株式投資を行ひ得るような道を開いてほしいというような声があることは承知しております。この外国人保有規制の緩和ということがもしなされずならば、NTT株式の円滑な売却を図る上ではプラスになるのではないかと考えられますが、いずれにいたしまして、本問題は先ほど申しましたように日本電信電話法によります規定で禁止されておるところでございすので、同法を所管しております郵政省がいろいろ関係者の意見を聞かれ、総合勘案されまして今後検討されるものであらうと考えております。

○柴田(弘)委員 郵政省は今の大蔵省の答弁に対してどういうお考えでございすか。

○有村説明員 お答えいたします。

先生御承知のように、昭和六十年に電気通信制度の改革をしたわけでございす。その改革におきましては、従来法的独占体制にございした電気通信分野を民間活力の導入ということによりまして競争体制に移行させる、それとともに電気公社を民営化いたしましてその事業経営の効率化を図るという二点を行ひまして、そのことによりまして、今後の我が国の社会経済活動の基盤を担つておられますところの電気通信の高度化、多様化を図る、そういったことで国民利用者がより低廉で良質なサービスを受けるようにするというところを目的にしてやりましたものでございす。

そういう意味では、当時政府としても、国会で御答弁しておりますように、財政再建のためにこの電気改革を行うという趣旨ではなかったわけ

でございす。ただ、NTTは、この電気改革に当たりまして競争が導入されましても、なお我が国の基幹的な電気通信事業者でございまして、社会経済活動に不可欠な通信手段を全国において提供するという極めて強い公共性を担つておられますところから、国の安全保障とか国民の生命財産の保護の問題にもかかわる事業体でございまして、他の第一種電気通信事業者とは異なつた存在である。そういったことによりまして、外国人あるいは外国法人等によります株式の所有を禁じているわけでございます。

○柴田(弘)委員 大臣、ある経済評論家は、このように言つておられるんですね。簡単にいいですから、今年に株の売り出しを中止したらい。代わりに期間十年、金利二・五%の条件で株式交換権付き社債を発行したらい。株で持つていたら配当利回りはたつたの〇・三%。安全派は社債のまま持つていければいいし、投機派は株を見て、株に交換して値上がり益を期待できる。なにか考えないと大変なことになる。こういうふうに言つておられる。これはある雑誌に書いてあるわけですね。今大臣は売り出し時期を考

えるというお話がありました。やはり何か考えなければいけぬだろうと私も思います。一言でいいですから、今のこういつたある経済評論家の御意見に対してどうでしょうか、大臣。

○村山国務大臣 やはり株価というものは市場が決めるわけでございますし、先ほど申し上げたような観点から、売り出しの時期あるいは数量等については慎重にやってみようかと思っております。いろいろな株価対策の考え方があろうかと思っておりますが、そういうものも十分に参考しながら今後検討を進めてまいりたい、こう思っております。

○柴田(弘)委員 ぜひひとつ検討を進めていただきたいと思っております。

では、肝心の消費税に入ります。

総合課税の問題ですが、さきの国会における衆議院の修正によりまして、税制改革で利子課税とあわせて総合課税への移行を含め課税方法を見直すとの規定が設けられました。利子課税は平成四年度に見直すことになっているから、あと三年であります。決め手は納税者番号制度の導入の問題です。聞くところによりますと、二月の十五日に関係省庁の連絡会議を充足したとありますが、今後どのような段取りで納税者番号制度の検討が進められていくのか、関係省庁というのは大蔵省以外に自治省とどこか、それから、番号制度の具体的な導入時期をできるだけ早く示すべきであると思っておりますが、いつ示すことになるのか、この辺についてお聞かせをいただきたい。

○尾崎政府委員 納税者番号制度につきましては、税制調査会の中に小委員会を設けまして、検討していただきました。その報告が出まして、それを受けて、税制調査会の方から先般の答申におきまして、政府部内でよく検討してみよう、ひとりで税制だけではなくいろいろな関係するところが多い、またプライバシーの問題のようなものもある、それから、実効あるものにすることをめにはやはり広くとらえていくことが必要だという御意見がございました。

それを受けて、先生御指摘のように、関係

省庁集まりまして政府部内で勉強をスタートしたところでございます。このスタートに当たりまして、いつまでというところは実は決めておりませんで、問題点を一つずつ検討していき、できるだけ早い時期に検討をまとめていきたいというふうに思っておりますが、その結果が出まして、それを今度また税制調査会の方で受けとめていただくのか、またはほかのところで受けとめていただくのか、結果を見て政府部内で検討していくべき問題であらうというふうに考えております。

ただ、御指摘のとおり、利子の見直し、それからキャピタルゲインについて法律上その見直しを求められているところでございますから、そのようなことを頭に入れてながら全体の手続を進めていきたいというふうに考えております。

○柴田(弘)委員 とにかくこれは平成四年度実施なんですよ。だから、いつまでと決めていない、できるだけ早くということなんです。少ないけれどもそれまでにはきちっとしなければならぬわけですよ。あるいはプライバシー等の問題がある、国民の合意も得なければならぬわけなんです。やはりある程度の目標を決めて見直し作業というものはやらなければならぬ、こう思っています。

もう一つ答弁が抜けておったのは、関係省庁とというのは一体どこの省庁ですか。その二点について。

○尾崎政府委員 関係省庁はかなり広範でございます。正確に申し上げるためにちょっとお時間をちょうだいしたいと存じます。

それから、目的、目標を定めてできるだけ早くというお話でございますが、非常に広範にわたっております。また、いろいろな意味での番号制のようなものが政府部内に実はあるわけでございます。年金の問題でございますとかあるいは運転免許でございますとか、いろいろな制度が今ございますので、とりあえずそういうものを勉強していくという段階でございます。いつごろに結論に至るのか、今のところちょっとまだ申し上げか

ねる状況でございます。ただ、できるだけ急ぐようにということ、先ほども申し上げましたようにキャピタルゲインや利子についての見直しの関係もございまして、私もそのような気持ちでやってみようかと存じております。

○柴田(弘)委員 要するに、遅くとも平成四年度までにはやらなきゃならないのではありませんかと聞いておるのです。もっとそれ以上かかるのですか。

○尾崎政府委員 それを頭に置きながら進めたいと思っております。

○柴田(弘)委員 大臣に聞きますが、消費税について竹下総理は九つの懸念というのを申し上げておられますが、私は欠陥消費税として二十の問題がある、こう思っております。今からずつとそれを質問していきますので、ひとつ大臣、イエスカノーかで結構でございますので、簡潔に御答弁をいただきたい。

まず第一点は、大臣、政治家が、まして閣僚が、まして総理大臣が国民にうそを言うことはいかか悪いか、どうか、どうでしょう。特に選挙で公約は守るべきであり、政治家は国民の代表としてその声に謙虚に耳を傾けるべきである、こういうふうに私は思っておりますが、どうでしょう。

○村山国務大臣 うそをつくという事は、いかなる場合でも余りいいことじゃございません。公約は守るべきであると思っております。

○柴田(弘)委員 そこで、大型間接税と言われる消費税、明らかに公約違反である、こう思っています。

それでもう一つお聞きしたいのは、ことしに入って民意を問う選挙がいろいろありました。一月二十九日の北九州市議選から始まって二月十二日の福岡の参議院補欠選挙、二月二十二日、宮城県、の県知事選で自民党の推薦候補が出馬断念をした。それから二月十九日の鹿児島知事選、それからつい最近では千葉県知事選がありました。

一々結果は申しませんが、この結果は、リクルートはもちろんでありますが四月一日からの消費税導入が大きく影響したのと言え、その批判票が随分あつたと私は判断しておりますが、大臣はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○村山国務大臣 選挙の結果につきましては、我が党の選挙の責任者である幹事長が代表して述べております。したがって、大蔵大臣としてこの席で言うことはひとつ差し控えていただきたいと思います。

○柴田(弘)委員 しからば大蔵大臣、これは本年一月二十八日、二十九日の両日にわたって税制改革について読売新聞社が世論調査をいたしました結果であります。この時点において税制改革に対する賛否は、賛成派はわずか一七％、反対派は七二％。昨年の六月の調査では、今の税制を改革する必要があると答えた人が八三％もあつた。しかし、今回の調査によつて、この消費税導入を中心とする税制改革というのは、国民が強く望んでいた税制改革に比べて、今回実施される税制改革とのギャップというものが非常に大きかった、こういう結果が出ておる。しかも支持政党別では、自民党支持者でも賛成派がわずか二八％で、反対派が倍以上の五八％もいる。竹下内閣を支持する人でも賛成が三四％で、反対をしている人が五二％。

私は最初に、国民の声を謙虚に聞いて、そして政策の遂行に当たっていくのが政治家である、うそを言うてはいけません、こういうことを申しましたら、大臣には全面的に賛成をしていただいた。今こういつた世論調査の結果を見て、しかも竹下内閣の支持率が日経の調査によれば史上空前の二一・一％まで落ち込んだ。こういう結果を見て、これはリクルートという関係もありますが、やはり消費税というものの対して国民がいかに反対をしているかという結果のあらわれである、このように思っています。いかがでしょうか。

○村山国務大臣 読売の世論調査でございますが、私も注意してあれは読ませていただきました。

た。あのサンプル調査はアトランダムに約三千人の人にアンケートをとりました。回収率は七割、こういうことでございます。

ところで、読者はその前に、今度の税制改革がどれぐらい周知されているかということもあわせて調査しております。それによりますと消費税関係は、物によって違いますが、八〇％から七〇％国民の方は知っているのでございます。しかし、所得税の減税、住民税の減税について申しますと、諸控除の引き上げが恐らく二九％ぐらい、それから税率の簡素化と出ているのでございまして、これは実は大減税をやっておるわけでございます。この辺の周知度になりますと二四％。これでは要するに、今度の税制改革のねらう意味がいまだ国民全体には浸透してないということを示すに意味しているわけでございます。

しかも減税の方は、既に昨年の臨時特例法で税率の改正をやっております。一兆数千億の減税が実施されたわけでございます。それと今度の間接税の改正、それから消費税というものが緊密な関係として提案されているということは、何らかの世論調査の対象になった人はわかっていないというのを意味しておるわけでございますから、このような周知度のもとでランダムにやれば、当然そういう答えが出るということは私は当たり前前のことである。むしろどうしてこんなに周知度が遅いのであろうか、ここにこそ私は問題があるのであらう。

ですから、前の税制改革国会においてもその後におきまして、やはり今度の税制改革は一体のものとしてやられておる。そしてそれが四十年來の大改革である。そしてそれが高齢化社会あるいは国際化社会に必ず役に立っていないという確信のもとに提案された税制改革であるということが理解されていない。極めて残念なことだと思っておりますのでございます。

○柴田(弘)委員 今大臣は、消費税の問題については国民がよく知っている、ところが減税の問題については二四％程度で余り知らない。PR不足

というんですか、そうおっしゃいますけれども、やはり世論調査を見ましても、減税よりも問題は消費税を導入した、そういった税制改革というものはやってもいいかという問題だ。

反対する理由として、やはりこの「消費税は所得の低い人に重い負担となるから」という人が六八・二％もいる。「税負担の不公平が解消されないから」という人が三一・八％もいる。「消費税のために物価が上がるおそれがあるから」という人が四一・一％もいらっしゃるわけでありまして、しかも「今回の税制改革で、お宅の税金の負担は、軽くなると思えますか、重くなると思えますか」とこれに対して重くなると思えた人が四七・二％で、軽くなると思えた人は六・六％であるということです。

これは要するに、減税ということが周知されてないからこういうふうな結果が出たということでは、私はおかしいと思えます。減税ということとはサラリーマンの方なら一番よく知っていらっしゃるし、特にこの消費税導入の問題については中小零細企業の人の反感も強いわけでありまして、そういう一面性だけをとりえて大臣、今のような答弁をされるというのは、私は納得できません。要するに、減税を一つのえきにして消費税を導入をしていく、しかももうそを一つ、公約違反をやったやうなところには私は国民の大きな反感がある、こう言わざるを得ないと思えます。いかがでしょうか。

○村山国務大臣 数字で申し上げればもう非常にはっきりするわけでございますが、消費税の創設、それから既存間接税の撤廃ないし整理、その差し引きによりましてネット増収分は二兆円でございます。同じく家計が享受いたします所得税、住民税の減税規模は平年度で三兆三千億でございますから、いいますれば一般の家庭が約一兆三千億取り分が余計になる、これは当然のことでございます。そのことがどうして認識されないのかというところにむしろ問題がある、このように考えておるのでございます。しかし、認識されていない

ことは各制度についての周知度を見ますれば明らかでございます。我々は今後やはりよく説明して、そして、何しろ四十年來の大改革でございますので、辛抱強く、この制度が日本のためになるという確信を持って今後とも理解を深めるように努力してまいりたい、これが本筋であると私は思っております。

○柴田(弘)委員 全く私とは意見を異にしておりまして、次に進んでまいりますが、第二点は、地方自治体において転嫁問題をめぐって大混乱を起こしている。自治省が先週末、都道府県の地方課を通して政令指定都市を除く各市町村に電話調査をしたところ、当局の提案をした消費税転嫁の条例を可決したのが千五百自治体あるわけですか、それから否決が八で継続審議が十、こうなっております。それで新聞各紙にはいろいろ載っておりますが、政令都市あるいは都道府県等々合わせまして、全国的に一体どういう状況になっているのか、御説明をいただきたいと思えます。

○二橋説明員 地方公共団体におきまして消費税の転嫁に関連いたします条例の改定の状況でございますが、大部分の団体におきましては現在も議会が開会中でございます。全体の状況を統一的に把握するのはなかなか難しいわけでございますが、私どもが条例提案の状況から都道府県の普通会計について把握いたしました状況を大まかに申し上げますと、普通会計につきましては、四十七都道府県中四十一の団体が四月一日から使用料等の改定による消費税の転嫁を行う。ただ、そのうち十五の団体につきましては、一部の使用料について実施時期が四月以降になるというところでございます。それからその他の六団体につきましては、四月一日からの使用料等の改定は見送るという状況でございます。

公営企業関係でございますが、都道府県の代表的な例として水道事業、工業用水道事業について私どもが承知しておりますところによりますと、上水道事業では二十六の団体で事業を行っております。

で、そのうち二十三の団体が料金改定を行う。それから工業用水道事業につきましては四十の団体で事業を行っておりますが、そのうち三十九の団体が消費税の転嫁のための料金の改定を行うという状況であると承知いたしております。

○柴田(弘)委員 とにかく混乱が起きているということは事実であります。それで、私は、地方自治体の本旨から申しまして、やはり基本姿勢というのは地方自治体に任せざるべきではないか、国民に負担を転嫁する公共料金の値上げは実施すべきではない、それを自治省がいろいろと完全転嫁を求めて介入するのは地方自治の趣旨に反するものである、このように考えます。経営努力によって公共料金は据え置いて消費税の転嫁を見送る、この際公共料金への消費税はやはりやめるべきである、それができないならば消費税は撤回すべきである、こういう三つのことを申し上げたいわけだが、どうなんですか。

○松本説明員 お答えいたします。御案内のとおり、本来地方自治体は、税制改革法に基づきまして消費税を円滑かつ適正に転嫁すべき事業者であります。とくに、国とともに今度の税制改革が円滑に推進できますよう環境整備に配慮すべき立場にございます。したがって、むしろ率先して円滑かつ適正な転嫁を図るべきものであるというふうに認識しております。したがって、一部の地方団体に転嫁はしないなど所要の措置を見送るところがあることにつきましては、私どもとしては極めて遺憾でございます。私も地方行政全般について指導する立場にございまして自治省といたしましては、既に法律が昨年十二月三十日に公布、施行されているわけでございますので、こういう事実を前提に、法律の趣旨にもとめることのないよう、適正な対応をこの上にも粘り強く指導してまいります所存でございます。

それから経営努力の問題でございますが、これも御案内のとおり、本来公営企業等につきましては、かねてから日常経営努力というものについて努力すべきものでございまして、本来は消費税

の転嫁とは別物でございまして、経営努力に名をかりて安易な対応をすることは、公企業の経営の健全性の確保という見地、あるいはこの税制改革あるいは消費税の基本的性格にかんがみましていかかかと思われまゝす。あくまでも経営努力は経営努力として日常これまでも努力してまいりましたし、これからも続けるべきものであるというふうな考えております。

○柴田(弘)委員　私は、公共料金ばかりではありませんが、要するに消費税を導入する前提条件というものをきちっと整備すべきである、こういうふうに考えます。これはただ単に三〇％上乘せしめて、それでよいというものではないわけであります。やはりその前にきちっとコストを見直し、そして下げるものは下げて、消費税のショックをできるだけ和らげるのが地方公共団体の住民に対する義務であると思います。しかも、電気料金やガス料金が引き下げられる。エネルギーを大量に使う公営企業は、その値下げ効果が多少なりとも及ぶはずであります。そのような作業を抜きにして、現行料金に一律転嫁する方がむしろ乱暴であります。いろいろな思惑がありましようけれども、今回のこの件はむしろ議論が正常な軌道に戻った、こういうことが言えるのではないかと思います。

しかも、公共料金だけではなく、交通運賃あるいはタクシー料金についても、もう少しきちっとコストを洗い直してから改定すべきではないかというふうに思います。しかも、一般の商品についても円高差益がこの三年間に三十兆円もあるが、十分な円高差益の還元が消費者に行われていない。そういった状況の把握をきちっとして、公共料金にしろ一般の商品の料金にしろ、転嫁前の価格そのものが適正なものであるかどうかチェックしていくということが大事である。こういった基本姿勢を持ってまず行うということが、国民にとっても消費者にとっても大事である。それがなされていない。ただ単に三%上乘せしなさい、こういうことなのですね。やはりそういった転嫁に對

する大きな矛盾をはらんでいる、こういうふうに申し上げたい。簡単に大臣から一言御所見があれぱお伺いしたいと思います。

○村山国務大臣 公共料金につきましては、従来からこれは一つの受益者負担的な考え方でございますので、むやみやたらに上げてはいけない、厳しい経営の合理化を前提にしてみよう、上げないということとは当然なことでございます。

今度の消費税の問題はそれとは次の違う問題でございまして、円滑な転嫁をお願い申し上げておる。これは適正な転嫁ということが今度の消費税の大きな使命であるわけでございます。したがって、経営努力はもちろんいつでもやらなくちゃならぬわけでございますが、適正転嫁とは無関係に、単に合理化に名をかりて、そしてそのまま据え置くというようなことが安易にあつてはこれは大変なことであらうという点は自治省と全く同じ見解でございます。自治省が今後適切な指導によりましてこの経営努力とそれから適正な転嫁というものを両立させていくこと、これが大事なことだと思いますが、一緒くたにされて、そして適正な転嫁が実現しないようなことがあると、これは今度の消費税の目的には反しておる、このように考へております。

○柴田(弘)委員　大臣、私が申し上げておるのは、転嫁の前の価格が円高差益の還元等々あるいは電気料金等々の値下げ等によつて適正にチェックされたものであるかどうか、正しいものであるかどうか、まずそれをきちつとやらなければならぬ、こういうことを私は申し上げているわけでありませう。だから質問の趣旨をよくつかんで御答弁いただきたい。

○村山國務大臣　その点はもちろんのことでございます。具体的には電気料金、ガス料金につきましては、これは当然電気税の廃止、ガス税の廃止あるいは円高差益の還元、こういったものを含めましてそれぞれ引き下げる、そして消費税は消費税で上げる、その差し引きの結果は、もう既に公表されておりますように、電力料金につきまし

ては大体四・九％ぐらゐの負担軽減になる、それからガス料金については三・一％程度の負担軽減になる、こういうことを既に発表しておるところでございますから、委員のおっしゃる趣旨は十分もう既に盛り込まれておる、かように考えております。

○柴田(弘)委員 次は、第三点目に参りますが、先ほどから申し上げておりますように、今回のこの消費税というのは国会決議、選挙公約に違反をしてゐる。六十一年同日選挙の公約違反である。売上税の化粧直しにしかすぎない。選挙公約でうそも方便が通るなら、議会制民主主義は崩壊すると私は考えております。これが第三点。

それから、導入の根拠というものが一体どこにあるか。

財源説、先ほども申しましたように、平成二年度赤字国債脱却が可能でありますから、財源論は成立をいたしました。公平論、これも、公平とは所得、資産の再分配を目指すもので、しかも無資力者には課税しないということでありますけれども、広く薄くは負担能力を無視するもので、公平に反します。また、資産課税がほとんど手つかずのため資産分配の不平等が残されており、税制の水平的公平性を確保することができない。さらに、税額票方式ではなくて帳簿方式でありますから、事業者の所得捕捉の効果も期待できず、サラリーマン、事業者間の税負担の不公平は消費税では解消できない、このように思います。

それから第五点に申し上げたいのは、高齢化社会のために、こういうことでございますが、高齢化社会の到来は必至であるということは言えます。が、しかし、そこでの政策や財源が不明のままでは準備論は成立いたしません。まず、どんな政策がとられるのか、年金一元化、医療一元化が一体どうなるか、その場合の財源はどうなるか、税金と社会保険の割り振りはどうなるか、消費税で引き受ける部分はいくらか等を決めるのが先決であろうと考えます。国民負担率の将来の上昇試算等も計算をされているわけでありますが、それは

名目成長率や税収の対GNP弾性値等を固定化して機械的に計算したものにはすぎないと思うわけがあります。

高齢化社会は今直ちに到来するものではありませぬ。したがって、そのための税制とされる消費税も、平成元年四月に直ちに導入しなくとも、こはひとまず撤回をして、なお二、三年の検討期間を置くといい余裕があり得るわけであります。そしてその間に不公平税制の是正を中心とした根本的な税改革を行うべきであると考えます。不字全なままで実施するデメリットの方が大きい、このように思います。

高齡化社会の財源として消費税がすぐれているかどうか、これは非常に疑問であります。行政改革のほか、高所得者層を中心とした累進所得課税、所得総合課税、資産課税によつてもかなり捻出できるのではないか、このように私は考えております。

それから第六点は、余りにも拙速審議であるという点であります。

竹下総理が提起をいたしました九つの懸念について、国会で十分検討されましたでしょうか。政府は何一つ国民が満足した答弁をしていないわけであります。また、消費税導入とセットであるはずの所得課税の課税ベースの拡大や資産課税の強化について十分な検討がされたかどうか、疑問が残っております。衆議院での本格的な本案審議はわずか十六時間四十六分であります。欠陥のまゝスタートしてしましますと、その欠陥の是正は容易ではありません。

なおリクルート疑惑が進展をし、法案提出の責任者たる大蔵大臣自身が疑惑で辞任をされまゐつた。また、その作成に参加をした税調メンバーも疑惑関係者がいた。このように公平、公正が疑われるという状況下で国民の納得が得られるはずがなく、消費税が受け入れられる環境下にはない、このように思います。

第七点は、準備期間が極めて短いということです。

昭和六十三年春の法案準備段階においては、自民党幹部は、実施は昭和六十四年四月でなく二、三年先に延ばしてもよい、こういう発言をしておりました。政府も、税収の自然増加等もあって実施延期はやむを得ないとしていたわけでありました。経済界もまたしかりであります。しかし、実際には法律成立後わずか三カ月で実施となつてしましました。これでは、拙速審議で問題点が詰めていないこともあって、国民への周知期間としては不足であります。また、業者においてもレジ機の変更、コンピュータソフトの変更を短期間に行い得るかどうかが疑問であります。システムエンジニアは絶対的に不足をしております。そもそも末端の税務職員自体、業者への広報、指導が十分に行えないという状況にもあります。ソフトの変更自体がやろうにもやれないという問題点もあります。

こうした状況から、半年間の執行の弾力の運営を設けざるを得なかったわけでありました。本年九月三十日まででは、広報、相談及び指導を中心として、調査を行わない。具体的には、三月三十一日までには要提出の届け出類を九月三十日までに延期する、計算誤りなどは加算税は取らない、九月三十日までの支出経費については現在の勘定科目のまままでのこととする、九月三十日までの売り上げ、仕入れの帳簿記載の簡略化あるいは申告、納付期限の猶予等でありました。

このこと自体が、第一に消費税導入によって納税義務者が大混乱をしていることを政府みずから認めていることである、このように私は考えるわけでありました。あるいは勘定科目の据え置きや納付期限の延長は、消費者から取った税金を手元に置くことを認め、また、業者の利益を認めるもので、業者優遇、消費者軽税であります。法律の事実上の修正が法律の成立段階で定められたことと自体、消費税制の検討が不十分で国民に周知されていないことを物語っております。こうした弾力の運営自体、税制の適正な運営に対する国民の信頼を失わせ、また、まじめな業者、消費者がば

かを見ることになるのではないのでしょうか。

大蔵省がみずから認めておりますように、免税業者、簡易課税業者、それから境界控除制度等、中小企業の特例措置によって事業者の懐に入る税の取り残し分が全体で最高四千八百億円に上る、こういう試算を大蔵省はもとめられましたね。これは平成元年度の消費税込収入五兆九千四百億円の八分に当たる、こういった問題もあるわけでありました。

それから第八点は、逆進性について申し上げておきますけれども、消費税は負担能力を考慮しない租税であつて、低所得者層により多くの負担を求める逆進的な租税であります。

政府は、抜本改革における純減税二兆四千億円を逆進性緩和の措置として強調しておりました。

しかし、このような純減税は、昭和六十一年度から引き続いている自然増収、昭和六十一年度、六十二年年度だけでも当初見積もりを上回る増収額は八兆七千億円に上りますね、そういう名の増税分を減税によって国民に還元する性格のものであるわけでありまして、抜本改革がなくても行われて当然であります。これをもって逆進性緩和の方策というには当たらない、私はこういうふうに思います。

また、今回低所得者対策として、老齢福祉年金、児童扶養手当受給者等五百七十万年に臨時福祉給付金一千万円を支給されます。在宅寝たきり老人を抱える市町村民税非課税世帯二十万人には、臨時介護福祉金五万円を支給することになりました。これは私は一定の評価はできるものの、これらはいずれも一時金で、継続する消費税に対応した恒久措置ではなく不十分である、このように考えております。

政府は、抜本改革が与える家計への影響について、年収三百万円前後を分岐点に、それ以下は増税、それ以上は減税としていた。これは、本来行われるべき所得税、住民税減税を消費税導入にうまくセットした試算によるもので、このようなセ

ような減税さえ、平成元年度の社会保険料の大幅引き上げで打ち消されようとしております。社会保険料の引き上げは五年に一回の見直しによるものでありますが、消費税の逆進性が大きく影響していると思ひます。

次は、九番目は税率の問題、十番目は非課税取引の問題であります。

税率三%の将来の引き上げの歯止めは一体どうなつておるのか。三%はEC諸国の一五%ないし二〇%に比べても低く、三%のままではあり得ない。高齢化社会に備えての消費税であることからしても引き上げは必至であります。また、消費税収入のGNP弾性値は、所得課税収入のそれよりも低く、一以下のはずでありますから、GNPと同程度に予算規模が伸びるとした場合に、この面からも収入確保のための引き上げが必要であります。さらに、直間比率は所得課税の方が伸びるため再び問題となり、所得課税減税と引きかえに消費税の税率引き上げが行われることになるわけでありました。

消費税は帳簿方式を初め欠陥だらけでありました。また、物価、流通経路、競争条件などにも広範なゆがみ、非中立性を生み出し、これらの諸問題は税率引き上げによって一層増幅されま

す。大蔵省は、三%では財政再建が困難であると大抵抗しました。一体、その真意は何であつたのか。私はここで非常に大きな疑問を持つていたわけでありました。

食料品、郵便などは課税でよいのか。福祉施設サービスは非課税、在宅サービスは課税、授業料、入学検定料は非課税で、入学金、施設整備費は課税、競馬の売り上げは非課税で、上下水道は課税、こんな矛盾した制度でいいかどうかということ。

次は第十一点であります。帳簿方式でありましたが、事業者の抵抗を弱めるために種々の問題のある制度を設けております。このような

税制が、今後二十一世紀にかけての高齢化社会での税制として国民の信頼を勝ち取ることができ

かどうか。

帳簿方式では、価格に上乗せされる税額を証明するものがないので帳簿が難しいし、また帳簿されたかどうか不明であります。税額の計算自体も不透明であるわけでありました。また、仕入れ先が課税免除者かどうか確認できないので、免税業者からの仕入れも控除対象とすることとなつております。これは、実際に負担、納付していない税まで控除することを認めるもので、免税業者から仕入れる業者の利益を保障するものではありません。

このように、税額票方式をとっていないために、税額票の受け渡しで相互牽制作用が働き、売り上げや仕入れのこまかし、所得隠しができなくなるという機能が働かなくなつております。このように、所得捕捉をやれない帳簿方式の導入については、小倉税調会長も言つておりますように、墮落型消費税である、こういうことが言えるわけでありました。

〔委員長退席、平沼委員長代理着席〕

次に、十二点は免税、境界控除制度の矛盾点について申し上げます。

売上高三千万円以下の業者には納税義務を免除することとされております。全業者の六八・二%が該当してあります。また、売上高が三千万円超で六千万円以下の業者には、免税業者との負担格差を調整するための措置として税額の一部を軽減する境界控除が設けられていた。

諸外国に比べはるかに高い三千万の根拠が定かでありません。また、免税業者にも課税業者と同様三%の価格引き上げを認め、これは便乗値上げではないとされております。しかもカルテル参加さえ認められております。これは免税業者が消費者の損失で利益を得ることを認めるものであり、消費者が納得するとは到底思えないのであります。

免税業者からの仕入れも控除できません。免税業

者が実際に三%の価格引き上げをしなくても、三%の価格引き上げをしているものとみなして控除できるわけでありまして、したがって、免税業者から仕入れた者は、免税業者がするとした場合の税額控除以上の額の税額控除ができるから、利益を得ることができまして、これは帳簿方式をとったことによるものであります。これがもし事実であるならば、消費者は納得できないだろうと思ひます。

限界控除適用者では、税の軽減額が確定するものが決算後であり、したがって、売り上げに含まれている税額と限界控除適用による納付税額との差が生じ、これを利益とすることができ、もしこれが事実であれば、消費者は納得できないと思ひます。

免税や限界控除のメリットを求め、事業分割や売り上げのごまかしを意図的に行うことを助長するおそれがあります。税額票、いわゆるインボイス方式では、正確な売り上げの把握という自動チェックシステムが期待できますが、帳簿方式ではこれがないため、膨大な監視機構が必要になります。これが果たして可能でしょうか。それがないと脱税が横行いたします。

以上、十二点ほど申し上げましたが、時間の関係で、概括的でいいですから、私がいろいろ指摘しましたことについて、大臣からあるいは主税局長から反論があればお聞かせをいただきたい。

○村山国務大臣 非常に広範な話でございますから、私から主なポイントについて申し上げます。残るところがありましたら政府委員から補足答弁させていただきます。

一つは、今度の税制改正が財政再建の財源探しではないか、こういう点です。今度の税制は、先ほども申しましたようにトータルで二兆六千億のネット減税であるわけでございます。したがって、財政再建というのはいくらでも歳出の合理化、カットによりましてやるということでは、この税制改革法案の中に明記しているところでございます。そしてまた、この問題は、昭和五

十四年の財政再建決議、これと密接な関係がございまして、あの当時は、一般消費税はネット増税でございました。国会の決議で、その前に歳出を合理化すべきである、しかる後、税制改革に手をつけるべきである、こういう合意がございまして、そのようにやったわけでございます。

それから、第二点でございますけれども、今度の消費税というのは、やはり消費税独自ではなくて、税制改革全体の中で体系としての不公平をいかに正するか、こういう問題なのでござい

す。すなわち、高齢化社会との関連でいいますと二つありまして、一つは、今のような改正前の税率構造でございます。これはほとんど高くなつてまいります。しかも、それは勤労者所得に大きな重圧をかけるというところはもう目に見えているわけ

でございます。そういう意味で税全体の体系を考へますと、消費、資産それから所得、このバランスのとれたものをとらなければいけない。高齢化社会におきまして、一つは、今度の消費税というものが安定収入になると思ひます。それからもう一つは、ほつておきますと稼働所得に対して非常に負担が多くなつて、これは税だけではござい

ません、社会保障関係も稼働所得を基準にしてかけております。先ほど委員がおっしゃいました保険料の問題はその一つでございます。

この両方相まって国民負担が全部稼働所得を中心にする方に余りにも傾きますと、それはやはり稼働所得課税の非常なマイナス面が出てくるというところは当然なことでございます。やはり活力を失つてしまふということも当然でございます。

不公平だという感じを持つてくることは当然のことでございます。そういう意味で将来まで見通しての税制改正でございますので、その点はひとつ御理解願いたいと思ひます。

それから逆進性の問題でございますが、今度の改正でございますが、六十二年に実は利子課税の適正化の問題と関連いたしまして減税をやつております。今度は消費税を取り込むことによって二

度の減税をやつております。だから、六十一年度と今度の改正後の累進構造を見ますと、当時は第五分位の負担割合というのは第一分位の六・五倍でございました。今度で計算してみますと実は二十五倍になつてゐるのでございます。その意味でございます、むしろ累進性が非常に高まつてゐるというところは御理解いただけるだろうと思ひております。

それから、一番大きなポイントになつております帳簿課税の問題あるいは免税点、さらに簡易課税の問題でございますが、帳簿課税というのは、やはり所得税、法人税になれておりますものでございまして、それと課税期間を一にする、あるいは所得税、法人税のいろいろな資料に若干の修正を加えればそのまま消費税の申告にたえるというところがございます。これは非常な事務の簡素化になるわけでございます。

おっしゃる通りに、その点が、それなら正確な仕入れ控除ができるかできないかという点でございます。これは、理屈で申しますれば、税額票控除方式によるよりもあるいは帳簿によるよりもできるわけでございます。問題は、心理的に相互牽制が働くか働かぬか、恐らく詰めていけばそこだけの問題であると思つております。

それから、しばしば申し上げますように、免税点あるいは簡易課税の問題でございますが、日本は非常に中小零細者が多くございまして、この人たちにもし免税点を設けないと、かともつと低くする、あるいは簡易課税をやらないと、かともつと低くする、税とは別に、例えばその計算のために人を一人雇わねばならぬ、こういうことで別の意味でコストアップが出てくる、さあどつちがいい

んだらうかという問題があるわけでございます。しかも、例えば免税点で申しますと、三%の値上げでございますけれども、仕入れについては当然かかってくるわけでございます。アペレーンジ付加価値が二割といたしますれば、三%の八割でございますから二・四%、これはやはりコストアップで上げなくちゃならぬわけでございます。だから

その人たちの適正転嫁というときに、その二・四%にとどめるのかあるいは三%上げるか、その限界なのでございます。ですから、これはまた言つてみますと、三%上げたときにそれを便乗値上げと言ふのか言わぬのか、この問題でございます。

それから、簡易課税の問題について申しますれば、それは確かに普通でございまして〇・六%でいいわけですね。それプラス仕入れにかかるとものを上げなくちゃいかぬわけですね。もし付加価値が三割であつたとすれば三・七、二十一、コストアップが二・一%出てくるわけでございまして、

そして納付税額が〇・六になりますから二・七%、二・七%上げるのか、それとも三%上げるのか、そのところが問題になつてくるはずでございます。ですから、二・七%でなくて三%というのをそれは便乗値上げと言ふのかどうか。この点はまた、コストとの関係で最後に消費者にとつてどちらがプラスであるか、こういうところを勘案して設計されたものでございまして、

ですから、まあ通じて申しますれば、我々はしかしこの免税点とか簡易課税というものが、免税点の方でいいますと全体の取引で三%であるとか、あるいは簡易課税の五億円以下にいたしました二割以下でございまして、経済原則から申しましてやはり課税者の税込み価格は恐らく主流をなしていくであろう、こういうふうな考へております。そして、日本のように競争社会でござい

ますから、この二・七%にするか三%にするか、あるいは免税者については二・四%にするか三%にするかというのは、実は競争社会の中で決まるのでございます。

御案内のように、一物一価というのはこれは理論的な話でございます。場合によりまして一物十個ぐらゐになつてゐること、これはもう場所によりましてコピー一つ値段にしてもみんな違ふわけでございます。そういう中でこのような改正をやつたときに、今言つたような限界の差の中でどれくらい落ちつくのであらうか。私は間違ひ

なく落ちつく。

私もいゆる税制改革というのを何遍か経験しております。昭和十五年の税制大改革、それからシャープ税制、それから今度は三度目になるのでございます。いずれの場合でも、税制改革あるいは新税というときには何ほどの摩擦はもう免れぬところでございますけれども、日本はこれだけの力を持っており、そして競争社会でございますから、必ずやこれが定着し、そして将来の日本のために、ああ、やってよかったな、こういうことになるということを確信しておるということを申し上げておきます。

○柴田(弘)委員 あと五分ということですからなかなか議論できませんが、また後でゆくりとやりますけれども、十三点目は今大臣がおっしゃいました簡易課税の問題。それから十四点目に税額不表示の問題があります。それから仕組みの欠陥、第十五点。それから第十六点が転嫁の問題。第十七点は今後の見通しと対策ということで、本当にいいまいな、粗雑な税制というものが本当に消費者に受け入れられるかどうか、こういった疑問もあるわけでありまして。

第十八点が物品税廃止後の対応ですね。これはいいまいです。本当にそれだけ物品税が廃止されて下がるのか、この辺の問題もあります。それから第十九点目が、身体障害者の車の購入などは現行制度では減免措置になっている、これが廃止される。この点は、時間がありませぬけれども、主税局長で結構ですから、どうするか、ひとつ答えていただきたい。

それから国税庁、総務庁に第二十点の問題としてお聞きしたいのは、国税職員の問題なんですね。我が組合員にいろいろ聞きますと、消費税の導入によって五千人要る、こう言う。ところが、きょう午前中に答弁がありましたように、消費税関係では七百名、その他で百五十七名でプラスの八百五十七名ですか、純増が。五千名消費税で要る、消費税導入しなくても単年度で二千名は要ると今まで聞いておりましたが、そういう執行

体制で十分な不公平のない不公平のない消費税がやれるのかどうか、私は疑問に思っております。できないと私は思っております。時間があと二分しかありませんので、それだけ答弁をひとつお願いいたします。

○尾崎政府委員 物品税の一点だけお答えさせていただきます。

消費税の場合、多段階の税でございますし、物品税におけるような特別の減免制度というのが非常に難しい、そういうことになかなかないまいに税でございます。したがって、そのような配慮は歳出面等で行っていく、あるいは所得税等他の税で行っていくというように考えていかなくては行けないのではないかと存じております。

それから、先ほどの御質問で、税務等の行政分野における共通番号制度の関連省庁でございますが、ただいま検討会に参加しておりますのは、大蔵省、自治省、総務庁、厚生省、それから内閣、法務省、警察庁、外務省、文部省、農林水産省、運輸省、郵政省、労働省の十三省庁でございます。

○伊藤(博)政府委員 定数の関係につきまして御答弁申し上げます。

消費税の実施に当たりましては、現下の厳しい行財政事情のもとでございますので、可能な限り簡素かつ効率的な執行体制で臨みたいというふうに考えておりますが、具体的には物品税等の個別に廃止するに伴います要員の活用、あるいは税務事務全般にわたる効率化、なかなか電算化の促進、そういったようなことで可能な限り対応したい。

ただ、そうは申ししても、先生御指摘のように今回の消費税導入に伴いましてその関係の納税者数も相当数ございます。したがって、円滑かつ適正な行政の実施という点からは、やはり必要最小限の定数の増をお願いしております。具体的な数字は、元年度といたしましては、消費税関係を含まして八百五十七名の増員をお願いしております。

実際の執行に当たりましては、担当いたします主管部であります間税部だけではなくて、関係する部門の連携を密にしながら行政を効率的に行うというふうなことをもちまして本税の実施に遺憾なきを期してまいりたい、このように考えております。

○柴田(弘)委員 最後に申し上げます。

四月一日からの消費税導入を前に、多くの業界や自治体さらには消費者間で混乱と戸惑いが続いていると思えます。全国各地の商店街では、転嫁または表示方法についてのカルテル結成をめぐって論議の真っ最中である。実施まであと十日を切ったというのにこのような状態で、消費税の円滑な導入ができるわけはないと思えます。しかし政府は、四月一日の実施は変わらないと繰り返しております。また、改善すべき点は導入後にも見直す、こういうことも言っておるわけでありまして、こんなばかげた話はないわけでありまして、不備な点がわかっていながら実施だけを急ぐという、大蔵大臣、担当大臣として、政治の責任者としては見識が足りない、私はこういうふうに言わざるを得ないと思えます。

以上、いろいろな観点から申して、私は、この際、消費税を撤回すべきであると重ねて申し上げまして、質問を終わります。

○平沼委員長代理 森田景一君。

○森田(景)委員 先ほど話題に出しましたけれども、去る十九日、千葉県の知事選挙がございました。現職の知事が、言ってみれば無名の新人の対立候補に大差負けしたという結果でございます。そういうことで辛うじて三選を果たしたという状況がございまして、大蔵大臣も御存じのところだと思えます。安倍幹事長も、我が党は、今後さらに政治改革を推進し、政治に対する国民の信頼回復に努める、こういう談話を発表しておられました。

御存じのとおり、北九州市議選を初めとしまして参議院福岡補選、鹿児島県知事選、また宮城県知事選、そして千葉県知事選、このように選挙が行われてまいりましたが、この選挙の結果は、国民の声はすべてリクルート疑惑の徹底解明である、そして消費税の撤回を求める、こういう大きな声であったというふうに私は受けとめておりますけれども、大蔵大臣はどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○村山国務大臣 我が党の選挙責任者であります幹事長が既にその声明を述べております。その要点は、ただいま森田委員が言われましたように、この選挙を通じて示された国民の意を体して今後さらに政治改革を推進し、政治に対する国民の信頼回復に努めるとともに、沼田県政を支援して公約の実現に当たりたい、政治に対する国民の信頼回復に努める、こういうことを言っております。一日も早くその実現方を願っております。

○森田(景)委員 最後のところがよく聞き取れませんでした。もう一遍おっしゃってください。

○村山国務大臣 政治改革に向かって、一日も早くそれが実現されることを望んでおる、こういうことでございます。

○森田(景)委員 きょうのこの大蔵委員会も、実質的には国会審議空転中という状況の中で、日切れ法案である租税特別措置法、関税定率法、この審議を進めようという状況になっているわけでございます。本日の委員会自体が大変異常な状況であるわけですね。この異常な委員会でございますから、直接大蔵大臣に關係のない問題も聞かざるを得ないと思っております。

今、村山大蔵大臣が答えてになりましたように、一日も早く政治改革を実現するように期待している、こういうことでございまして、これが実現されれば日本国民も大きく政治に対する信頼を回復してくれるだろう、私はこう思うわけでございます。

それで、この政治不信の一番大きな問題は、やはり予算委員会での国会空転の原因となっておりまして中曽根前総理の委員会に対する証人喚問、これを実現することが第一の条件だと思っております。

し、そしてまた第二の条件としては、先ほど来い
ろいろと話題になっております消費税を撤回すべ
きである、こういう二つの問題であらうと思うの
です。

これも幹事長の問題であるからとお逃げになる
かもしれませんけれども、竹下内閣の主要閣僚の
お一人として、この中曽根閣内閣の実現に努力をな
さる責任が私は村山大臣にあるのじゃないかと思
うわけですが、まずこの点からお答えをいただき
たいと思います。

○村山國務大臣 中曽根前総理の喚問問題につ
きましては、これはもう言うまでもないことでござ
います。一日も早くその点について与野党の合意
が得られること、いずれにしても国会が決める問
題だろつと考へております。

消費税につきましては、かねがね申し上げてい
るように、今度のものが、非常に広範の税制改
革、体系としての公平を保つ、こういう観点でや
っておりますので、マスコミ等の取り上げ方もご
ざいますけれども、なかなか理解されていまい
な、これから本場に理解してもらつたうによい
努めなくちゃならぬ、このように考へておりま
す。

○森田(景)委員 消費税の問題については後で私
も質問する予定でございます。

中曽根前総理の証人喚問、こういう問題につ
いて、大臣は国会マターである、与野党の合意が一
日も早く成立することを望む、こうおっしゃって
おりますけれども、野党の立場はもうはつきりし
てゐるわけでございます、これは中曽根前総理
を証人として委員会に出席を求める、問題になっ
てゐるのは自民党の方で、それはできない、こう
言つてゐることなんですね。

それで、実は今までもいろいろと論議されてお
りましたけれども、私どもの持つておりますこの
衆議院手帳、大臣もお持ちでしょう。

○村山國務大臣 今持つておりません。
○森田(景)委員 お持ちでないそうですけれど

も、これは衆議院事務局でつくつた手帳でござい
まして、ここに政治倫理綱領というのが載せてあ
るのには御存じだと思ひます。その政治倫理綱領の
四番目に、「われわれは、政治倫理に反する事実
があるとの疑惑をもたれた場合にはみづから真摯
な態度をもつて疑惑を解明し、その責任を明らか
にするよう努めなければならない。」こうあるわ
けです。——これは、自民党さんの方からその
とおりというお声がありました。これは国会で決
めたことですから当然の話です。

ですから、こういう政治倫理綱領から見ても、
新聞で報道される記事を見ておられますと安倍幹
事長は絶対反対だ、あるいは政府首脳、自民党の首
脳の方々も反対だ、反対だ、こうおっしゃつてお
りますけれども、自分たちが決めた政治倫理綱領
ですから、みづから進んで解明をする。これを実
行するようにみんなを説得なさるのか、説
得をしないので皆さんがやらない、やらないと言
つてゐるのか、その辺がよくわかりませんけれど
も、一体どつちなんでしょう。本人は出たいと思
つてゐるけれども皆さんが出さないのですか。そ
れとも皆さんが出ると言つてゐるのに本人が出な
いのですか。どつちなんでしょう。

〔平沼委員長代理退席、委員長着席〕
○村山國務大臣 わかりません。
○森田(景)委員 大臣としてわからないというこ
とですね。

大蔵大臣はどちらの政党でございますか。
○村山國務大臣 自由民主党でございます。

○森田(景)委員 大臣としてわからなくても、自
民党所属の国会議員でいらつしやるわけですか
ら、自民党の様子はわかるだらうと思つたのです
ね。それをここで発表する立場にない、こういう
ことならば私もそれは了解しなければなりません
い。

いずれにしても、やはり問題なのは中曽根前総
理に大変大きな疑惑が持たれてゐるわけではござ
います。これを解明しなければ、予算委員会は空転
のままずっと日にちがたつて、また予算の採決は

自民党の単独強行採決ということも起こるのでは
ないか、こういうふうな危惧もされてゐるわけ
でございます。ここは大蔵委員会でございます予
算委員会ではありませんので、予算委員会のこと
は心配することないなんでも大臣思つていらつし
やるかもしれませんけれども、やはり我々国会議員
の立場では大きな関心事でございまして、そう
いう立場に立ちまして、ひとつ大蔵大臣の立場で、
竹下内閣の閣僚ですからぜひひとつ総理大臣に、
大蔵委員会ではこういう発言があった、私もそう
思うからぜひ総理大臣も中曽根証人喚問に努力を
してもらいたい、こういうことを言つてもらいた
いのです。どうですか。

○村山國務大臣 本予算が一日も早く通つて国民
に今度の予算を届けたらいいものだ、こういうふう
に大蔵大臣としては念願してゐるところでございま
す。

今、日切法案をこつと御審議いただくとい
うことは、これは本場にありがたいことだと思
つておりますが、実はその背景は、さつき委員が
おっしゃいましたようなことで、極めて遺憾な事
態だと思つております。しかし、公党間で今や
つてゐるわけでございますので、大蔵大臣としての
発言は差し控へさせていただきます、一日も早く
この問題が解決することを願つてゐるわけでは
ございます。

○森田(景)委員 公党間の交渉だから、一日も早
い解決を願つてゐる、大変責任のない言い方だと
私は思ふのです。私がお話ししたのは、少な
くとも竹下内閣の主要閣僚の一人として、予算委
員会がストップしてゐるのは中曽根前総理が証人
喚問に応じられなから、応じさせないから、ど
つちなんだからかわかりませんが、それが実現
しないから予算委員会がストップして、このまま
いつは大蔵の御希望とは裏腹にまた強行採決とい
うことになるか知らない、だから総理大臣に閣
僚としてぜひこの問題は一日も早く実現できるよ
うに言つてもらいたいというのが私の趣旨なんで
す。だから、それを大臣としては総理に言つてい

ただけですかということですが。
○村山國務大臣 総理は私よりもはるかに政治経
験の豊富な人でございます。おつしやつてゐるよ
うなことはもう百も御承知だらうと思ひます。し
たがいまして、それには、公党間の交渉というも
のは、それだけの、野党なら野党の言い分があり
ましようし、与党には与党の言い分がございまし
よう、そういうものとして一日も早く解決するこ
とを望んでゐるわけでございます。

○森田(景)委員 総理は政治経験が豊富なから
も十分承知してゐるはずだ、こういうふうには大
臣おつしやるわけでございますが、しかし私ども公
明党でも、いろいろな問題が起こつたときには委
員長でも書記長でも遠慮なく意見を言つていく、
そして問題は、国民のためになる政治を実現させ
るというこれが我々の使命でございまして、そ
ういう立場で、私は総理には——先輩と言つたら
いけないかもしれないけれども、経験豊富な総
理にはそういうことは言えないというのには、大臣
として弱気じゃないでしょうか。

このことはばかり言つてゐるとどう時間がなくな
つてしまふからこの辺でとどめますけれども、
どうかひとつ、そのぐらゐの積極的な御意見
を申し上げるよう努力をしていただきたいこと
を要望しておきたいと思ひます。

それから、先ほども申し上げましたように、
今、異常事態の中の大蔵委員会でございます
ので、ほかの所管のことについても若干お聞きし
たいと思ひます。

このたび臨時福祉特別給付金というものが支給さ
れることになりました。これは先般成立しました
六十三年度補正予算に基づきまして、臨時福祉特
別給付金等ということで、寝たきり老人の方々は
五万円の一時金、こういうことが支給されること
になりましたけれども、何せこの支給金の告示を
されて三月二十五日締め切り、こういうふうにな
つてゐるのです。この期間、わずかに十五日間し
かありません。それでこの三月二十五日まで申

ただけですかということですが。
○村山國務大臣 総理は私よりもはるかに政治経
験の豊富な人でございます。おつしやつてゐるよ
うなことはもう百も御承知だらうと思ひます。し
たがいまして、それには、公党間の交渉というも
のは、それだけの、野党なら野党の言い分があり
ましようし、与党には与党の言い分がございまし
よう、そういうものとして一日も早く解決するこ
とを望んでゐるわけでございます。

して、補正予算で計上した、措置したことであるから、補正予算の年度内、三月の三十一日までには処理しなければいけないという考え方じゃないかと思うのですね。それならば、これから暫定予算をお組みになるということでございますから、暫定予算の中でその部分も計上して、やむを得ない

る。これはいつ成立するかまだわかりませんけれども、それに伴って締め切りの日数を延ばす、こういうことは可能じゃないですか。時間もなくなっていましたので、そういう方向をひとつ大蔵大臣、これは検討していただけますか。

○笹沢政府委員　せっかくの臨時福祉給付金でこ

ただいま御審議いただいているところでございますから、その公布を待ちまして全体としての所得税法施行令の一部改正を行います。その中でやり

実は本会議で質問させていただいたときに、何点か、いささか細かいといえど細かい点であったわけですが、大臣に答弁をいただいております。ない点がありますので、それらを含めて、いただきたいと思っております。

最初に、今回の、今回の言うよりも昨年末で

すが、一連の法案が通り成立したわけでございますけれども、ちょうど昨年の五月十五日だと思ひますが、総理府の世論調査がありまして、八〇％の人が不公平感を持っているという結果が出てゐるわけですね。今回一連の税制改正を行われたわけですけれども、そしてまた四月一日からは消費税という状況を迎えておりますが、大蔵大臣は、今回の税制改正を通じてこの八〇％の不公平感が一体下がるのか上がるのか、どのようにとらえておられるのかということをまずお聞きしたいと思ひます。

なおそれに関連しまして、昨年の暮れに、前の主税局長であられました、水野現国税庁長官でございましたけれども、消費税は六十点くらいで喜びも中くらいという新聞記事を拝見したわけでございますが、今現在何点くらいと採点されますか。そしてまた、当時の水野主税局長のマイナス四十点というのはどういう中身なのかつまびらかではございませんけれども、マイナス点があると思えば、その内容をここで明らかにしていただきたいと思ひます。

○村山国務大臣　まず世論調査の方から申し上げますと、今度の税制改正の全体像がよく理解されていないところが致命的じゃないだろうかという感じがいたしております。

何度も申し上げますように、今度の税制改正
は、シャープ税制を骨格とする現行税制という
ものを、今後の高齢化社会あるいは国際化社会に向
けて体系として公平な税制をつくりたい、そして
また、特に勤労所得者に対して非常にインパクト
の強い現行税制でございますからそれを改めた
い、こういうところに重点があるわけでございま
すが、何分にもこの税制改正が、六十二年度の九
月に一部やりまして、それで昨年度またやってお
って、しかも所得税の減税は既に先行されてお
る、消費税の方はこしの四月から入れる、それ
から相続税の方はさかのぼって六十三年度にやっ
てしまふ、それから法人税の方はこれから二年が
かりでやるということで、非常に広範な税制改正

であるだけに全体像をつかむことが非常にわかりにくい。それから実施の時期もそれぞれ違つておる、こういうようなことからやはり今度の税制改正の全体像がよくつかめていない。

そのことがやはり一般の納税者あるいは消費者、サラリーマン、こういった方に理解されないために、消費税は消費税として単独にとらえている、そこに不満があるというようなことを我々は世論調査から見て思うわけでございまして、極めて残念なことである、こう思つて、今後ともこの税制改正の持つ意味を一般の納税者の方あるいは消費者の方、こういった方に十分PRしてまいりたい。

そしてまた、消費税は前回の売上税の失敗にかんがみまして簡素にしたい。それで、事業者があれだけ反対して廃案になったわけでございますので、今度はその点を十分反省をして、多少の精密さを欠くことがあるにしても事業者の事務負担をできるだけ軽減したい、そういう一貫した角度でつくったものでございますので、この点も納税義務者たる事業者によく理解させると同時に、これもまた消費者である一般の国民に、そのことが日本でこれを定着させるために必要であった、そして消費者側からどれくらいの不利益があるのか、そういう点も明確にしながら理解を得ていきたい、かように考えておるところでございます。

○早川委員 時間がかかるというお話でございますけれども、そういう観点からいたしますと、今回の税制改正全体は所得、消費、資産のバランスのとれた税制改正を目指すんだ、こう言われまして、現に政府のパンフレット等の宣伝物にはそういう指摘がございます。また強調されておりま

そういうふうに考えた場合、所得税関係、消費税関係、資産課税関係等三分類した場合、それぞれの税制改正というのは今回の改正でもって事終われり、こういった状況でございますか。あるいは、先ほど来お話がありましたけれども、納税者番号等の問題もございますが、そういうことを考

えますと、所得税制の改正というのはそれぞれ何%くらいまで進んでいて、残された課題というのはどれくらいあるのか。消費税についてしかり。消費税の場合には物品税等が整理されたわけですから、いわば間接税ですね、間接税についての改革は今回をもっていわば二十一世紀まで十分耐えられるというような評価をされているのか、そしてまた資産課税について同様にどのような位置づけをされているのか、お聞かせいただきたいのです。

○村山國務大臣 所得、資産、消費に対する課税
あるいは体系的な問題、骨格は大体できたのじや
ないだろうか。

ただ、御指摘のように例えば資産課税、これは資産所得課税の方でございませうけれども、キャピタルゲインの課税の問題あるいは利子所得に対する課税の問題、これが納税者番号を導入してやることがいいか悪いか、メリット・デメリット含めましてこれから急速に検討するわけでございますが、この点が税制の面而言えば残されている問題の一つである。

それから、土地税制の關係でございますけれども、これも本当に土地税制は改正のたびにやっておるわけでございますが、これも何遍も申し上げておるように、税制だけで土地問題を解決できないということとはもう税制当局は最初から言っておるところであるわけでございます。今度土地基本法というものが今国会に提出される予定でございますので、その国会の論議を踏まえましてこれから議論されると思います。やはりこういう土地というものに對する国民の考え方、この方が先決だろうと思つております。

恐らく所有と利用についての責任であるとか、あるいは値上がりについての還元の問題のようなものが新しい構想として打ち出されるだろうと思いますけれども、そういうものについて国民的コンセンサスを得、それに向かって各関係省庁がいろいろな努力をすると思いますが、税の面でもそういう角度でやはり国民の認識が一致したところ

で各省庁との政策の整合性を持つてやることになるれば、あるいはこの難問である土地問題についても二歩でも三歩でも進むのじやなからうか、このように考えておるわけでございます。不十分な点があるというのは、そういうところに一番大きな点があるように思っております。

しかし、骨格としては、キヤピタルゲインについても原則課税の方向に向かいましたし、それから非課税利子についても一応の整理を見たわけでございますし、土地についても今前進中でございますので、一つの骨格はできた、このように考えているところでございます。

○**早川委員** 税制改革法の第二条に「今次の税制改革の趣旨」という法文がございます。そこで、これを読みましたところ「所得の水準の上昇及び平準化、消費の多様化及び消費におけるサービスの比重の増加、経済的取引の国際化等を反映して」、こういう内容になっておりますけれども、ここで無視されているのが最近における資産格差の拡大じゃないかと思えます。

いろいろなデータがありますけれども、どうもフローばかりの平準化なり均等化を背景にして税制改正が先に行われた、こういうふうにとらえております。ところが、政府の国民生活白書にしろあるいはエコノミスト等の分析においても、今大臣が触れられました土地の所有を媒介にして資産格差が非常に広がっている。そうしますと、この格差が非常に広がっているのがまさに資産格差税制改革の中に欠落しているのがまさに資産格差ですね。資産の偏在と言えはいいのかわかりませんが、それが無視されているのじゃないかかと思ひます。したがって、今大臣は骨格、大筋で上がった、そして土地税制についても触れ

の、とりわけ資産所有によってもたらされる格差は今の、とらねたのですけれども、どうもそれだけでは今、是正に対する税制の機能というのが軽視されているのじゃないだろうかと思えますけれども、この点についていかがですか。

○村山国務大臣　資産課税という場合に、税体系で申しますと三つの形があると思います。

一つは、資産そのものを税源とするところの課税のあり方、これは相続税に代表をされるわけでございます。それから資産の保有に對して課税する課税、これは代表的なものは固定資産税であり、あるいは保有税の關係であらうと思ひます。それから資産の移転に對して課税するもの、これが流通税の系統でございます。実はこれらのものはそれぞれ長所、短所を持っておりまして、そういったものを総合的に考へてやっていくのじゃないだらうか。

それから、今委員のおっしゃったのは、恐らく相続税系統のお話をしているのじゃないかと思ひます。これは、現行の相続税でございますけれども、各国に比へますとかなりきつい税制であらう、こういうふうな考へておられるわけでございまして、今後事態の進展を見ながら考へていかなければなりませんけれども、先進国の中では最もきつい資産課税を日本は実施している、かように考へております。

○早川委員 大臣が相続税のことを言われましたのでそれに触れますが、昨年末の相続税法の一部改正に当たっては、昭和五十年以来制度の基本的見直しが行われていないので、基礎控除の二倍増ですか、改正等を行った、こういうことであります。

ところが、ある学者が、税制改正についてこれは必要なかったのじゃないか、かえってそういつたとりわけ大都市における土地保有者を優遇する結果になっているのじゃないかという指摘がされております。というのは、御存じのように、土地評価に当たっては公示価格だとかあるいは時価の問題、それから相続税の評価、路線価等を含めて幾つか評価の基準があるわけですね。それを計算しますと、二千万円プラス法定相続人一人当たり四百万円をそれぞれ倍に引き上げたことによつて、時価換算にすると三億八千万とか六億四千万ぐらい、その学者の試算を援用しまして私が計算しますとそれぐらいの時価評価の土地に對しては相続税がかからないという結果が出るわけ

です。そうすると、三億とか四億とかいう土地というのは、東京近辺は別にしまして、田舎へ戻ると、それを離れますとこれはゼロだという話になるわけですね。

こういう実情を見たときに、結局は発想が今までと変わらないうんじやないか。つまり土地を持つていてるんだということによって非常に差が広がってきているんだということを割と無視して、五十年から全然控除額を手をつけていないから手直ししました、それだけにすぎないの、そこがどうも発想がおくれているんじゃないかというのがある。

それからもう一つは、土地等に對する税負担、これはいろいろ数字があるわけでしょうけれども、日本の場合、資産総額に對する税負担、固定資産税だとか都市計画税だとかあるいは土地保有税等の比率は、マクロで計算しますと、六十二年ですすから二年前の数字になるわけですが、六十二年の三五％だ。ところが、若干時間がずれますけれども、一九八〇年のアメリカの全州の同じような負担を見ますと一・二八％。アメリカがきついわけですね。そういうことを考へますと、相続税は世界に類例を見ないくらい重いんだ、こう言われるのですけれども、最近の土地の問題を考へると、これまた世界どこを見ても見られないようなまさに異常現象であるわけですね。

こういうことを考へますと、この資産課税に對する発想の転換が必要じゃないかと思ひます。が、いま一度伺いたいと思ひます。

○村山国務大臣 御案内のように、相続税というのは税源を資産に求めているものでございまして、しかもこれが比例税率でなくて累進税率になっているわけでございます。したがって、物価が上がるあるいは土地価格が上がってまいりますと、それは累進度は猛烈にくるわけでございます。て、ほうっておいてもこれは実質増税になっておることは当然御理解いただけるだらうと思ひます。そういう意味で、昭和五十年からずっとその調整をやらせませんでしたから、その調

整をやらうというのが今度の相続税の一つのねらいであるわけでございます。

しかし、同時に、その土地の価格を幾らにするのか、あるいは、大体今のところ土地の評価額というものが公示価格の恐らく六割ぐらいでないかと思ひます。我々にはこれは大体七割ぐらいが妥当ではないのか、こういうふうな考へております。というのは、相続税というのは突然やてまいりますので、どうしてもそのときに納税のために土地を処分するわけでございますので、その処分価格というものを考慮しなければいけない。普通の公示価格でございます、需給が普通の状態のもとにおける取引でございますけれども、一方、相続税の場合はどうしても処分価格になつてしまふ。それだけに、その処分価格を基準にしてやはり評価すべき問題であらう。公平の原則からいいますと、そういうことになるであらう。ですから、今の六割というのを大体七割見当までこれから漸次上げていく方向で国税庁は努力していると承知しております。これが一つ。

それから第二の問題は、それとの関連におきまして、相続税が近くなりまして土地を買いますと、その取得、それは借金で買うということでございますが、そうしますと土地の評価は、今六割ということになりましてかえって負債の方が多いうことで節税が図られていくことが指摘されていくわけでございます。そういう点については、今度はそういう節税対策はだめですよということと、取得価格でもってその場合は計算いたしますというきめの細かいことをやっておるの、そのためでございます。

しかしまた同時に、今度の改正を入れまして、相続税の重さというものは恐らく先進国の中と比べてみますと最も重い方に属しておるであらうと思ひます。

それから問題は、保有税の關係がいろいろ問題にされるわけでございますが、これは今後の一つの検討問題ではないであらうか。保有税について、固定資産税は三年に一回評価がえをやって

ります。これをどういうふうにするのか、あるいはミニ保有税との關係はどうであるか、あるいは都市の宅地並み課税との関連でどういうふうになるのか、非常に難しい保有税の問題が残っている、このように考へておるところでございます。

○早川委員 大臣御存じだと思ひますけれども、五十年以来日本の経済、資産がどうもおかしのじやないかという数字だけ私が述べておきます。

例えば昭和五十年から六十二年までのGNPの伸び率で、倍率ですが一・六六倍になつています。名目にして二・三三倍だ。ところが地価総額は同じ期間に十・〇四倍に上昇した。名目賃金は五十年から六十二年、去年までとつても一・九五倍だというふうな数字があります。また、株ですが、時価総額を見ますと五十年から六十二年まで六・八四倍。こういう形で、まさに土地と株のところの異常な上昇と、それに対していわば資金等のところは抑えられていくというふうな状況がございまして、これからの資産課税をぜひ検討していただきたいと思ひます。あり方を検討していただきたいと思ひます。

それから、今回の租税特別措置で土地税制がいわば緩和されているわけですね。大臣はいわゆる公共事業の執行がなかなか進まないのとどう答弁をされたかと私は記憶しておりますけれども、昭和四十四年からいわば土地供給のための税制、土地税制が大きく変わったわけですが、それから今日までの土地税制の動きを見ますと、今回もそうなんですけれども、どうも地価上昇等を追認しただけじゃないかという感じを非常に強く持つわけですね。この点についてどんな総括をされていきますか。土地税制が、この間約二十年いろんな形で手をつけられて、いわば特別措置としてやられてきたわけですが、それを総括しましてどういう考へを持たれていますか。

○村山国務大臣 土地税制は、今まで優良宅地の供給等につきましてはそれを促進する方向で、そ

これから仮需要はできるだけ抑えよう、大きく言いますとその二つの視点でずっと税制改正が行われてきたと思っております。

六十二年の九月の実施のときには、やはり超短期の土地譲渡について思い切った負担の増加を求めたり、あるいは個人の事業用資産の買いかえについて二割縮減するとか、こういったところにあつては税率を軽減する等の措置を講じました。

それから六十三年度の改正では、やはり買いかえが非常に土地価格を上昇させているようなことで、住宅の買いかえにつきまして原則としてこれをやめてもらう、そのかわりに税率は思い切つて下げましょう。そしてまた、優良宅地の提供に對しましては税率を軽減する等の措置を講じました。

それから昨年の抜本改正でございますが、これは先ほど申しましたように、借金で土地を買ふということが相続税における軽減につながらないような措置を講ずる、あるいは法人が借金をして土地を買つて、そしてその利子を、まだその土地が本来の事業の用に供されないにもかかわらず、それを損金に算入するという制度がますます法人の土地取得を増進しているということで、この点は是正をしたところでございます。

そして本年は、これはまた全然別の話でございますが、土地基本法がいずれつくられるであろうというところを見越して、本格的な土地税制はそれとの相互関係でいくんだが、さしずめ公共事業が進まないとかあるいは都市開発が進まない、こういう状況を見まして、一年限りの措置として三千万を五千万にあるいは五百万を八百万にした、これはあくまでも一年限りの措置である、こういういわば都市再開発を進めるための臨時的な手段としてやった、こういうことだと理解しておるところでございます。

だから、本格的な土地税制というのは、何度でも申し上げるようですが、今度の土地基本法の制定を待つて本当にこれから土地税制が働いていくんじゃないだろうか、このように考えているところでございます。

でございます。○早川委員 相続税に絡んで一つだけ最後に伺いたいと思ひます。

いよいよ日本の、地球規模でもそうなんですけれども、森林というものが非常に荒廃しているし、これからどう取り組むかというのは、これは国民的な、そしてまた世界的な課題だと思ひます。

森林の機能をどういうふうに見ていくかという場合に、やっぱり公益的な、パブリックな機能を重視していかないと、これからは単なる市場経済、経済財と、いわば市場に任せていただけでは対応し切れないという認識を持っております。この前にも伺つたわけですが、その点でイギリスが一九一〇年以來林業税制の一つとしてとつております立ち木、立木に対する課税の繰り延べの特例措置、イギリスの資産移転税というのがあるわけですが、一代一回課税というやつですね、人から人に相続したときに納めなくて、その立ち木、立木が切られたときに納めなさいという制度があるわけですが、こういうやつをやり方を考える必要があるんじゃないかと思ひますが、その点についてだけ伺いたいと思ひます。

○村山国務大臣 環境破壊の問題というのは、洋の東西を問はず南北を問はず地球的問題であるということで、特に最近におきまして世界的な課題になっておる、恐らく今度のサミットでも大きな問題として取り上げられるのではないかと、私もそのような認識を持っております。この問題は非常に重要な問題と考へまして、我々も検討を進めてまいりたいと思ひます。

ただ、それと立ち木について一代一回限りというのととはまた次元の違う問題ではないであらうか。その立ち木についての評価が適正であり、あるいはその納税について無理を強いないといううなことで、こういう評価の適正あるいは分納制度あるいはその延滞利子、こういったものが適正であるということがむしろ大事であらう。そのことによつて、どんな財産を持とうともやはり公平に行われる、もちろんそれは森林経営を阻害する

ようなことがあつてはいけませんけれども、やはりそこには公平の論理というものがあるものであらう。我々が注意しなければならぬのは、評価の適正化であり、あるいはその立ち木の、すぐにそこで伐採しなければならぬというふうなことでないで、そこで分納制度なりあるいは延滞利子というものを適正にやつて森林経営が妨げられないような心得が必要ではなからうかと、今お話を聞きましてそのように感ずるわけでございます。

○早川委員 そういうやり方が今まで林業に関する税制措置としてとられてきているわけですが、これも、それがいささか限界を迎えているのじゃないかなという見方をします。

そこで、冒頭聞きました所得、資産、消費に關連した税制改正、大方骨格ができたという答弁をされたわけですが、じゃ、間接税についてもほぼ骨格はできたという答弁だと思ひます。先ほど来の答弁の中で、消費税に關連しては公平よりもいよいよ簡素という観点の方が優先したという答弁がございまして、率直に大臣が見られた消費税の欠陥というのは何がございましてか。

○村山国務大臣 長所が裏腹に欠陥を持ち、欠陥がまた同時に一つの長所を持つておる、これは比較考量的問題だらうと思つておる。それだけに、この前公党間の協議で、十七条第三項でよく注意して行く末を見守つて、そしていつかは――絶えずその状況を見守つてという御注意があつて見直し規定を入れておりますので、この点を本當に大事にしてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○早川委員 私の質問したのは、どういう欠陥を持つておるのかということなんです。逆に言えば、第十七条第三項には、「消費税の中小事業者の事務負担等に配慮した諸措置については、納税者の事務負担、消費税の円滑かつ適正な賦課の実現の状況、納税者の税負担の公平の確保の必要性等を踏まえ、もう一つあるわけですが、「消費税の仕組みの定着状況等を勘案しつつ、その見直しを行うものとする」ということが書かれているわ

けですけれども、まずこの諸措置というのを明確にしたいだきたいということと、重ねて、長短の長の方はもう結構ですから、短の方でちょっと指摘してください。

○村山国務大臣 これはどうしても長短裏腹になつておりますので、両方述べないとなかなか理解は届かぬだらうと思つてございまして、一つは帳簿方式ということでございます。

これはやはり心理的な相互牽制作用に非常に弱いという点がございまして、そのかわりに申しますと、所得税、法人税になれておりますから、そのデータを使えば若干それを修正しただけで申告納税がきくという長所を持つておるだらうと思ひます。

それから、非課税措置、非課税取引というものもできるだけ圧縮しまして、特に物の流通については思い切つてほとんどゼロに近いほどに持つていった。それで、最後の末端のところのサービスのところの一部非課税を置いたわけでございます。これは、どつちかといひますと消費税としてはプラスではなからうか。消費税というものは、物が重要であるから課税しないとさういふ種類の税ではないわけでございます。国民生活で大事でないものなんというのはいけません。特に、米なんかどうだといひます大事なものでございますけれども、消費税というものはさういふことを言つておるわけではないわけでございます。これは恐らくプラスであらう。

それから、免税点を設けた、あるいは簡易課税の問題、先ほどから言つておるのとおりでございます。この点がさつき申しましたように、その場合でも仕入れ控除の問題、仕入れに係る税負担というものはあるわけでございます。ですから、免税点の問題について言えば三％と二・四％の差額の問題。どれくらい軽減するか。そのときに三％を軽減すれば、それは便乗値上げであるのかないのか、さういふ議論だらうと思ひます。

今度は逆に、もし免税点を設けないとすれば、納税者は、今、特に中小零細事業者が多いわけ

ございますから非常に手数料がかかる、場合によるとその三〇と二・四〇の差以上にコストアップが出ないとも限らない、そういう長短があると思います。

簡易課税についても同様なことでございまして、長短いろいろあるわけでございしますが、今度は主として簡業の方に力を入れた、こういう裏腹の関係にあると存じております。

○早川委員 時間がないので、必要なことだけ質問させていただきます。

今答弁の中にもございましたけれども、免税業者、これは、第四条「課税の対象」、第五条は「納税義務者」なんですけれども、そして第九条に「小規模事業者に係る納税義務の免除」という表現になっているわけですね。そうすると、この四条、五条、九条を単純にすつと読みますと、原則として三〇%かけない、そして納税義務を基本的には負うのですよ、ただし免税業者はその納税はやらなくてもよろしい、ということとは、課税について言えば三〇%かけていいんだというふうに理解してよろしいですか。

○尾崎政府委員 免税業者でございしますから課税になっていないわけでございます。自分の売り上げに対して課税がされていないわけでございます。

今話題になっておりますのは、しかし免税事業者といえども仕入れについては税負担がある、その仕入れ分について転嫁をしないと免税業者の利益に食い込むではないかという意味でございまして、非常に正確に申しますと、税金の問題というよりかコストの上昇分をどのように価格に反映させていくかということなのでございます。

その場合に、例えば課税業者であります同業者が近所にいる、その方の値づけなどを見まして免税事業者が自分のところを仮に三〇%上げたとしても、それは便乗値上げとまで言って指弾するようなことにはならないのではなからうかというように考えているわけでございます。

○早川委員 そうしますと、免税業者は基本的に

はしたがって三〇%の消費税転嫁ということは、行わないわけですから、上乗せして売ることがあり得ない。ただし先ほど来の仕入れの二・四〇という、八〇%の問題はありますけれども、それは論外として、コストアップ分を転嫁するのは構わないというふうに正確には理解しなければいけません。ただし、じゃ今度は免税業者だという表示がその店にあるわけではないわけですから、三〇%をやっても便乗値上げとは言えない、こういう答弁が再々行われているわけですね、ただ消費者が、あなたは免税業者だから二・四〇%上げなくていいんじゃないですか、こうきたらどういう答えをすればいいわけですか、ちょっと上げ過ぎじゃないですか、こうしたら……

○尾崎政府委員 三〇%分きちつと計算して消費者が多過ぎるということをおっしゃるのかどうか、ケースはいろいろだと思いますが、そういう御意見が仮にございました場合に、それではコスト分を自分できちんとして計算できればいいんですけれども、何分にも課税の計算も無理ではないかということでは非課税にしている方々でございしますから、コストの計算はもっと難しいわけでございます。これはいわゆる商品の仕入れだけじゃございませんで、設備投資に係るものも、それから例えば電気料でございしますとかその種のものもすべてコストに響いてくるわけでございしますから、したがって、そこはそういう事情を説明して御理解をいただくということではなからうかと存じます。

○早川委員 消費者にそう言うて理解をしてもらうということになるわけですね。先ほど、私が免税事業者であれば、三〇%上乗せしております、そして消費者に、あなたのところはどうか見ても課税売り上げが三千万以下じゃないですか、それならば三〇%はおかしいじゃないですか、こう言われた場合に、今の主税局長の答弁だと多分僕はわからないと思うんですね。つまり、コストを自分のところで計算できないから三〇%もりましたよ、それはあり得ないわけですね、マージンが必ず何%かあるわけだから。そういう回答をすればいいわ

けですか、免税業者の人は。

○尾崎政府委員 三千万円以下の売り上げといたしますと、普通の御商売で申しますと、夫婦お二人で仕事をされていて、そこに一人パートの方が来て、いるかどうか、せいぜいそのくらいのところまでであらうかと思えます。したがって、もしも非常にきちんとして仕入れにかかっています税金分だけを計算してそれを上乗せするということがございしますれば、それは確かに気持ちのいいことではございしますけれども、それが事実上できない。先ほど来大臣からも申し上げておりますように、それではそのために人を雇う、あるいは税理士さんに特別に計算をしてもらうというようにすることにでもなりますと、それはそれでまた大変なわけでございますから、いろいろなコストの面を考えますと、これは免税ということで、消費者の方にもその事情を御理解いただくということだろうと思えます。

基本的には、仕入れの三〇%に当たる税金を私ども負担しております、同業の方々の商品の値段の状況を見ましても大体この程度の価格になっておりますので、私どもの方もその程度の価格で販売をさせていただきますというところを言った場合に、それを便乗値上げというところまで言うのかどうか、何分にも小さいところまで言うのかどうか、それは消費者も御理解いただける問題ではなからうかと考えているわけでございます。

○早川委員 やっている人は御夫婦二人かもしれないけれども、業者数からすれば六八・二%でですね、免税業者は、これは絶対的に、小売を含めて私たちが日常生活をやる場合接触する人たちはそういう免税業者、小さいところへ行けば行くほどそういう人たちが接触するわけですね。そうしどき、みんな三〇%で今答弁されたようなことでは、消費者だったら納得しないんじゃないですかね。できるだけ負担したくないわけですからね、と思います。

○尾崎政府委員 まず、免税業者がすべてのケース三〇%上げるといふようにお考えになるのも極端

ではなからうか。そこまで上げない方もかなりおられますでしょう。それから、その上げ方が消費者と本当にトラブルになるようなケースというの、それもまた非常に限られた話じゃないかなという気がいたします。

この機会に便乗して非常に大きく上げるというようなことになりまして消費者の方々もこれは理解できない問題だろーと思えますけれども、周囲の価格の状況とそう乖離してないものであれば、現実の問題としてそんなに問題になることもないのではないかと考えております。

○早川委員 僕は違うと思えますね。免税業者で小零細の事業をやっている人の声をぜひ聞かれるといいと思うのですが、四月一日からどうするのかねと私が聞きますと、まだよくわからない、たぶん仕入れの方が上がってくることは確実な上に上がってくると思うのですが、じゃ自分がどうやって転嫁すればいいの、これはわからない。自分は免税業者だから三〇%上げちゃいけないのじゃないかなという思いは一方にあるわけですね、キャンペーンされるわけですから、だけれども、三〇%をやってもいいですよと言うと、それは割と簡単ですからね、じゃ三〇%転嫁します。そして、先ほど来の議論の中で、〇・六%ですか、それはいわば余録が懐へ入るのかわかりませんが、お客さんからも、そういう形で得られるのなら、お客さんからもらう場合は、免税業者であっても、今のよう

な答弁をいただきますと、三〇%もいいですよと言ったら、必ず業者は三〇%でやると思うのですよ。うちは二・五%にとどめましようとかあるいは二・八%でやめましようとかならないと思うのです、というのが今の私の認識であります。

それから、それに関連してですが、簡易課税制度を選択することによって一般的には利益というのか税益が出る、マージン率が二〇%か三〇%かによって違ってくるわけですね、反対に、それをしてマイナスになる場合も、いわゆる事務の煩わしさを考えると、また簡易課税をやると御存じのように設備投資等の仕入れ控除ができない

わけですから、時に起きるわけですね。そういうことを考えると、そういった事業者が簡易課税を選択することによって不利益をこうむるなどといった場合に、じゃ三%をちょっと超えた転嫁をやるうといった場合、それは便乗値上げというところをえ方をされるわけですか。

○尾崎政府委員 非課税業者の場合と違ひまして簡易課税の場合には三%転嫁をする、自分の売り上げに課税になっているわけでごさいますからそれはそのとおりなのでございまして、非常にマージン率が低い場合には、仕入れを八割というようにして計算をしまして、おっしゃいますように自分の利益に食ひ込むということが生じるわけでごさいます。それを考えまして課税選択というものの他方に置いて、仕入れを八割というようにして計算をしまして税額を計算していただくというところもございまして、それにもかかわらず簡易課税、いわば計算の便の方に重きを置いて簡易課税を選択したいということでごさいますと、計算の便の方にそれだけメリットがあるというところもございまして、やはり転嫁は三%を原則というように考えていただけたらと存じます。

○早川委員 あともう一つですが、細かい事務的な話になりますけれども、簡易課税というのは御存じのように仕入れ控除をやる場合の特例措置であるわけですが、輸出業者が簡易課税制度を選択した場合に、戻し税というのがないわけですね。通常、正規にきちんとやれば輸出還付という形で当然戻ってくるわけですが、簡易課税をやりますと特例でやってしまうわけですから戻し税がない。どうもこれは輸出業者は不利益じゃないか。簡易課税は事務の簡便化のためにやるというわけですが、実際には戻ってこないわけですね。そうしますと、第三十七条に規定している課税標準に対しては輸出売り上げも含めるべきではないかなという意見を聞いているのですけれども、その点はいかがですか。

○尾崎政府委員 例えば輸出専業という方を考え

てみますと、売り上げに対して課税にならない、免税でございまして、簡易課税を選択するということがないのではないかと、かというように思っています。

○早川委員 輸出といひましても輸出だけやっていると業者はいないと思うのです。何がしかは輸出品として出していく、あとは国内市場に出しているという業者は多々あると思うのですけれども、それでトータルで簡易課税を選んだという場合そういうことが起こり得るんじゃないかと思うのです。

○尾崎政府委員 簡易課税の計算が、実は売り上げに対する税額を計算いたしまして、その八割が仕入れ相当分だという計算をするものですから、売り上げの方が免税になっておりますので、その輸出の分は除かれて税額が出てしまいうわけでごさいます。仕入れ分がその八割ということになりますから、仕入れがその分小さくなってしまいうことになりまして、

したがいまして、輸出をある程度なさっております方は、課税選択をして、同時に課税期間も三月間ごとというようにして、そして還付を受けられるというのが通常考えられるケースではなからうかと存じます。

○早川委員 先ほど、いわゆる適正な転嫁という意味で、免税業者も三%はまあいいんじゃないか、適正な転嫁の範囲に入るんじゃないかという答弁がございましたけれども、便乗値上げを防止するといふことが言われているんですが、一体便乗値上げといふのはどういふふうな定義すればいいのかわからぬかと思ひます。

○井坂説明員 御案内のとおり、一般に個々の商品、サービスの価格は、各事業者ごとに需給の動向等種々の要因を総合的に勘案して自由競争のもとで決定されるものでございまして。そのために、例えば生鮮食料品のように天候いかんによって価格が大きく変動するもの等がございまして、そういう事情を考慮する必要があるかと存じます。それからまた、観点は若干違ひますが、鉄道

運賃のように、一般に自動券売機等の制約から十円単位で端数処理を行わざるを得ないという関係上、事業全体としては三%でございましてけれども、個々には一律三%の上乗せとならないというものがあつたという事情も考慮する必要があるかと存じます。

したがいまして、何が便乗値上げであるかといふことを簡単に申し上げることはなかなか困難なわけでごさいます。そういった事情を勘案した上で申し上げるとすれば、我々は二点ぐらい申し上げられるのかなというところでごさいます。

一つは、ほかに確たる理由がないにもかかわらず消費税を理由として三%を超える値上げが行われたという場合には、便乗値上げであるといふ可能性があると存じます。それからもう一つは、物品税等既存の間接税の廃止に伴ひまして税負担が軽減されるわけでごさいますけれども、それがその価格に適正に反映されないという場合には、同様に便乗値上げであるといふ可能性があると存じます。こういふ二点のことをいろいろの機会でも申し上げておきまして、調査監視といひますか、物価モニターあるいは地方公共団体の職員の方々にもそういうものを目安にしながら消費税導入前後の価格動向を見てくれといふようなことを申し上げておきまして、

○早川委員 私がモニターに任命されたらさっぱりわからないですね、今の説明では、要するに、調べに行つて、三月三十一日から四月にあるいは五月に上がったとすると一伝えるしか方法がないのじゃないかと思ひます。

一品三%上がるわけではなくて、経営者としてはいろいろの考えを思ひます。これが二%、これが四%くらいでバランスして、総売り上げで三%の消費税を取ろうといふことを考えた場合に、素人がそれぞれの商品で、これは高いから下しからぬじゃないかと思つても、三%以上上がったから便乗値上げだ、こう直観的に感じて言つても、いや必ずしもそう言えないのじゃないかと

いうことが起きるのではないかと思ひます。それと、その逆に、物品税がなくなるわけですから、自動車は四月一日からこれだけ下がつて不思議じゃないよとかあるいは化粧品はどうだとか、そういう逆の意味でのガイドラインが示された方がまさに一般の消費者はよくわかるのじゃないかと思ひます。三%上がりますよ、上がりますよといふ話ばかりがออกมาして、税制改正全体としてはそういう減税効果もあるのですよといふのですけれども、果たしてそういう物品税等の減税が的確に反映されているかどうかはなかなかわからないと思ひます。そういう意味で、この商品はこれくらい下がつてもおかしくはないんだというようなガイドラインをどこかで示されるのがいいんじゃないかと思ひますが、そういうお考えはありますか。

○尾崎政府委員 まさに御指摘のとおり、今度の税制改正は物品税の減税等消費者の皆さんに大変喜ばれる面があるわけでごさいます。したがいまして、物品税の減税等によりまして税金が安くなる分だけこれは確実に引き下げていたいただきたいというところで、関係各省、それぞれの業界に対してその点お願いしているところでごさいます。大蔵省なども、関係の団体、業界等にもそのお願いをしていまして、また、広報面におきまして大体どのような感じの引き下げがあり得るかといふことはいろいろとお知らせして、いまして、新聞、雑誌等を通じてあるいは先生の目にもとまつていっているのではないかと存じますが、御指摘のとおり今後とも努力をしてまいりたいと存じます。

○早川委員 もう時間がないので終わりますけれども、公正取引委員会のある面での役割がこれから非常に高まるのではないかと思ひます。そういう意味で、定員数が四百六十一名で十六名ふえたという予算が組まれておりますけれども、導入すれば二年や三年で定着することはないか、何かヨーロッパのある国では定着するには十年かかるよといふのを読んだ記憶がありますので、そうい

う観点からしても公正取引委員会の充実を
考えていただきたいというのが一つです。

それからもう一点は、大蔵省所管の例えば公認
会計士試験の受験手数料が、第二次試験六千五百
円が六千六百円に上がった。これは本来は非課税
なものなわけですが、先ほど来の議論がある
ように、コストアップを反映している、こうい
う理由で百円上げていくわけですね。そうしま
と、バックデーター、何を積み上げて、そしてそ
コストはそれぞれ三割上がって行くわけですか
ら、それを資料としてでも出していただく、今
自治体が転嫁を延ばしているわけですから、今
そういういろいろな手数料の引き上げをやる、改
定をやる場合に非常にいいデーターになるのじゃ
ないかと思いたいです。ぜひ出していただきたい、検
討していただきたいと思えます。

それから、最後になりますけれども、大臣にぜ
ひ答弁いただきたいと思えますが、先ほどもお話
ございましたけれども、消費税でいろいろな事業
者への措置で四千八百億円の減収だ。免税業者に
しる境界線制度にして、まさに租税特別減免税
措置だと思えます。これは消費税見込み全体に
対しては八・一％で、国税三兆六千八百八十億
円に対しては一・三・三％の比率ですね。それから法人
税は、ここの租税特別措置による減収見込み額
はどれだけの割合と五千七百七十億円の法人税収
は十八兆三千六百三十億円の比率にして二・八％
同じように所得税をやりますと、一兆二千三百八
十億円の減収額ですね、それから税収が十八兆一
千七百二十億円の比率にして六・八％。こうい
うふうに見ますと、五兆九千四百億円の消費税総収
に対して四千八百億円で、八・一％と非常に高い
ですね。

こういうことを考えますと、租税特別措置とい
うのは本来早期になくして改善すべきだといふ
うになるわけですが、そうしますと、最初の税制
改革法の十七条の三項、見直すということにも論
理的につなげていくわけですが、見直す
に当たっての項目が幾つか出てくると思うのです

けれども、内容、時間的にどういう展望を持
れているか伺って、私の質問を終わります。

○村山国務大臣 今の失われる税収という話で
ございますが、すべて免税点なし、簡易課税制度な
し、境界線制度なし、そうした場合には、それが
予定どおり取れた場合、徴収できた場合との比
較の話でございます。しかし、これだけの大きな
税制改正をやっているわけではございませんので、
やはり定着ということが一番大事ではなからうか、
こういうふうな考えておるわけではございません。

なお、これらの問題については、十七条三項
で、将来やはり気をつけて見直しの精神を持って
よく見守れ、こういうお話でございますので、我
も注意深く見ていきたい。必要があればまた国
会で御議論を煩わすこともあるかもしれないと思
っておりますが、我々はこれで大体いけるのじゃ
ないか、こう思っておりますのでございします。

○早川委員 終わります。

○中村委員長 堀昌雄君。

○堀委員 本日は、私も大蔵委員会になじみの
深い小泉厚生大臣に御出席をいただきまして、前
半、厚生行政について質問をさせていただきたい
と思えます。後半は、実は前回の大蔵委員会の質
問のときに、村山大蔵大臣が大変誠意を持って御
熱心に御答弁をいただきましたので、予定をし
た時間が足らなくなりました。きょうは、企画庁の
調整局長に入らせていただいて最後に経済見通しと
税収見通しをやるうと思いたしたけれども、時間
が足らなくなりました。きょうはそこらを勘案し
て、まず主として前段については、大蔵省は事務
方だけの御答弁をいただくことにして、専ら小泉
厚生大臣の方の御答弁をお願いしたい、かよう
に考えておるわけではございません。

そこで、実は前回、私が中村委員長や中西理事
さんたちと一緒に食事をします機会のあるときに、私
が医者の方に一体どういふ経緯で国会へ出てきた
か、こういうお尋ねがございました。きょうはこ
れに関連がございしますので、ちょっと簡単に前段
の方で申し上げたいのであります。

昭和二十六年に、日本医師会は診療報酬の単価
の引き上げを政府に要求いたしました。当時大
蔵大臣が池田大蔵大臣でございまして、主税局長
は平田敬一郎さんでございまして、当時日本はま
だ占領下でございまして、政府側としては必
要な診療報酬の引き上げを認めたいと考えたよう
であります。GHQの指示で、そこまではでき
ない、こういうことになりました。当時の池田大
蔵大臣がそれではということで、社会保険診療報
酬については当分の間、経費率七〇％、所得率三
〇％とみなすという閣議申し合わせ事項が昭和二
十六年の暮れに行われまして、昭和二十六年、二
十七年の私たち当時の保険医の診療報酬の課税
は、この閣議申し合わせ事項に基づいて行われた
わけではございません。

ところが、昭和二十八年の年末になりました、
池田大蔵大臣が既に退職をされておりましたの
で、これまた国税庁長官は平田敬一郎さんであり
ますけれども、国税庁長官通達で国税局におりま
して、医師の診療報酬の課税については、要する
に特例を廃止して税法どおりの処理をする、た
だし、著しく増差のある者については配慮すべしと
いう通達が出されたわけでありました。

当時私は兵庫県医師会の税対策委員長という仕
事をいたしておりました。そこで、一体これはど
ういうことになるのだろうかということで、各府
県の税対策委員長と連絡をとりまして、二月の十
日ごろでございしますけれども、大阪国税局へ参り
ました。そうして、直税部長にお会いをして、あ
いいう通達が出ていますけれども、私たちの課税
は一体どうなるのでしょうかということを尋ねま
した。そうしたら、その当時の直税部長は、いや
堀さん、これはもう税法は決まっておりますか
ら、別にどうということはありません、税法ど
りいただきます。こういうお話でございしました。
税法どおりというのは、これまで我々は経費が七
〇、所得が三〇という割合で納税を二年してきた
のでありますけれども、それではどういふ率にな
るのでしょうかというふうにお尋ねをしました

ら、後になって国税が標準率というものを持っ
ているということを私も承知したのであります
が、その当時はわかりませんでした、我々の調査に
よればちゃんと収支率はわかっております、どうな
るのでしょうかと伺いましたら、経費率は大体五
五％です、所得率四五％です、こういうお話で
ございました。

そこで、余り皆さんを言いませんものです
が、結局私が代表するような形で話をいたしました
で、直税部長さん、今までの所得率三〇％とい
うのを四五％とおっしゃるということは、所得が五
割ふえることですね、所得が五割ふえるというこ
とは、所得の位置によつては倍にもなる人が出て
くる、しかし診療報酬はそのまま全然動いていな
い、本来この税制は診療報酬の不足分をカバーす
るために政府が決めたことであるにもかかわら
ず、その診療報酬が動いていないのに、いきなり
五割増しの税を取るといふようなことは、どうも
余り常識的でないと思いたすと言いました
が、いや私もそれは税法に基づいて税を取るのが仕
事でございますから、それ以外にはやりようがあ
りませんというお話でございまして、これでは話
をしてもどうにもならぬなと思いたしたので、ど
うもあらがうございましてと言つて引き上げま
した。

そうして、大阪府の医師会に集まって、どうす
るかという話になりました。皆さん、私が専らし
やべつていましたから、堀さん、どうすればいい
んだと言いますから、これはもう簡単なことでは
今の四五％は避けられないだろうから、そこで、
こうしまししょう、この三月十五日に確定申告があ
ります、当時近畿の保険医は約二万人おりました
けれども、二万人の保険医に指示をして、確定
申告はやらないうことで団結して、ひとつ確
定申告を延ばそう、そうして月末に東京へ調査に
行って、東京がどういふことをやっているか調査
をしてから物を考えたらどうだろうかという話を
しましたら、皆さん、それはいいだろうというこ
とになりました、そこで整然と近畿二府四県の

保険医は三月十五日が過ぎましたも確定申告を一名も出さないという状態で足並みがそろいません。

そこで、三月の下旬に私もメンバーがそろって東京国税局へ参りました。東京は一体どういふふうになっていくかと言いましたら、そのときの東京の直税部長は岩尾さんでありましたけれども、先生、うちがちゃんともう全部申告していただきます。一体幾らでしょうかと言いましたら、三三%で申告をお願いして、全員納税が行われました。実はこういうお話でございました。これは私も含めて大阪で話を聞いた人にすれば、日本の国内で、東京は三三%、大阪は四五%取るといふ話は何とも理解し兼ねますので、私はかねてから既に社会党の支持者でございましたから、皆さんひとつ国会へ行こうということで国会へ参りました。

当時、右派社会党では春日一幸さん、井上良二さんという方が中心でありまして、左派社会党は副議長になられました久保田鶴松さんが中心でございました。この皆さんにこの話をしまして、春日さんが、大変まだお若い元氣なころでありますから、よしわかった、堀君、おれらに任せとておけ、そんなばかことがあるか、国会が終わったから早速大阪に調査に行くから、それまでちょっと今の体制をやっておけ、こういうのが春日さんの話でございましたから、承知しましたというところで、実は我々は国会が終わって六月初めの大蔵委員会の調査を待ったわけでありました。

大蔵委員会の調査が行われましたら、その直税部長さんから私のところへ電話がかかってまいりました。そして、ぜひ会いたいとおっしゃいますから、私は、いや、あなたとお会いしてもお話をする意味がないからお断りしますと言って電話をばつと切りました。そうしたら、またすぐ電話がかかってきました。どうしても会いたいとおっしゃるから、いや、あなたがどうしても会いたくても私は会いたくないと言ってまた切りました。そうしたら、三回目に電話がかかって、いきなり、先生の言うとおりにするから会ってください、こういう話でございまして、そこで私は、本当ですか、私の言うとおりにしてくださいのですかと言いましたら、しますところおっしゃるの、それではお会いしましょうと言って尼崎の税務署でお会いをいたしました。

そして、どうしたらいいですか、こういうお話でございましたから、東京で調べてきましたら東京国税局は三三%ということでした。あなたも私もがお話をしたときは四五%でこれは動かさぬ、こういうお話でしたから、きょう私はあなたとお会いする気はなかったけれども、私の言うようにしようとおっしゃるので、私は何も特別に我々がよくしてもらおう気持ちはないので三三%でひとつお願いをします、承知いたしましたというところで、実は近畿も三三%の処理ができました。

これは我々保険医は、また来年どうなるかというところで、とても安心してはいられない。そこで、近畿の医師会、それから春日さんがおられましたから名古屋の医師会、神奈川県医師会、東京の医師会、そういう人たちと運動を始めて、昭和二十九年度の十二月二十四、五日ごろだったと和二十九年度の十二月二十四、五日ごろだったと思ひますけれども、当時の改進黨、自由党、右派社会党、左派社会党の皆さんが大変御協力をいただいた、私も七〇、三〇のものと戻していただければいいと思つておりましたが、皆さんの議員立法の過程で二八、七二ということ、議員立法で、十二月二十四、五日であったと思ひますけれども、参議院を通過しました。私はそのとき参議院の傍聴席からこの租税特別措置法二十六条が成立する状態を目の当たりに見たものでござい

ます。帰つてまいりましたところが、私の先輩が、君、大変御苦労よくやってくれた、しかし堀君、こんな医者がうまいことをするような税が長もちするはずはない、君もしよければこれまでもこの仕事は君が中心でやってきたのだからひとつ国会へ出る、こういう話が先輩から出てきました。

た。私はそんな国会へ出たりするようなことを毛頭考へてはいなかったものでありますけれども、大変医師会の先輩が熱心に勧められるものですか、選挙は三十年の二月二十日ごろでしたか、何しろ私がそういうのを言われたのが一月の十日ごろですから、もうすぐ選挙の前にそんな衆議院選挙をやれなんて言いましたら、君はそういうことが全然わかつたらぬ、いきなり選挙に出て衆議院で当選しようなんてそんな甘いものじゃない、おまえここで一回やっておけば次には通る、だから一遍やれ、こう言われて三十年の選挙をやつて、その後三十三年の選挙に社会党公認で実は当選をしまつたというのが私の国会へ出る経緯でございまして、ですから、私にとりましてはこの租税特別措置法二十六条というのは、実は大変かわりのある法律でござい

ます。私、大蔵委員会へ昭和三十一年一月から参つたのであります。そうすると間もなく塩増税制一課長が私の部屋へおいでになりました。私は塩増さんが部屋へ来られてお座りになったから、塩増さん、あなた天下の悪法の問題でございまして、おおいでになりましたか、こういうふうには先制攻撃をいたしました。そうしたら、堀さん、あれはあなた天下の悪法だと言われたが、あなた本当にそう思つておられますか、こういう話でしたから、いや私は初めからそう思つてゐる。これは我々が考へた仕組みじゃないのですよ、税の専門家であつた大蔵大臣の池田さんが考へて我々にこうしなさいというところで出されたものが、いろいろな経緯の關係で法律になったというだけですよ。

論理的にいいますと、この税制は要するに医者その他の業態の方の間に水平的に大変な不公平のある法律であります。大体所得を法定するなどということが税制上考へられないことなのでありますけれども、我々は前回の問題に懲りて緊急避難としてこの法律をつくりたい、こう考へたわけであり

ます。もう一つ、医者の内部でも実は水平的にも垂直的にも問題があるのであります。水平的には医者の業種の中で一番費用がかかりますのは内科医者なんです。これは薬を大量に使いますから一番費用がかかる。この費用のかかる内科と、一番費用がかからないのは、そう言うところの方からおしかりを受けるかもしませんが、耳鼻科と眼科は処置料が中心なものですから、ここは比較的費用がかからない、相対的な話でありますけれども、だから、医者の内部でも実は公正ではないのであります。

今度は垂直的に、例えば一人の医者が看護婦を一人か二人置いて診療する場合には、固定経費は大体一定でありますから、そうすると収入がうんと高い人ほど実はこの税率は大きな利益をもたらすわけでありまして、垂直的にも塩増さん問題がある、これはまさに税法としては天下の悪法だと私は思つてゐるけれども、しかしそれは私たちがやろうとしたのではなくて、政府が診療報酬の見返りにやつてくれた。診療報酬が適正化されれば、私はこんな制度はいつやめられてもいいと思ひますよ、こういうことを塩増さんにお話ししましたら、それから以後、私にこの問題について塩増さんは物を言われたことがないのでござい

ます。私はその当時からそういうふうを考へておりましたので、何とかこれを合理的な税制にしなければいけぬ、こういうふうを考へていたわけでございます。そこで、それを具体的に取上げましたのは実は昭和四十七年三月三十日の大蔵委員会でございます。当時大蔵大臣が水田さんでございまして、主税局長が高木さん、そして厚生省は、たしか池田さんの秘書官をやつておられたと思ひますが、登坂重次郎さんが実は厚生政務次官でございまして、この水田大蔵大臣、それから登坂厚生政務次官、そして高木主税局長ということ、一人法人という問題を取り上げさせていただいたのであります。

私がこの問題を取り上げましたら、日本医師会の武見会長が、大体一人法人などというのは医師

者の業種の中で一番費用がかかりますのは内科医者なんです。これは薬を大量に使いますから一番費用がかかる。この費用のかかる内科と、一番費用がかからないのは、そう言うところの方からおしかりを受けるかもしませんが、耳鼻科と眼科は処置料が中心なものですから、ここは比較的費用がかからない、相対的な話でありますけれども、だから、医者の内部でも実は公正ではないのであります。

今度は垂直的に、例えば一人の医者が看護婦を一人か二人置いて診療する場合には、固定経費は大体一定でありますから、そうすると収入がうんと高い人ほど実はこの税率は大きな利益をもたらすわけでありまして、垂直的にも塩増さん問題がある、これはまさに税法としては天下の悪法だと私は思つてゐるけれども、しかしそれは私たちがやろうとしたのではなくて、政府が診療報酬の見返りにやつてくれた。診療報酬が適正化されれば、私はこんな制度はいつやめられてもいいと思ひますよ、こういうことを塩増さんにお話ししましたら、それから以後、私にこの問題について塩増さんは物を言われたことがないのでござい

ます。私はその当時からそういうふうを考へておりましたので、何とかこれを合理的な税制にしなければいけぬ、こういうふうを考へていたわけでございます。そこで、それを具体的に取上げましたのは実は昭和四十七年三月三十日の大蔵委員会でございます。当時大蔵大臣が水田さんでございまして、主税局長が高木さん、そして厚生省は、たしか池田さんの秘書官をやつておられたと思ひますが、登坂重次郎さんが実は厚生政務次官でございまして、この水田大蔵大臣、それから登坂厚生政務次官、そして高木主税局長ということ、一人法人という問題を取り上げさせていただいたのであります。

の倫理にもとるのであればよくない、こういう話
が日医ニュースというのに出ました。今ここにも
う山中さんおられませんか、さつきまでお
いでになりましたが、私は山中さんに、私はこの
租特を早くなくして合理的な一人法人に皆さんが
移行することが日本の税法上必要だと思つたと言
ったのだけれども、どうして武見さんあんなことを
言われるのかと言いましたら、山中さんが、堀
君いつまでも武見さんが会長じゃないから、武見
さんが会長をやめたらひとつやろうじゃないか、
こういう話を山中さんからもいただいておりますわ
けでございます。

そういう結果、実は昭和六十一年の十二月の二十
日に、私がかねてから主張しておりました医療法
人の、これまで三人以上の医師がいなければで
きないというのを、その人数を取りまして、要す
るに医療法人というものが一人でもできるという
ことになったわけでございます。

私はそれを大変いいことだと思つたのでありま
すが、実はなかなかこの医療法人に皆さんが入
っていただけない、実際に私が予想するように、これ
について厚生省で、どういう形で医療法人成りが
できておるかをちょっと答えていただきたいと思
います。

○仲村政府委員 一人医師医療法人の普及の状況
についての御ねだと思ひますが、六十一年の十二
月にたまたま御指摘のように医療法改正がござい
まして、六十一年の十月一日の施行以来現在まで
二年ぐらいたつておりますが、六十四年一月一日
現在でたまたまのところ千五百五十七件、お医者
さんが千三百三十件、歯医者さんが二百二十七件
という実績でございます。

○堀委員 あわせてちょっと大蔵省の事務方に伺
いたいのでありませうけれども、この今の五段階の
税制が途中で行われましたね、昭和五十四年だっ
たと思ひますけれども、その五十四年に五段階に
なりませうけれども、最近の時点でのいのであり
ますけれども、社会保険収入のある医者の総数は
大体どのくらいなのか。所得が、御承知のように

五千万円超、四千万円超、三千万円超、二千五百
万円超、二千五百万円以下というふうには実は五十
四年に五段階になったわけでありませうけれども、
最近で保険医が一体どのくらいなのか。今の医療
法人の数の関係でちょっと伺ひしておきたい
と思ひます。

○尾崎政府委員 六十二年分で申し上げます。
社会保険診療報酬のある者の数が全体で十一万
人でございます。二千五百万円以下三万人、二千
五百万円超三千万円以下七千人、三千万円超四千
万円以下一万四千人、四千万円超五千万円以下一
万三千人、五千万円を超える者四万六千人でござ
います。

○堀委員 あわせて、今の租税特別措置法上の減
収額ですね、これを五千万円以下と五千万円超で
ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○尾崎政府委員 五千万円以下の者につきまし
て、平年度減収額が三百四十億円というように見
込んでおります。五千万円超の者は六百二十億円
と見ております。

○堀委員 実は、私も昨年からの税制改正をや
つております中で、やはり医師のこの税制はみな
し法人その他と同じく公正税制だというのが我
が党の考えでございます。それはもう私が前から
考へておることでございました。

ところが、様子を見ておると、自民党の税
制調査会ではこれには全然触れておられないとい
うのが、大体昨年の春、そうですね、私が日本医
師会の皆さんと話したのが五月十二日でありまし
たから、当時までは全然触れられておりませんで
した。世論の中では、マスコミもそうでありまし
けれども、一般の皆さんが、この医師の特例とい
うのは大変だともよくない、医師というものは所得
も非常に高いというのにこういうことが行われる
のはよくないという風潮が大変強いので、このま
まほつておいて全部一遍にこれをやめるといふこ
とになると、これは私やはり医師の皆さんも対応
の準備ができていないので大変だ、こう考えまし
た。

昨年、日本医師会は羽田会長以下の執行部が無
競争で執行部に選ばれて、五月十二日にパレ
スホテルでその披露の会がございました。そのと
きに私は、今の日本医師会の税金担当の常任理事
をしております瀬尾さん、実は私は尾崎医師会
の瀬尾さんのお父さんが医師会長をしておりま
すときに副会長として御一緒に仕事をしていたこ
とがあるものでありますが、その長男でありまし
て、私と同じ大阪大学の後輩でございますけれど
も、彼に、これはこのままではよくない、ともかく全
部一挙に外せというようになことが起きたら大変だ
から、五千万円超については、この際、一人法人
も既につくったことでもあるから何とかひとつ考
えた方がいいんじゃないですかと言つて、羽田さ
んにも私の意見を述べておきたいと言つて羽田会
長にも私はそういう話をして、五千万円超という
のは相当の収入がある方だし、ですから法人にな
つてきちんとしてやられればこの今の税法のメリッ
トよりもさらに税法上のメリットもあるんじゃない
か、いろいろな面では私はその方が望ましいと思ひ
ますという話をいたしました。

そして、この皆さんがそれは堀さんだめだとは
言われずに黙つて聞いておられたから、まあ
まあ暗黙の了解はしていただいたかと私なりに考
えて、そして渡辺美智雄政調会長に、ひとつ五千
万円以上は外したらどうでしょうか、箕輪さん
もちょっと聞いてみたらどうか、それは堀さん、も
う五千万円超ならともかく青色申告をした方がい
いのではないか、こういうお話でございました。
大蔵省からいただいた資料を見ました、社会保
険診療報酬のある者、五千万円超というところは
四万六千人でありますけれども、そのうち特例適
用者数というものは実は二万人でありますから、二
万六千人の方はもう青色申告をやつていらつしや
る、こういうことなんでありませうから、そういう
点では、私は、ひとつこの際やられたらどうす
か。箕輪先生も私に、もうこの際は青色申告の方
がいいのだよ、こういう話でもありましたか
ら、渡辺さんにお話をし、実は税制でこの部分

が除かれることになりました。

今、主税局長の御答弁によりますと、その結果
国は六百二十億円の税収増になったということだ
と思ひますが、大蔵大臣、この点だけをひとつ
確認しておきたいのですが、それでよろしゅうご
ざいませうか、御答弁をひとつ伺ひたいしま
す。

○村山国務大臣 細かい数字はまた政府委員から
申し上げますが、私も大体その程度になると思つ
ております。

○尾崎政府委員 おつしやいますとおり、今度の
改正で六百二十億円は特別措置から外れますの
で、その分が増収になっております。

○堀委員 そこで、実は皆さんに資料が配りし
てございます。これはちょっとごらんをいただき
たいのでございますけれども、「昭和六十四年度
税制改正に関する要綱」、昭和六十三年十二月二
十六日、日本医師会長羽田春逸さんの名前で実は
私の手元に参つておりました税制改正に対する要
望でございます。

そこで、時間ももうかなり過ぎておりますので
簡単に申し上げますけれども、

記

「一人医師医療法人等小規模な医療法人に対す
る合理的な税制の確立」

一、個人が法人化する場合の税制上の軽減措
置として、
「土地や建物等一人（又は二人）医師医療
法人設立のために現物出資した場合の現物
出資分に係る譲渡所得の軽減措置」を設け
ること。

二、法人成りした場合の税制上の軽減措置と
して、

①「医療施設構造改善準備金の創設」
及び

②「医療関係者が医療に関する高度の知
識及び技能の研修のために要する費用の
額が増加した場合等の法人税額の特別控
除措置」を設けること。

三、医療法人の承継時の軽減措置として、

「医療法人の出資の評価方法については、一般中小法人に適用されている類似業種比準方式をそのまま適用」すること。

こう三つ実は書いてございます。中身についてはその次に二つのページに具体的に詳しく書いてありますので、読みますと時間がかかりますので、これは委員長、ひとつ速記録に読んだ形で載せていただきますと思いますが、よろしくございましょうか。

○中村委員長 わかりました。

○堀委員 お願いをいたします。

要するに、私がきょうこれを取り上げておりますのは、まだあと実はこの四千万円超、三千万円超、二千五百万円超、二千五百万円以下という方たちがかなりおいでになるわけでございます。

そこで、私の基本的な考え方は、二千五百万円以下の方には、これは高齢者であるとか僻地であるとか、今や二千五百万円以下の年収というのは月に二百万円程度でありますから必ずしも十分な費用でありませんで、この皆さんには今の特別措置を残しておきたい。しかし、二千五百万円超以上の段階は、一定期間を置いて順次ひとつ医療法人になられることが皆さんにとってもプラスではないか、私はこう考えるのでありますが、それにはそれなりに受け皿の方にフェーパーがないと、やはり皆さんこれまでどこかに安住していた、こういう気持ちになろうかと思いたすので、これで多少税収が減になるかもしれないが、さっきお話しのように、五千万円以下の皆さんのところでもまだ三百四十億円実は減収が立っているという現状のようでありますから、その中で、今ここに出席されておられる医師会の要望というのは決してそんな大きな金額になるとも思いません。

同時に、ちよっと医者の特性について私は申し上げておきたいと思うのでありますけれども、医師はだれでも医療法人がつくれるかというところいうことにはなっていないのでございます。それ

は、医療法第七条の四項で「営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に對しては、前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。」こうなっておりますので、第一項の規定というのは、第七条に「病院を開設しようとするとき、医師及び歯科医師でないものが診療所を開設しようとするとき、又は助産婦でないものが助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事の許可を受けなければならない。」こういふ規定がございまして、要するに、医者以外の者はまずできないが、しかし医者といえども営利を目的として診療行為をしてはならないというのが医療法の規定でございます。これが第一点ですね。

それからもう一つは、医師の場合は十九条で、「診療に従事する医師は、診療治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」私たちはこれを応招の義務と言っているのではありませんけれども、たとえば夜中に来られるようなごんな時間に来られようが、急病の患者ができたときには往診に行く、あるいは診療所を開いてその診療をしなければならぬ、こういう義務を医師は課せられているわけであつて、一般の御商売の方は、夜中にたたき起こして物を売ってくれというふうな話は、それは何れも法的な規制はないのでありますけれども、そういう法的な規制があるということ。

もう一つ、要するに、現在もちよちよちそういうことが行われておられるかもしれませんが、第二十条で「無診察治療等の禁止」というのがありまして、「医師は、自ら診察しない治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付してはならない。」医師はどんな場合でも病人を診察しない限り薬をやったりいろいろな治療行為をしてはならない、こういう規定があるわけでありまして、医師といふのは重い業務上の責任が課されておるといふ点が一般の業態の方と非常に違うわけであります。ですから、一人の医療法人の問題についても、

私は、そういう面を勘案して、今私が申し上げましたこの医師会の要望をぜひ来年度の税制改革で処理をしていただきたい。しかし、これはまだ自民党の皆さんの御協力もいただき、しなければならませんが、やはり主管大臣である厚生大臣が、今の医師の健全な診療行為とそれから医学技術の進歩のために勉強をしたり施設を改善したりするために使うための各種の準備金やその他でありますので、小泉厚生大臣は大蔵委員長までおやりになつて大蔵行政の専門家でもございましてから事情もよくおわかりでございますが、本日は厚生大臣の立場でこれらの問題について善処したいという御答弁をいただきたいというのが本日の質問の趣旨でございます。よろしくお願いいたします。

○小泉國務大臣 きょうは堀先生から質問をいただくということで、前もってどういふ質問なのかと自分なりに勉強させていただきまして、昭和四十七年の會議録も全部読ませていただきました。水田大蔵大臣とちよちよちうはつし、かなり激しくやり合っている様子を読み、また当時既に一人医師医療法人というものを掲げられた先見の明といえますか、それが今実現しているのだなというところを感じまして、当時からも、国会議員になる前から兵庫県の医師会の税制対策委員長としてそういう問題を十分研究された長年のうんちくを改めて感じまして、大変これは見識のある御意見を聞かせていただきまして、先生のいろいろな議論を聞かせていただきまして自分なりに勉強させていただきます。

今の一人医師法人も、制度はあるのですが、まだこの制度のよさがわからない、あるいは手続面が煩瑣過ぎるということもありまして、まだ思つたように一人法人化が進んでいないという一面も見受けられます。しかし、だんだんこの制度のよさ、また手続等の簡素化、そして今挙げられましたようないろいろな要望事項というものを前向きに受けとめて、医療の公共性というものを考えるが、この制度が十分医師に利用していただける

ように、そしてこのことがまたこれからの医療供給体制の整備につながっていくように、厚生省としても前向きに、今言った御意見を参考にしながら真剣に取り組んでいきたいと思っております。

○堀委員 どうもありがとうございます。

そこで、この間一九八八年の企画庁のQEが発表されました、八八年暦年は五・七%の成長であるということが新聞で報道されました。私、最初にも申し上げたように、前回ちよつと経済見通しの話をしようと思つていたのですが、こゝへ来て非常にデータもそろつてまいりました。きょうが三月二十二日でございますから、既に一九八九年一―三月はほぼ終わりに近づいております。

データとしては必ずしも整備がされておるわけではございませんけれども、私なりに鉱工業生産の状態あるいは百貨店、大型店の売り上げの状態、それから大口電力の使用量、これは私、昔に経済見通しを大蔵委員会でしたちちゅうやつておりましたときに、大口電力の使用量というのは鉱工業生産の伸びと非常にリンクをしておるということ、実はこれが一番早い指標として使えるな、こう見ておるのでありますけれども、いろいろな指標を見ておりますと、どうも今政府がお出しなつておる経済見通しよりは一九八八年度も少し高い成長になるようだ。特にこの一―三月がかなり高くなるのではないかと。そうすると、げたが高くなるわけでありまして一九八九年の経済見通しというものはそれなりに現在政府が出しておられますものに比べて少し上方にシフトすると判断をしておるのであります。経済企画庁の調査局長の方からひとつ御答弁をいただきたい。

○星野政府委員 御説明申し上げます。

今先生御指摘のとおり、つい最近QEが発表になりました。昨年の十一月までの数字が固まりました。それで私も、これは算術でございますが、四一六、七一九、十一十二の実績を踏まえましてその先一九八八年度で見た場合に、果たしてそれが

あとのくらしい残りがあるのだからかという計算をまずしてみたいわけでございます。その結果、これはもう算術でございますからあなたがやりになっても同じでございますが、前期比季節調整済みで一・八五ぐらいになりますと、これは大体四倍いたしますと瞬間風速になりますと、七・五倍ぐらいの年率瞬間風速でございますと、私も実績見込みといたしております四・九倍を超えまして五倍には達していません。

それから、先生御指摘のように現在の状況、それじゃ七・八倍という強い勢いであるのかどうかということでございます。これもまた実は数字が全部出そろっていませんとわかりませんが、例えば、先生御指摘のように鉱工業生産という生産サイドから見ますと、確かに元年の一月の指標を見ても生産指数は大体九割ぐらいでございます。それから予測指数も割合高い指数、二月、三月出ておりますので、生産サイドから見るとかなり高いかなという感じがいたします。ただ、需要面で、今回の十一月十二月もそうでございますが、少し落ちついているなと思うのが個人消費で、これは家計調査のデータもそうでございますが、特に家計調査のデータがそういうあらわれ方をしておりますが、あと新車の登録台数とか、それから家電でございまして、そういういった面で消費は皆さんが予想しているよりは少し落ちついております。

それから設備投資でございますが、設備投資につきましては、日銀の短観、その他依然として好調でございます。ただ、数量的にどのぐらいいくなかなという点になりますと、昨年が大体二割近いわけでございますので、ことしの一・三ヶ月も依然として二割のスピードが続いておられるかどうかという点、これは統計の癖もあります、直近では割合低く出てくるという癖もありますので、割合小さい数字が出ておられるということで、恐らく次の調査が行われますと、これはまた上方修正されるかもしれません。そういうような状況でございますので、今先生御

指摘の大口電力消費あるいは鉱工業生産という生産サイドで対前年の姿で見ますと、かなり大きい率が出ておられますが、どうも需要の方を眺めてみますと、少し落ちついているのかなという感じがしております。これは一・三ヶ月、たつてみたときにどのくらいかということでございますが、私もとしましては、最初に申し上げましたが、私算術計算でございますが、残りが、おつりが七・八割の成長がないとどうも五割台にはいかないというところでございまして、私どもの予想しております四・九などというの、手前みそでございますが、まあいいところにいるおられるのかなという感じが今のところのわけでございます。

〇堀委員 実は、確かに需要面で問題があるかもしれませんが、これは昨日の新聞でありますけれども、百貨店売上高前年比七・二増

二月の東京地区

日本百貨店協会が二十日まとめた二月の東京地区百貨店(十四社二十六店)の売上高は千七百六億六千七百円で、前年同月比七・二増と引き続き好調。二月の営業日数が前年同月より平均して一・四日少なく、「営業日数を同じにする」と伸び率は四・五割上がり、二ヶタの伸びになる可能性が高い」と同協会はみている。こういうことがございまして、三月十七日の日経新聞に、

大蔵省予測調査

大蔵省が十六日発表した景気予測調査(二月実施)によると、一・三ヶ月の景気について、製造業、非製造業とも大中小のすべての規模の企業で、前期より「上昇した」とみる企業の比率が「下降した」とみる企業の比率を上回った。先行きについても、企業は全般的に明るい見通しをもっており、景気拡大は七・九月期まで続くとの結果が出た。調査は、金融・保険を除く資本金一千万円以上の企業一万百一社を対象に実施、八千六百八十六社から回答を得た。

一・三ヶ月期について、「景気上昇」とみる企業の比率から「景気下降」とみる企業の比率を引いた判断指数(BIS)は、大企業(資本金十億円以上)九・二、中堅企業(資本金一億円以上十億円未満)四・四、中小企業(資本金一千万円以上一億円未満)四・七と全業態でプラス。

先行きの指数は、四・六ヶ月期では、大企業一八・一、中堅企業一八・四、中小企業一〇・七。七・九月期では、それぞれ一六・一、一四・七、一〇・四と出ている。七・九月期の数字が鈍化していることについて大蔵省は「半年先の見通しは控えめにするため」としている。これは大蔵省の発表、新聞ですからあれですが、これはだれか答えられるかな。――それじゃ土田審議官お願いします。

〇土田政府委員 お答えを申し上げますが、ただいま堀委員が御紹介になりましたのは、新聞記事のもとなりになりましたのは私どもの景気予測調査というものでございまして、これは年四回やっておりますが、元々二月調査というものを最近集計いたしましたので発表をいたしました。

その数字は、実は私どもが申し上げるべきところでございますが、ただいま非常に詳細に堀委員の方から御説明がございましたので個別に申し上げますことは省略いたしますけれども、多少その御質問と重複するようではございますが、大企業、中堅企業、中小企業三つに分けて調査をしております。

それから、この景気動向につきましては、三ヶ月ごとの四半期に区切りまして、景気が上昇するのを見るか下降するのを見るかのアンケートをとりますと、その上昇するの見る方から下降するの見る方の数を引く、その引いた数がプラスであれば景気が上昇するということに見えておるといふ評価を下すわけでございますが、その場合、ただいま堀委員から御紹介がありましたような結果でございます。

それから、この七・九月期までをとっておりますというところから、実は十一月期はよくわから

ない。これはいわば調査をしていない。七・九月期まで調査をしているという意味において、その限りで、しかも上昇マイナス下降の社数がプラスである、比率がプラスであるということから、七・九月期までは大体この好景気は持続するのではなかろうかという解釈を示しておるわけでございます。

〇堀委員 大蔵大臣、以上客観的なデータを少し具体的に述べさせていただいたわけでありましてけれども、ことしの政府の見通しは実質四・〇でございますが、民間二十二社というのの平均を見ますと四・三になっているわけでございます。特に二十二社の中に異常に低いのが三社ほどございます。これを除いて平均しますと四・五になるのです。幾らふえるかはなってみなければわかりません。しかし、私は、今ずっと申し上げた経緯から見まして、少なくとも実質四・〇を超えることはまず現状では間違いない、こんなふうな判断を持っておりますけれども、そこは大臣いかがでございますでしょうか。

〔委員長退席、大島委員長代理着席〕

〇村山国務大臣 私、この間大蔵省の見通しについて、ただいま土田審議官が言ったことは伺いました。また、きょうは月例会議がありまして調整局長から聞いたわけでございます。

景気が長続きすればいい。ただ、一つ恐れておりますのはやはり長続きすることが大事でございます。余りこれがどちらか無理をしないきましますと、どうしても設備投資に、特に設備投資はそうでございますが、余り無理をしないとそう長続きをしないということも我々は心配しているわけでございます。これが先ほど言いましたように実質四割伸びるにはあとどれだけ伸びればいいのか、先ほど調整局長が言ったわけでございます。そういうような漠然たる感じを持って、そしてこれが長く続くことを願っておる、こういうことでございます。

〔大島委員長代理退席、委員長着席〕

〇堀委員 これは、私最近余りやらないのです

けれども、大蔵委員会で随分私は過去に経済見通しあるいは税収、いろいろな経済問題を長くやってまいってございまして、実はこの前ちょっとそれを申し上げたのでございまして、けさのニュースを聞いておりました、アメリカの消費者物価の上昇率〇・四におさまった、大変いいことだな、こう思っておるのでございます。いろいろな情勢から見て、私はイザナギ景気だとかんとかということとを離れて、現在の日本経済のパフォーマンスというのは大変いい状態にある、こう思っておりますし、設備投資が、ただ能力投資ももちろんありますけれども、しかし、これは要するに近代化投資であり、当然行われるべき設備投資が行われておるわけでありまして、さっきも大蔵大臣がおっしゃいましたけれども、大体消費の面も、二兆六千億ともかくも減税の方がたくさんいっているわけでありまして、そういう意味で、いろいろな角度から見て一九八九年というのは実はかなり成長が期待できる、こういうふうに私は思っているわけではあります。

要するに、そう言ったときに税収がどうなるか、こういうことなんですね。私は、最近の弾性値を見ていますと、低かったのがいきなりどんどんと高くなつて、だから弾性値もそのときのいろいろな情勢、例えば最近、土地とか株式もそうですけれども、一時に比べますと大分鎮静化をしておりますから、そういう意味でのプラスアルファの収入というのはあるいは減るかもしれません。しかし、全体として、ベースアップが春闘でこれからやられるのでありますけれども、これが時短を伴って行われるとすると、これまた消費に大きなプラスになってくる、私はこう考えるものですから、税収がかなりふえるという感じがするのではありません。

そこで、ちょっと主税局長にお伺いしたいのですけれども、今四・〇という実質成長率が仮に四・五になったとしたら、租税弾性値はどうなりましか。今の見通しよりは少し上がるのじゃないかと思うのですけれども。

〇尾崎政府委員 税収計算をいたしますときの一つの基礎のデータといたしまして成長率があるわけでございますが、税収の場合、名目成長率が問題になるわけでございます。堀先生のお話の四・〇に見合うものは五・二ということでございます。もし成長率がそれ以上高まると確かに税収の面ではいい影響が出てくるだろうというように考えられますが、私どもの税収見積もりは、五・二を前提に、政府の経済見通しの諸指標等をもとにいたしまして個別に積み上げていっているものでございます。

〇堀委員 税収がふえたらどうするかという話は、この次に財源確保法の法律の審議のときにまた委員会でもやらせていただきますので、きょうは時間がありませんからこれは取っておくつもりでございましてけれども、私は、これから一つ考えておかなければいけないと思うのは、要するに春闘の賃上げというものが余り高くなつても景気に余りプラスではないが、また低くてもこれもまた景気にプラスでない。ですから、一定のところまで春闘がうまくいって、あわせて時短も行われるというところになると、今のマキシマムの線に大体くとはは落ちつくだろう。いろいろな関係者、学者の皆さんのあれを讀んでおりまして、少なくとも五割台ならば決してマイナスにはならない。

〇堀委員 税収がふえたらどうするかという話は、この次に財源確保法の法律の審議のときにまた委員会でもやらせていただきますので、きょうは時間がありませんからこれは取っておくつもりでございましてけれども、私は、これから一つ考えておかなければいけないと思うのは、要するに春闘の賃上げというものが余り高くなつても景気に余りプラスではないが、また低くてもこれもまた景気にプラスでない。ですから、一定のところまで春闘がうまくいって、あわせて時短も行われるというところになると、今のマキシマムの線に大体くとはは落ちつくだろう。いろいろな関係者、学者の皆さんのあれを讀んでおりまして、少なくとも五割台ならば決してマイナスにはならない。

〇堀委員 税収がふえたらどうするかという話は、この次に財源確保法の法律の審議のときにまた委員会でもやらせていただきますので、きょうは時間がありませんからこれは取っておくつもりでございましてけれども、私は、これから一つ考えておかなければいけないと思うのは、要するに春闘の賃上げというものが余り高くなつても景気に余りプラスではないが、また低くてもこれもまた景気にプラスでない。ですから、一定のところまで春闘がうまくいって、あわせて時短も行われるというところになると、今のマキシマムの線に大体くとはは落ちつくだろう。いろいろな関係者、学者の皆さんのあれを讀んでおりまして、少なくとも五割台ならば決してマイナスにはならない。

〇堀委員 税収がふえたらどうするかという話は、この次に財源確保法の法律の審議のときにまた委員会でもやらせていただきますので、きょうは時間がありませんからこれは取っておくつもりでございましてけれども、私は、これから一つ考えておかなければいけないと思うのは、要するに春闘の賃上げというものが余り高くなつても景気に余りプラスではないが、また低くてもこれもまた景気にプラスでない。ですから、一定のところまで春闘がうまくいって、あわせて時短も行われるというところになると、今のマキシマムの線に大体くとはは落ちつくだろう。いろいろな関係者、学者の皆さんのあれを讀んでおりまして、少なくとも五割台ならば決してマイナスにはならない。

〇堀委員 税収がふえたらどうするかという話は、この次に財源確保法の法律の審議のときにまた委員会でもやらせていただきますので、きょうは時間がありませんからこれは取っておくつもりでございましてけれども、私は、これから一つ考えておかなければいけないと思うのは、要するに春闘の賃上げというものが余り高くなつても景気に余りプラスではないが、また低くてもこれもまた景気にプラスでない。ですから、一定のところまで春闘がうまくいって、あわせて時短も行われるというところになると、今のマキシマムの線に大体くとはは落ちつくだろう。いろいろな関係者、学者の皆さんのあれを讀んでおりまして、少なくとも五割台ならば決してマイナスにはならない。

〇堀委員 税収がふえたらどうするかという話は、この次に財源確保法の法律の審議のときにまた委員会でもやらせていただきますので、きょうは時間がありませんからこれは取っておくつもりでございましてけれども、私は、これから一つ考えておかなければいけないと思うのは、要するに春闘の賃上げというものが余り高くなつても景気に余りプラスではないが、また低くてもこれもまた景気にプラスでない。ですから、一定のところまで春闘がうまくいって、あわせて時短も行われるというところになると、今のマキシマムの線に大体くとはは落ちつくだろう。いろいろな関係者、学者の皆さんのあれを讀んでおりまして、少なくとも五割台ならば決してマイナスにはならない。

〇堀委員 税収がふえたらどうするかという話は、この次に財源確保法の法律の審議のときにまた委員会でもやらせていただきますので、きょうは時間がありませんからこれは取っておくつもりでございましてけれども、私は、これから一つ考えておかなければいけないと思うのは、要するに春闘の賃上げというものが余り高くなつても景気に余りプラスではないが、また低くてもこれもまた景気にプラスでない。ですから、一定のところまで春闘がうまくいって、あわせて時短も行われるというところになると、今のマキシマムの線に大体くとはは落ちつくだろう。いろいろな関係者、学者の皆さんのあれを讀んでおりまして、少なくとも五割台ならば決してマイナスにはならない。

〇堀委員 税収がふえたらどうするかという話は、この次に財源確保法の法律の審議のときにまた委員会でもやらせていただきますので、きょうは時間がありませんからこれは取っておくつもりでございましてけれども、私は、これから一つ考えておかなければいけないと思うのは、要するに春闘の賃上げというものが余り高くなつても景気に余りプラスではないが、また低くてもこれもまた景気にプラスでない。ですから、一定のところまで春闘がうまくいって、あわせて時短も行われるというところになると、今のマキシマムの線に大体くとはは落ちつくだろう。いろいろな関係者、学者の皆さんのあれを讀んでおりまして、少なくとも五割台ならば決してマイナスにはならない。

〇堀委員 税収がふえたらどうするかという話は、この次に財源確保法の法律の審議のときにまた委員会でもやらせていただきますので、きょうは時間がありませんからこれは取っておくつもりでございましてけれども、私は、これから一つ考えておかなければいけないと思うのは、要するに春闘の賃上げというものが余り高くなつても景気に余りプラスではないが、また低くてもこれもまた景気にプラスでない。ですから、一定のところまで春闘がうまくいって、あわせて時短も行われるというところになると、今のマキシマムの線に大体くとはは落ちつくだろう。いろいろな関係者、学者の皆さんのあれを讀んでおりまして、少なくとも五割台ならば決してマイナスにはならない。

〇堀委員 税収がふえたらどうするかという話は、この次に財源確保法の法律の審議のときにまた委員会でもやらせていただきますので、きょうは時間がありませんからこれは取っておくつもりでございましてけれども、私は、これから一つ考えておかなければいけないと思うのは、要するに春闘の賃上げというものが余り高くなつても景気に余りプラスではないが、また低くてもこれもまた景気にプラスでない。ですから、一定のところまで春闘がうまくいって、あわせて時短も行われるというところになると、今のマキシマムの線に大体くとはは落ちつくだろう。いろいろな関係者、学者の皆さんのあれを讀んでおりまして、少なくとも五割台ならば決してマイナスにはならない。

〇堀委員 税収がふえたらどうするかという話は、この次に財源確保法の法律の審議のときにまた委員会でもやらせていただきますので、きょうは時間がありませんからこれは取っておくつもりでございましてけれども、私は、これから一つ考えておかなければいけないと思うのは、要するに春闘の賃上げというものが余り高くなつても景気に余りプラスではないが、また低くてもこれもまた景気にプラスでない。ですから、一定のところまで春闘がうまくいって、あわせて時短も行われるというところになると、今のマキシマムの線に大体くとはは落ちつくだろう。いろいろな関係者、学者の皆さんのあれを讀んでおりまして、少なくとも五割台ならば決してマイナスにはならない。

〇堀委員 税収がふえたらどうするかという話は、この次に財源確保法の法律の審議のときにまた委員会でもやらせていただきますので、きょうは時間がありませんからこれは取っておくつもりでございましてけれども、私は、これから一つ考えておかなければいけないと思うのは、要するに春闘の賃上げというものが余り高くなつても景気に余りプラスではないが、また低くてもこれもまた景気にプラスでない。ですから、一定のところまで春闘がうまくいって、あわせて時短も行われるというところになると、今のマキシマムの線に大体くとはは落ちつくだろう。いろいろな関係者、学者の皆さんのあれを讀んでおりまして、少なくとも五割台ならば決してマイナスにはならない。

指定業種以外の
業種に属する事
業

用施設」という。）を取得し、又は特定余暇利用

医療用機器のうち医療法(昭和二十三年法律第二

る場合について準用する。この場合において、

画又は当該構造改善円滑化計画に係るもの」に改

め、同項第三号中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十四年」を「平成六年」に改める。

第十四条第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「百分の百三十四」を「百分の百三十三」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十四」に改め、同条第二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「百分の百二十四」を「百分の百二十三」に改める。

第十五条の見出し中「特定備蓄施設等」を「倉庫用建物等」に改め、同条第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「特定備蓄施設等」を「倉庫用建物等」に、「第十一條の三」を「第十一條の二」に改め、同条第二項中「特定備蓄施設等」を「倉庫用建物等」に改める。

第十六条第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第十八条第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項第三号中「同条第一項又は第二項」を「同条第一項から第三項まで」に、「同条第一項第一号」を「同条第二項第三項」に改め、「特定組合」の下に「又は同法第五條の二第一項に規定する構造改善円滑化計画（同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同項の承認を受けた同法第二條第四項に規定する特定商工組合等」を加え、同項に次の一号を加える。

八 特定農産加工業経営改善臨時措置法第三條第一項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認又は同条第二項に規定する事業提携に関する計画に係る同項の承認を受けた同条第一項に規定する特定事業協同組合等 同法第六條第三項に規定する負担金

第二十条第一項中「昭和四十六年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日の属する」を「平成二年までの」に改め、「それぞれの収入金額の下に」の百分の八十（その年における物品の

輸入取引に係る対価の額の合計額のその年の前年における物品の輸入取引に係る対価の額の合計額に対する割合が百分の百十以上百分の百二十未満である場合には百分の八十三とし、当該割合が百分の百二十以上百分の百三十未満である場合には百分の八十五とし、当該割合が百分の百三十五以上百分の百四十五とする。）に相当する金額を加え、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、「内の指定期間」を削り、同項第一号中「千分の十・四」を「千分の十」に改め、同項第二号中「千分の十四・一」を「千分の十三」に改め、同条第十項中「については、政令で定めるところによる」を「その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」に改める。

第二十条の二第一項中「昭和六十四年」を「平成三年」に改め、同項の表の第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改める。

第二十条の三第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第二十条の四第一項中「昭和六十五年」を「平成二年」に改める。

第二十条の五第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第二十条の六第一項中「昭和六十五年」を「平成二年」に改める。

第二十一条第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「百分の二十五」を「百分の二十二」に改める。

第二十一条第二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第二十四条第一項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第二十五条第一項中「昭和六十五年」を「平成二年」に改める。

第二十五条の二第一項及び第四項中「昭和六十八年分」を「平成五年分」に改める。

第二十六条に次の一項を加える。

4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができ。

第二十八条の三第三項中「第十二條の二」を「第十二條の三」に改める。

第二十八条の四第二項及び第二十八条の五第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第二十九条第一項から第三項までの規定中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

第三十条の二第一項中「昭和六十四年」を「平成三年」に改める。

第三十一条第二項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第三十一条の二第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第二項第六号中「第四十四條の下」又は「第四十五條を加え、同項第七号中「第四十四條の下」又は「第四十五條を加え、同条」を「同法第四十四條又は第四十五條」に改め、同条第三項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第三十一条の三第二項及び第三十二條第三項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第三十三條第一項第三号中「土地改良事業」の下に「若しくは農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九條第一項第一号イの事業」を、「第九十六條の四」の下に「並びに農用地整備公団法第二十三條第二項を加え、同法第五十三條の二の二第一項を「土地改良法第五十三條の二の二第一項」に改める。

第三十三條の二第二項第二号中「土地改良事業又は「土地改良事業」に改め、「の事業」の下に「又は農用地整備公団法第十九條第一項第二号の事業」を加える。

第三十三條の三第一項中「土地改良事業」の下に「農用地整備公団法第十九條第一項第一号イの事業」を加え、同条第二項中「地上権の共有持分」の下に「当該資産に係る権利変換が同法第一百十條第一項の規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」を「部分の給付」の下に「（当該給付が同法第一百十八條の二十五の二第一項の規定により定められた管理処分計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の給付）」を加え、同条第三項中「同項に規定する権利」を「同項に規定する施設建築物の一部を取得する権利（都市再開発法第一百十條第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築物に関する権利）を取得する権利を含む。」又は「前項に規定する給付を受ける権利」に、「建築施設の部分につき都市再開発法」を「建築施設の部分につき同法第一百十八條の二十五の二第一項の規定により定められた管理処分計画に係る施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。」につき同法に改め、「第一百十八條の二十四」の下に「（同法第一百十八條の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第三十三條の四第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 個人の昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの間の収用交換等による資産の譲渡に係る前二項の規定の適用については、これらの規定中「三千万円」とあるのは、「五千万円」とする。

第三十三條の六第一項中「又は第一百十八條の十一第一項の規定による施設建築物の一部又は建築施設の部分」を「若しくは第一百十條第二項の規定による施設建築物の一部若しくは施設建築物に関する権利又は同法第一百十八條の十一第一項（同法第

事業」を加え、同条第二項中「地上権の共有持分」の下に「当該資産に係る権利変換が同法第一百十條第一項の規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」を「部分の給付」の下に「（当該給付が同法第一百十八條の二十五の二第一項の規定により定められた管理処分計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の給付）」を加え、同条第三項中「同項に規定する権利」を「同項に規定する施設建築物の一部を取得する権利（都市再開発法第一百十條第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築物に関する権利）を取得する権利を含む。」又は「前項に規定する給付を受ける権利」に、「建築施設の部分につき都市再開発法」を「建築施設の部分につき同法第一百十八條の二十五の二第一項の規定により定められた管理処分計画に係る施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。」につき同法に改め、「第一百十八條の二十四」の下に「（同法第一百十八條の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第三十三條の四第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 個人の昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの間の収用交換等による資産の譲渡に係る前二項の規定の適用については、これらの規定中「三千万円」とあるのは、「五千万円」とする。

第三十三條の六第一項中「又は第一百十八條の十一第一項の規定による施設建築物の一部又は建築施設の部分」を「若しくは第一百十條第二項の規定による施設建築物の一部若しくは施設建築物に関する権利又は同法第一百十八條の十一第一項（同法第

事業」を加え、同条第二項中「地上権の共有持分」の下に「当該資産に係る権利変換が同法第一百十條第一項の規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」を「部分の給付」の下に「（当該給付が同法第一百十八條の二十五の二第一項の規定により定められた管理処分計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の給付）」を加え、同条第三項中「同項に規定する権利」を「同項に規定する施設建築物の一部を取得する権利（都市再開発法第一百十條第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築物に関する権利）を取得する権利を含む。」又は「前項に規定する給付を受ける権利」に、「建築施設の部分につき都市再開発法」を「建築施設の部分につき同法第一百十八條の二十五の二第一項の規定により定められた管理処分計画に係る施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。」につき同法に改め、「第一百十八條の二十四」の下に「（同法第一百十八條の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第三十三條の四第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 個人の昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの間の収用交換等による資産の譲渡に係る前二項の規定の適用については、これらの規定中「三千万円」とあるのは、「五千万円」とする。

百十八条の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。の規定による建築施設の部分若しくは施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利に改め、同条第二項中「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

第三十四条の二第二項第一号中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同項第四号中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

第三十四条の三第四項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第五号」を「第六号」に改め、第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

五 土地等（農用地整備公団法第十九条第一項第一号イに規定する農用地及び当該農用地の上に残存する権利に限る。）につき同号イの事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により同法第二十三條第二項において準用する土地改良法第五十四條の二第四項に規定する清算金（当該土地等について、農用地整備公団法第二十一条第六項において準用する土地改良法第八條第五項第二号に規定する施設の用又は同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地に充てるため農用地整備公団法第二十三條第二項において準用する土地改良法第五十三條の二の二第一項の規定により、地積を特に減じ換地若しくは当該権利の目的となる土地若しくは当該権利の目的となすべき土地若しくはその部分が定められなかつたことにより支払われるものに限る。）を取得するとき。

第三十四条の三第一項の次に次の一項を加える。
2 個人の昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの間の土地等の農地保有の合

理化等のための譲渡に係る前項の規定の適用については、同項中「五百万円」とあるのは、「八百万円」とする。

第三十六條に次の一項を加える。

3 個人の昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの間の資産の譲渡に係る第一項の規定の適用については、同項中「三千万円」とあるのは、「三千万円（当該資産の譲渡につき第三十三條の四第一項の規定により控除すべき金額が三千万円を超えるときは、五千万円）」とする。

第三十七條第一項、第三項及び第四項中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

第三十七條の三第二項中「第十二條の二」を「第十二條の三」に改める。

第三十七條の四第一項中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

第三十七條の五第二項の表中「昭和六十年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

第三十七條の十第一項、第三十七條の十一第一項及び第八項並びに第三十七條の十二第一項中「昭和六十四年四月一日」を「平成元年四月一日」に改める。

第四十條の二中「昭和六十七年十二月三十一日」を「平成四年十二月三十一日」に改める。

第四十一條第一項中「昭和六十四年十二月三十一日」を「平成元年十二月三十一日」に改める。

第四十一條の八第一項中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

第四十一條の十三中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第四十一條の十四第三項の表中「及び租税特別措置法」並びに租税特別措置法に改める。

第四十一條の十五中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改め、同条第四十一條の十六とする。

第四十一條の十四の次に次の一條を加える。

（寡婦控除の特例）

第四十一條の十五 居住者が、所得税法第二條第一項第三十一号イに掲げる者（同項第三十四号に規定する扶養親族である子を有するものに限る。）に該当し、かつ、同項第三十号の合計所得金額が三百万円以下であつて、同号に規定する老年者に該当しない場合には、同法第八十一條

第二項に規定する寡婦控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に八万円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第八十五條第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一條の十五第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十條第一号ハ	の規定	並びに租税特別措置法第四十一條の十五第一項（寡婦控除の特例）の規定
第九十四條第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一條の十五第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦

第四十二條中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第四十二條の四第一項から第四項まで、第四十二條の五第一項及び第四十二條の六第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第四十二條の七第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「第四号まで」を「第五号まで」に、「第四号」を「第四号及び第五号」に改め、同表の第二号中「次に掲げる法人に該当する法人」を「事業転換法第三條第一項に規定する事業転換計画に係る同項の承認を受けた法人（前号に掲げる法人に該当する者を除く。）」に改め、同号イ及びロを削り、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に次の一号を加える。

四 特定農産加工業経営改善臨時措置法第三條第一項に規定する特定農産加工業者（第四十二條の四第三項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等に限る。）で同法第三條第一項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認を受けた法人（前三号に掲げる法人に該当する者を除く。）	機械及び装置	指定業種以外の業種に属する事業
--	--------	-----------------

第四十三條の二第二項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「百分の二十」を「百分の十三」に改める。

第四十三條の三第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第四十三條の四を次のように改める。

（特定中核的民間施設の特別償却）
第四十三條の四 青色申告書を提出する法人（そ

の発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人に限る。）が、平成元年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる区域内において当該各号に定める施設のうち政令で定めるものに含まれる建物及びその附属設備で、その建設の後事業の用に

供されたことのないもの（以下この項において「特定中核的民間施設」という。）を取得し、又は特定中核的民間施設を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の当該特定中核的民間施設（前三条又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該特定中核的民間施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定中核的民間施設の取得価額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第十一条第一項に規定する承認基本構想において定められた同法第七條第二項第三号に規定する重点整備地区の区域当該承認基本構想において定められた同項第四号に規定する中核的民間施設

二 多極分散型国土形成促進法第二十六条に規定する承認基本構想において定められた同法第二十三條第二項第三号に規定する業務施設集積地区の区域 当該承認基本構想において定められた同項第四号に規定する中核的民間施設

2 第四十三條第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四條第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「百分の十五」を「百分の十四」に改め、同表の第二号中「区域において」を「区域内の建物又は災害対策基本法第二十条第十号の地域防災計画において避難路が定められた場合における当該避難路で政令で定めるものに面する建物のうち」に、「建物」を有するものを有するに、「百分の八」を「百分の七」に改める。

第四十四條の二第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に、「五年」を

「八年」に改め、「政令で定める期間」の下に「（以下この項において「適用期間」という。）を加え、」を取得し、又はこれらの減価償却資産を製作し、若しくは建設して「を」の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、取得価額の百分の三十（建物及びその附属設備については、百分の十五）に相当する金額を「取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 適用期間の開始の日から五年以内に取得等をした高度技術工業用設備 百分の三十（建物及びその附属設備については、百分の十五）
二 適用期間の開始の日から七年以内に取得等をした高度技術工業用設備（前号に掲げる高度技術工業用設備に該当するものを除く。） 百分の二十五（建物及びその附属設備については、百分の十三）
三 適用期間の開始の日から八年以内に取得等をした高度技術工業用設備（前二号に掲げる高度技術工業用設備に該当するものを除く。） 百分の二十（建物及びその附属設備については、百分の十）

第四十四條の三第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。
第四十四條の四第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「産業構造転換円滑化臨時措置法」の下に「（昭和六十二年法律第二十四号）を加え、」その設置をすることが緊急に必要なものとして「を削り、百分の二十二」を「百分の二十一」に改め、同表の第二号中「特定船舶製造業経営安定臨時措置法」の下に「（昭和六十二年法律第二十五号）を加え、」その設置をすることが緊急に必要なものとして「を削り、同表に次の一号を加える。

三 特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業者で、同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画（政令で定めるものに限る。）に係る同項の承認を受けた法人又は同項に規定する事業提携に関する計画に係る同項の承認を受けた法人（これに準ずるものとして政令で定める法人を含む、第一号に該当する法人を除く。）

第四十四條の五第一項中「昭和六十二年法律第七十一号」を削り、「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。
第四十五條第一項の表の第一号中「百分の十六」を「百分の十五」に改める。

第四十五條の二第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、「備品で政令で定めるもの」の下に「（以下この項において「医療用機器」という。）を加え、百分の十六」を「百分の十五（医療用機器のうち医療法第三十条の六の規定により同条に定める利用に供されるもので政令で定めるものについては百分の十八とし、」に、「百分の八」を「百分の八とする。」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（中小企業者等の特定事務用機器の取得価額の損金算入の特例）

第四十五條の三 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、平成元年四月一日から平成二年九月三十日までの間に、当該各号に定める資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（第四十三條から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「特定事務用機器」という。）の取得（製作を含む。以下この項において同じ。）をして、これを当該法人の事業の用に（貸付けの用を除く。）供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の当該特定事務用機器の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該特定事務用機器の普通償却限度額と特

機械及び装置のうち同法第四條第二項に規定する承認計画に係るもので政令で定めるもの 百分の十五

別償却限度額（当該特定事務用機器の取得価額に相当する金額のうち普通償却限度額を超える部分の金額をいう。）との合計額とする。

一 第四十二條の四第三項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等 電子式の金銭登録機でその取得価額が百万円以下のもの（次号において「特定電子式金銭登録機」という。）又は電子計算機の本体（これと同時に取得する附属の入出力装置を含む。）でその取得価額が百万円以下のもの
二 第四十二條の七第一項の表の第五号の上欄に掲げる法人（前号に掲げる法人を除く。）
特定電子式金銭登録機

2 第四十三條第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
第四十六條第一項中「百分の二十四（第三号に定める漁船については、百分の二十二）」を「百分の二十二」に改め、同項第一号中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「期間」を「（以下この号において「指定期間」という。）内に」に、「同条第一項又は第二項」を「同条第二項若しくは第三項」に、「同条第一項第一号」を「同法第二條第三項」に改め、「（以下この号において「特定組合」という。）及び「当該特定組合が二以上の特定組合を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち」を削り、「限る。」であるもの」の下に「又は指定期間内に同法第五條の二第一項に規定する構造改善円滑化計画に係る同項の承認を受けた同法第二條第四項に規定する特定商工組

合等（以下この号において「特定商工組合等」という。）の構成員（当該特定商工組合等が二以上の特定商工組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち同法第五条の二第一項に規定する構造改善事業（同法第四條第一項に規定する設備の近代化及び生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業に限る。）を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものを加え、当該構造改善事業計画に係るものを「当該構造改善事業計画又は当該構造改善計画に計画に係るもの」に改め、同項第三号中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改める。

第四十六條の二第二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の二十一」を「百分の十九」に改める。
第四十七條第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「百分の三十四」を「百分の三十」に、「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「百分の二十四」を「百分の二十」に改める。

第四十八條の見出し中「特定備蓄施設等」を「倉庫用建物等」に改め、同条第一項中「特定備蓄施設等」を「倉庫用建物等」に改め、（同表の第一号に掲げる法人の各事業年度については、石油ガスの備蓄に著しく寄与するものとして政令で定める要件を満たしている事業年度に限る。）及び（同表の第一号に掲げる石油ガス貯蔵施設については、百分の三十）を削り、同項の表の第一号を削り、同表の第二号中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同号を同表の第一号とし、同表の第三号中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同号を同表の第二号とする。

日」を「平成三年三月三十一日」に改める。
第五十條第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。
第五十一條第二項中「第四十五條の二」を「第四十五條の三」に改める。

第五十二條第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項第三号中「同条第一項又は第二項」を「同条第一項から第三項まで」に、「同条第一項第一号」を「同法第二條第三項」に改め、「特定組合」の下に「又は同法第五條の二第一項に規定する構造改善計画に計画（同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同項の承認を受けた同法第二條第四項に規定する特定商工組合等」を加え、同項に次の一号を加える。

八 特定農産加工業経営改善臨時措置法第三條第一項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認又は同条第二項に規定する事業提携に関する計画に係る同項の承認を受けた同条第一項に規定する特定事業協同組合等 同法第六條第三項に規定する負担金
第五十四條第一項中「昭和六十四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む」を「平成三年三月三十一日までの間に終了する」に改め、「それぞれの収入金額」の下に「百分の八十（当該事業年度における物品の輸入取引に係る対価の額の合計額の基準年度における物品の輸入取引に係る対価の額の合計額に対する割合が百分の百十以上百分の百二十未満である場合には百分の八十三とし、当該割合が百分の百二十以上百分の百三十未満である場合には百分の八十五とし、当該割合が百分の八十五以上である場合には百分の八十八とする。）に相当する金額を加え、掲げる割合を定める割合」に改め、「指定期間」を削り、同項第一号中「千分の一・七六」を「千分の一・六」に、「千分の十・四」を「千分の十」に改め、同項第二号中「千分の二・四四」を「千分の二・二」に、「千分の十四・

一」を「千分の十三」に改め、同条第十項中「については、政令で定めるところによる」を「その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」に改める。

第五十五條第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「取得し」を「取得（同表の第三号又は第四号の上欄に掲げる法人の特定株式等については、政令で定める要件を満たす出資又は資金の貸付けに関する計画に基づく取得に限る。）をし、」に、「第四号まで」を「第六号まで」に、「次項第十号」を「次項第十一号」に、「又は第三号」を「第三号又は第五号」に、「又は第四号」を「第四号又は第六号」に改め、「金額は、当該事業年度」の下に（同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人の特定株式等については、当該内国法人が当該事業年度終了の日において第四十二條の四第三項に規定する中小企

第五十五條第二項第十四号イ中「又は第三号」を「第三号又は第五号」に改め、同号ロ中「又は第四号」を「第四号又は第六号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第五号」を「第七号」に、「第六号」を「第八号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第十三号」を「第十五号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十二号とし、同項第九号中「第六号」を「第八号」に、「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「第六号」を「第八号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第

業者に該当する場合の当該事業年度に限る。」を加え、同項の表の第一号中「又は第五号から第八号まで」を「第五号又は第七号から第十号まで」に、「百分の十」を「百分の十五」に改め、同表の第二号中「又は第八号」を「第八号又は第十号」に、「百分の十」を「百分の十五」に改め、同表の第八号を同表の第十号とし、同表の第七号を同表の第九号とし、同表の第六号中「第八号」を「第十号」に改め、同号を同表の第八号とし、同表の第五号中「第七号」を「第九号」に改め、同号を同表の第七号とし、同表の第四号中「第六号又は第八号」を「第八号又は第十号」に、「百分の二十三」を「百分の二十」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第三号中「第五号から第八号まで」を「第七号から第十号まで」に、「百分の二十三」を「百分の二十」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第二号の次に次の二号を加える。

二 号の次に次の二号を加える。
三 特定産業振興事業法人 第一号の特定海外事業法人のうち、現に行っている事業が当該特定海外事業法人の本店又は主たる事務所の所在する国の産業の振興に著しく寄与する事業に限られているものとして政令で定めるものをいう。
四 特定産業振興投資法人 第二号の特定投資法人のうち、現に行っている事業が主として前号の特定産業振興事業法人（この号に該当する他の法人を含む。）に対する出資又は長期の資金の貸付けの事業であるものとして政令で定めるものをいう。

第五十五條第四項各号列記以外の部分中「掲げる金額」を「定める金額」に、「第七号」を「第九号」

三 特定産業振興事業法人（第五号又は第七号から第十号までに掲げる法人に該当するものを除く。）	新増資株式等又は新増資株式等	百分の二十
四 特定産業振興投資法人（第六号、第八号又は第十号に掲げる法人に該当するものを除く。）	新増資株式等	百分の二十

第七項中「第四十五條の二」を「第四十五條の三」に改める。

第六十五條の八第一項及び第六十五條の九中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第六十六條の十第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項第三号中「第四條第一項第一号」を「第二條第三項」に改め、「特定組合」の下に「又は同條第四項に規定する特定商工組合等」を加え、「同條第一項又は第二項」を「同法第四條第一項から第三項まで」に、「新商品又は」を「新商品若しくは」に改め、「固定資産」の下に「又は同法第五條の二第一項の承認に係る構造改善円滑化計画において定められている同項に規定する新商品若しくは新技術の開発に關する事業として行つた試験研究の用に直接供する固定資産」を加え、同項に次の一号を加える。

八 特定農産加工業経営改善臨時措置法第三條第一項に規定する特定事業協同組合等 同項の承認に係る同項に規定する経営改善措置に關する計画又は同條第二項に規定する事業提携に關する計画において定められているこれらの規定に規定する新商品又は新技術の研究開発に關する事業として行つた試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六條の十一中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、「又は政令で定めるウラン濃縮施設」を削る。

第六十六條の十三第一項中「次の各号に掲げるもの」を「産業構造転換円滑化臨時措置法第六條第一項に規定する承認特定事業者である者」に、「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「当該各号に掲げる計画」を「同條第二項に規定する承認事業適応計画」に、「次項」を「第三項」に、「この条」を「この項及び第三項」に改め、同項各号を削り、同條第二項中「前項」を「第一項（前項において準用する場合を含む。）」に、「同項の法人」を「前二項の法人」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

第一類第五号 大蔵委員會議録第四号 平成元年三月二十二日

特定農産加工業経営改善臨時措置法第三條第一項に規定する特定農産加工業者であるものが、同法の施行の日から平成三年三月三十一日まで間に、同項の承認（同法第四條第一項の承認を含む。）を受けた同法第三條第一項に規定する経営改善措置に關する計画に基づく設備の廃棄を行つた場合について準用する。

第六十六條の十四第一項中「昭和六十八年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第六十六條の十五第二項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第六十七條に次の一項を加える。

4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十七條の三第一項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第六十七條の四第六項中「第四十五條の二」を「第四十五條の三」に改める。

第六十七條の五第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第六十八條中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第六十八條の二第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同條第二項中「昭和六十五年四月一日」を「平成二年四月一日」に改める。

第七十條の三第一項中「昭和六十四年十二月三十一日」を「平成元年十二月三十一日」に改める。

第七十一條を次のように改める。

第七十一條 削除

第七十二條から第七十五條までの規定中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第七十六條中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第七十七條中「昭和六十四年十二月三十一日」を「平成三年十二月三十一日」に改める。

第七十七條の二中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第七十七條の三中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「千分の二十」を「千分の二十五」に改める。

第七十七條の四第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同條第二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「千分の三十」を「千分の三十五」に改める。

第七十七條の五中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第七十八條中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第七十八條の二の見出し中「移転登記等」を「移転登記」に改め、同條中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、「地上権、永小作権又は賃借権」を削り、「権利の」を「土地の所有権の」に改め、「又は設定を削り、千分の二十」を「千分の二十五」に改める。

第七十八條の三中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第七十八條の四中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第七十九條第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第八十一條第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、「若しくは漁業再建整備特別措置法」を「漁業再建整備特別措置法」に改め、「認定された日から五年以内」に「されたものに限る。」の下に、「特定農産加工業経営改善臨時措置法第三條第二項若しくは第四條第一項の規定による承認（同法の施行の日の翌日から平成二年三月三十一日までの間にされたものに限る。）」を加え、「若しくは中小企業近代化促進法」

を、中小企業近代化促進法に改め、「承認がされた日から五年以内」に「されたものに限る。」の下に「若しくは繊維工業構造改善臨時措置法第四條第四項若しくは第五條第一項の規定による承認（繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成元年法律第 号）の施行の日の翌日から平成二年三月三十一日までの間にされたものに限る。）」を加え、同條第二項中「若しくは第八條第一項」を「又は第八條第一項」に、「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、「又は特定船舶製造業経営安定臨時措置法第五條第一項若しくは第六條第一項の規定による認定（同法の施行の日の翌日から同年三月三十一日までの間にされたものに限る。）及び又は認定」を削り、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第三号中「千分の三十五」を「千分の四十」に改める。

第八十一條の三中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削り、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第八十二條中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同條第一号中「千分の二」を「千分の三」に改め、同條第二号中「千分の八」を「千分の十二」に改め、同條第三号中「千分の十六」を「千分の二十」に改める。

第八十二條の二中「昭和六十九年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

第八十二條の三中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第八十三條の見出し中「特定の民間都市開発事業」を「特定の民間都市開発事業」に改め、同條中「規定する事業」を「移転登記等」に改め、同條中「規定する事業」の下に「のうち補助相当事業」を加え、「に限る。」を削る。次項において同じ。に該当するもの」に、「この条」を「この項」に、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「同項」を「同号」に、「同法第二條第一項に規定する公共施設」を「同号に規定する公共の用に供する施設」に改め、「であること」につき建設大臣が証明

したものを削り、「当該土地」を「当該特定の民間都市開発事業の用に供する土地であることにつき建設大臣が証明したもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 港灣法附則第二十七項又は漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）附則第十九項の規定による貸付けに係る事業のうち補助相当事業に該当するもので政令で定めるもの（以下この項において「特定の公共的建設事業」という。）を行う法人で政令で定めるものが、平成元年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に、当該特定の公共的建設事業の用に供する土地（当該土地に当該特定の公共的建設事業により整備される施設が国又は地方公共団体（港灣法の規定による港務局を含む。）に寄附されることを条件として、当該土地に係る埋立てについて公有水面埋立法第二十一条第一項の免許がされたものに限る。）の所有権の取得をした場合には、当該特定の公共的建設事業の用に供する土地であることにつき主務大臣が証明したものの所有権の保存の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税を課さない。

第八十五条第一項中「第八十七条及び第八十七条の二」を「第八十七条の二及び第八十八条」に改める。

第八十八条及び第八十八条の二を削る。

第八十七条の三の見出し中「携帯を」を「入国者が」に改め、同条中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、「携帯して」の下に「輸入し、又は政令で定めるところにより別送して」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、商業量に達する数量の同項に規定する第一種の製造たばこには適用しない。

第八十七条の三を第八十八条の二とする。

第八十七条の二を第八十八条とする。

第六章第二節中第八十七条を第八十七条の二とする。

第八十六条の三第一項中「昭和六十四年四月一

日」を「平成元年四月一日」に、「昭和六十七年四月一日」から「昭和六十九年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日」から「平成六年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日まで」を「平成元年四月一日から平成四年三月三十一日まで」に改め、同条を第八十七条とする。

第六節第一節中第八十六条の二の次に次の三条を加える。

（入国者が輸入する紙巻たばこの非課税）

第八十六条の三 保税地域から引き取られる製造たばこのうち、第八十八条の二第一項の規定の適用を受けるものについては、当該引取りに係る消費税を課さない。

（消費税の課税資産の譲渡等についての確定申告期限の特例）

第八十六条の四 事業者の消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限が平成元年九月三十日以前である場合（同条第四項の規定に該当する場合を除く。）には、当該申告書の提出期限は、同条第一項又は第三項の規定にかかわらず、同日とする。

2 消費税法第二十一条第三号に規定する個人事業者（同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）の平成元年から平成三年までの各年の十二月三十一日の属する課税期間（同法第十九条に規定する課税期間をいう。）に係る同法第四十五条第一項の規定による申告書（同条第二項の規定により提出すべき申告書を除く。）の提出期限は、同条第一項の規定にかかわらず、その年の翌年三月三十一日とする。

3 前二項の規定の適用がある場合における消費税法第三十条第七項に規定する帳簿又は請求書等の保存期間その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（普通乗用自動車の特例）

第八十六条の五 消費税法附則第十一条第一項に規定する普通乗用自動車のうち道路運送車両法

（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する軽自動車に該当するもので、平成二年一月一日から平成四年三月三十一日までの間に国内において譲渡が行われ、又は保税地域から引き取られるものは、消費税法附則第十一条の規定の適用については、同条第一項に規定する普通乗用自動車に含まれないものとする。

第八十八条の三及び第八十八条の四を次のように改める。

第八十八条の三及び第八十八条の四 削除

第八十九条の四第一項中「昭和六十八年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項中「次条第一項」を「第九十条の七第三項第一号」に、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第九十条の五を次のように改める。

（石油化学製品の原料用特定揮発油に係る石油税の還付）

第九十条の五 石油化学製品で政令で定めるものの製造者が、平成二年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて原油又は関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七〇・〇〇号の一の四に掲げる粗油で石油税課税済みのもの（以下この条及び次条第一項において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された前条第一項第一号に掲げる揮発油（以下この条において「特定揮発油」という。）を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合

には、政令で定めるところにより、その原料に供した特定揮発油につき、石油税法第九十一条第一号に規定する税率により算出した石油税額に相当する金額を当該特定揮発油の製造者に（当該特定揮発油の製造者が当該特定揮発油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定揮発油の製造者が当該石油税を納付したものとみなして、当該特定揮発油の製

造者に）還付する。

2 税務署長は、前項の承認の申請があつた場合において、同項に規定する石油化学製品の製造場が特定揮発油以外の揮発油を原料に供する当該石油化学製品の製造場であることその他の理由により、取締り上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

3 税務署長は、第一項の承認を与える場合において、取締り上必要があると認めるときは、同項に規定する石油化学製品の原料に供する特定揮発油及びこれを原料に供して製造した当該石油化学製品をそれぞれその他の揮発油及び石油化学製品と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

4 第一項に規定する石油化学製品の製造者は、同項の承認に係る石油化学製品の製造を完了したときは、遅滞なく、その旨をその製造場の所在地の所轄税務署長に届け出て、当該石油化学製品が製造されたこと及び当該石油化学製品の原料に供した特定揮発油の数量の確認を受けなければならない。

5 石油税法第二十一条、第二十二條（第一号を除く。）、第二十三條（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）、第二十六條（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七條第一項の規定は、第一項に規定する石油化学製品の製造者又は特定揮発油の製造者若しくは販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの又は第十五條第一項の承認を受けている者」とあるのは、租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油の製造者若しくは販売業者と、「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費若しくは」とあるのは、同項に規定する揮発油又は石油化学製品（第二十三條第一項及び第

二項において「特定揮発油等」という。の製造、購入、貯蔵、消費又は」と、同法第二十三條第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定揮発油等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定揮発油等」と、同条第二項中「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等」とあるのは「特定揮発油等」と読み替へるものとする。

6 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第九十條の七第一項中「昭和六十八年四月三十日」を「平成五年四月三十日」に改め、第六章第三節の三同条を第九十條の九とする。

第九十條の六第三項中「昭和二十六年法律第百八十五号」を削り、同条を第九十條の八とする。

第六章第三節の二中第九十條の五の次の二条を加へる。

(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油税の還付)

第九十條の六 農林漁業を営む者が、平成二年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税定率法別表第二七一〇・〇〇号の一の四のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、石油税法第九十條第一号に規定する税率により算出した石油税額に相当する金額を当該重油の製造者(当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油税を納付したものとみなして、当該重油の製造者)に還付する。

2 石油税法第二十三條(第一項第二号及び第四号を除く)、第二十六條(第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く)、及び第二十七條第一項の規定は、前項に規定する方法により購入された重油

を同項に規定する用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三條第一項第一号中「第二十一條に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十條の六第一項に規定する方法により購入された重油(以下この項及び次項において「重油」という。)を同条第一項に規定する用途に供する者」と、これらの「とあるのは」と「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二項中「第二十一條」とあるのは「前項第一号」と、「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等」とあるのは「重油」と、同条第三項中「第四号及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十條の六第四項及び第五項」と読み替へるものとする。

3 石油税法第二十一條、第二十二條(第一号を除く)、第二十三條(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く)、第二十六條(第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く)及び第二十七條第一項の規定は、第一項に規定する重油の製造者又は販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一條中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの又は第十五條第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十條の六第一項に規定する重油(以下この条並びに第二十三條第一項及び第二項において「重油」という。)の製造者又は販売業者」と、「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費若しくは」とあるのは「重油の製造、購入、貯蔵又は」と、同法第二十三條第一項第一号中「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二項中「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等」とあるのは「重油」と読み替へるものとする。

4 第一項の規定の適用を受けた重油は、同項に規定する方法により購入された日から二年以内、同項に規定する用途以外の用途に供し、又はその用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けずに同項の重油を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税務署長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該重油について第一項の規定により還付を受けた金額に相当する石油税を直ちに徴収する。

6 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第九十條の七 偽りその他不正の行為により第九十條の五第一項又は前条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第九十條の四第四項の規定に違反して同項の石油製品等を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

二 前条第四項の規定に違反して同項の重油を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

三 偽りその他不正の行為により前条第一項に規定する重油を同項に規定する用途に供する目的以外の目的で同項に規定する方法により購入した者

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前三項の罰金を科する。

5 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十條の四第一項の表の第一号の改正規定、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に一号を加へる改正規定、第四十八條第一項に一号を加へる改正規定、第四十二條の七第一項の表の第一号の改正規定、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に一号を加へる改正規定、第四十四條の四第一項の表に一号を加へる改正規定、第五十二條第一項に一号を加へる改正規定、第六十六條の十第一項に一号を加へる改正規定、第六十六條の十三第一項の改正規定(「次項」を「第三項」に、「この条」を「この項及び第三項」に改める部分に限る)、同条第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加へる改正規定及び第八十一條第一項の改正規定(「認定された日から五年以内」に「されたものに限り」とする)、特定農産加工業経営改善臨時措置法第三條第二項若しくは第四條第一項の規定による承認(同法の施行の日の翌日から平成二年三月三十一日までの間にされたものに限り)を加へる部分に限る、並びに附則第四條第二項、第五條第十三項、第九條第二項、第十條第七項及び第十九項並びに第十三條第二項の規定、特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第 号)の施行の日

二 第十三条の二第一項第二号の改正規定(昭和六十四年三月三十一日)を平成三年三月三十一日に改める部分を除く。第十八条第一項第三号の改正規定、第四十六条第一項第二号の改正規定(昭和六十四年三月三十一日)を平成三年三月三十一日に改める部分を除く。第五十二条第一項第三号の改正規定、第六十六条の十第一項第三号の改正規定及び第八十一条第一項の改正規定(若しくは中小企業近代化促進法を、中小企業近代化促進法に改め、「承認がされた日から五年以内にされたものに限る。」の下に「若しくは繊維工業構造改善臨時措置法第四項若しくは第五項第一項の規定による承認(繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第 号)の施行の日の翌日から平成二年三月三十一日までの間にされたものに限る。」を加える部分に限る。並びに附則第五條第十二項、第十條第十八項及び第十三條第一項の規定、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第 号)以下「繊維工業構造改善臨時措置法改正法」という。の施行の日

三 第六章第一節中第八十六条の二の次に三条を加える改正規定(第八十六条の五に係る部分に限る。平成二年一月一日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二條 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成元年分(昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。附則第六條及び第七條において同じ。以後の所得税について適用し、昭和六十三年度分以前の所得税については、なお従前の例による。

(特殊の外貨借入金等の利子の非課税に関する経過措置)

は外国為替公認銀行が、この法律の施行の日(以下「施行日」という。前に借り入れ、又は預入を受けた同条に規定する借入金又は預り金につき支払う同条に規定する利子については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四條 新法第十條の四(第一項の表の第四号を除く。の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第十條の四第一項に規定する事業基盤強化設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第十條の四第一項の表の第四号の規定は、個人が特定農産加工工業経営改善臨時措置法の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をしてその事業の用に供する同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

第五條 個人が昭和六十三年度九月三十日以前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。をした旧法第十一條の二第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

に第十條の四第一項及び第三項中「又は第十六條」とあるのは、第十六條又は平成元年改正法附則第五條第一項」と、新法第十一條の二第一項中「前条」とあるのは「前条又は平成元年改正法附則第五條第一項」と、新法第十二條中「前三條」とあるのは「前三條若しくは平成元年改正法附則第五條第一項」と、新法第十三條中「又は第十四條から第十六條まで」とあるのは「第十四條から第十六條まで又は平成元年改正法附則第五條第一項」と、新法第十三條の二第一項中「又は次条から第十六條まで」とあるのは「次条から第十六條まで又は平成元年改正法附則第五條第一項」と、新法第十四條第二項中「第十七條」とあるのは「第十七條若しくは平成元年改正法附則第五條第一項」と、新法第十六條第一項中「第十二條の二」とあるのは「第十二條の二まで又は平成元年改正法附則第五條第一項」と、新法第二十八條の三第三項、第三十三條の二第二項及び第三十七條の二第二項中「又は第三十七條の三(新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。の規定の適用については、新法第十條第四項第二号中「又は第十六條」とあるのは、第十六條又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第 号)以下「平成元年改正法」という。附則第五條第一項」と、新法第十條の二第一項及び第三項、第十條の三第一項及び第三項並び

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十條から第十條の四まで、第十一條の二、第十二條、第十三條の二、第十三條から第十四條まで、第十六條、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三(新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。の規定の適用については、新法第十條第四項第二号中「又は第十六條」とあるのは、第十六條又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第 号)以下「平成元年改正法」という。附則第五條第一項」と、新法第十條の二第一項及び第三項、第十條の三第一項及び第三項並び

3 新法第十一條の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一條の三第一項に規定する地震防災対策用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法第十二條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 新法第十二條の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條の二第二項に規定する医療用機器等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 特定農産加工工業経営改善臨時措置法の施行の日の前日までに新法第十二條の三第一項第二号の規定の適用については、同号中「第十條の四第一項の表の第五号」とあるのは、「第十條の四第一項の表の第四号」とする。

7 新法第十二條の三第一項に規定する個人が、平成元年三月一日から同月三十一日までの間に取得又は製作をした同項に規定する特定事務用機器を同年四月一日から同月三十一日までの間に当該個人の事業の用に供した場合に、当該特定事務用機器については、当該個人が同月一日に取得又は製作をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

8 新法第十三條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬機について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十三條第一項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬機については、なお従前の例による。

9 新法第十三條の二第二項(同項第一号に定める減価償却資産に係る部分に限る。の規定は、施行日以後に同号に規定する中小企業構造改善計画につき同号に規定する承認を受ける同号の商工組合等の構成員の有する同号に定める減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第十三條の二第一項第一号に規定する中小企業構造改善計画につき同号に規定する承認を受けた同号の商工組合等の構成員の有する同号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

10 新法第十三条の二第二項（同項第二号に定め

る減価償却資産に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する構造改善事業計画につき同号に規定する承認を受ける同号の特定組合の構成員又は施行日以後に同号に規定する構造改善計画につき同号に規定する承認を受ける同号の特定組合の構成員の承認を受ける同号の特定組合の構成員の承認を受ける同号に定める減価償却資産について適用し、同号に定める減価償却資産について適用し、施行日以前に旧法第十三条の二第二号に規定する構造改善事業計画につき同号に規定する承認を受けた同号の特定組合の構成員の承認を受けた同号の特定組合の構成員の承認を受けた同号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

11 新法第十四条第一項及び第二項の規定は、個

人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する貸家住宅又は同条第二項に規定する特定再開発建築物等について適用し、個人が施行日以前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅又は同条第二項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

12 新法第十八条第一項第三号の規定は、個人が

繊維工業構造改善臨時措置法改正法の施行の日以後に支出する同号に定める負担金について適用し、個人が同日以前に支出した旧法第十八条第一項第三号に定める負担金については、なお従前の例による。

13 新法第十八条第一項第八号の規定は、個人が

特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行の日以後に支出する同号に定める負担金について適用する。

（個人の準備金に関する経過措置）

第六条 平成元年分の所得税に係る新法第二十条の規定の適用については、同条第一項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額（平成元年（昭和六十四年）一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間をいう。）にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に昭和六十四年一月一日から平成元年三月三十

一日までの期間において事業を営んでいた期間（以下この項において「旧積立率適用期間」という。）の月数を乗じてこれを昭和六十三年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額の千分の十・四に相当する金額と当該取引に係る収入金額に平成元年（昭和六十四年）一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間をいう。以下この項において同じ。）において事業を営んでいた期間の月数から旧積立率適用期間の月数を控除した月数を乗じてこれを昭和六十三年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額に当該金額を乗じて得た金額の千分の十を乗じて得た金額の千分の十に相当する金額と当該金額の千分の十に相当する金額とを合計して得た金額を加算した金額」とする。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第七条 平成元年分の所得税に係る新法第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十二（次項第三号とあるのは「昭和六十四年一月一日から平成元年三月

三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十五（次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十六）に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十二（同号）と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

（法人税の特例に関する経過措置（原則））

第八条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日以前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九条 新法第四十二条の七（第一項の表の第四号を除く。）の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行日以前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十二条の七第一項の表の第四号の規定は、法人が特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をしてその事業の用に供する同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第十条 新法第四十三条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をしてその事業の用に供する同項に規定する特定の施設について適用し、法人が施行日以前に取得又は建設をした旧法第四十三条の二第二項に規定する特定の施設をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十五（次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十六）に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十二（同号）と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四から第四十二条の七まで、第四十四条から第四十五条の二まで、第四十六条から第四十九条まで、第五十一条、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十四条（新法第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。）、第六十五条の七（新法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第五項第二号、第四十二条の五第一項及び第二項、第四十二条の六第一項及び第二項並びに第四十二条の七第一項及び第二項中「若しくは第五十一条」とあるのは「第五十一条若しくは平成元年改正法附則第十條第二項」と、新法第四十四条第一項、第四十四条の二第二項、第四十四条の三第一項、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項、第四十五条第一項並びに第四十五条の二第一項及び第二項中「第四十三条から前条まで」とあるのは「第四十三条から前条まで若しくは平成元年改正法附則第十條第二項」と、新法第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項中「若しくは第五十一条」とあるのは「第五十一条若しくは平成元年改正法附則第十條第二項」と、新法第四十七条第一項中「若しくは平成元年改正法附則第十條第二項」とあるのは「第四十七条から第四十九条まで若

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

び第六十七条の四第六項中「第五十一条まで」とあるのは「第五十一条までの規定(旧法第四十八条の規定を含む)」とする。

18 新法第五十二条第一項第三号の規定は、法人が繊維工業構造改善臨時措置法改正法の施行の日以後に支出する同号に定める負担金について適用し、法人が同日前に支出した旧法第五十二条第一項第三号に定める負担金については、なお従前の例による。

19 新法第五十二条第一項第八号の規定は、法人が特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行の日以後に支出する同号に定める負担金について適用する。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十一条 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、新法第五十四条第一項に規定する法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、前項後段の規定にかかわらず、同条第一項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第...号)の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から平成元年三月三十一日までの期間(以下

この項において「旧積立率適用指定期間」という。)の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の一・七六(当該事業年度終了の時に資本金の金額若しくは出資金額が一億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(以下この項において「中小法人」という。))については、千分の十・四に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額に百分の九十(当該事業年度における物品の輸入取引に係る対価の額の合計額の基準年度における物品の輸入取引に係る対価の額の合計額に対する割合が百分の百十以上百分の百二十未満である場合には百分の百十とし、当該割合が百分の百二十以上百分の百三十未満である場合には百分の九十五とし、当該割合が百分の百三十以上である場合には百分の九十八とする。以下この項において同じ。)を乗じて得た金額の千分の一・六(中小法人については、千分の十)に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の二・四四(中小法人については、千分の十四・一)に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額に百分の九十を乗じて得た金額の千分の二・二(中小法人については、千分の十三)に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

3 新法第五十五条(第十項を除く。)の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。この場合において、施行日から平成二年三月三十一日までの間に、新法第五十五条第一項に規定する内国法人(同項に規定する中小企業者に該当する法人を除く。)が取得する同項の表の第一号又は第二号に掲げる法人に係る同項に規定する特定株式等については、同項中「当該事業年度(同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人の特定株式等については、当該内国法人が当該事業年度終了の日において第四十二条の四第三項に規定する中小企業者に該当する場合の当該事業年度に限る。)」とあるのは「当該事業年度」と、同項の表の第一号及び第二号中「百分の十五」とあるのは「百分の八」として、同条の規定を適用する。

4 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取扱った場合において、施行日以後に新法第五十五条第四項各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、同項の規定の例による。

5 法人の施行日から平成二年三月三十一日までの間に開始する事業年度における新法第五十六条の四の規定の適用については、同条第一項中「特約に係るものの合計額」とあるのは「特約に係るものの合計額(当該法人が当該特定電子計算機貸付会社とその他の電子計算機の貸付けを業とする者に対し電子計算機の販売を行つている場合には、当該その他の電子計算機の貸付けを業とする者に対する電子計算機の販売に係る収入金額で当該特約に係るものの合計額の二分の一に相当する金額を加算した金額)」と、同条第三項中「特定電子計算機貸付会社」とあるのは「特定電子計算機貸付会社又は同項に規定する電子計算機の貸付けを業とする者」と、「その求め」とあるのは「これらの者の求め」とする。

6 旧法第五十七条の五第一項に規定する法人が施行日前に開始した事業年度において同項の規定により積み立てた異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

7 旧法第五十七条の五第一項に規定する法人の施行日から平成二年三月三十一日までの間に開始する事業年度において積み立てられる異常危険準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「控除した金額」とあるのは、「控除した金額の百分の六十に相当する金額」とする。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十二条 新法第五十八条第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十二(次項第三号)」とあるのは「当該事業年度開始の日から平成元年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十五(次項第三号)に掲げる取引によるものについては、百分の十六)に相当する金額」と同項の当該収入金額の百分の二十二(同号)」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

第十三条 新法第六十六条の十第一項第三号の規定は、同号に掲げる特定組合又は特定商工組合等が繊維工業構造改善臨時措置法改正法の施行の日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用し、旧法第六十六条の十第一項第三号に掲げる特定組合が同日前に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。

2 新法第六十六条の十第一項第八号の規定は、同号に掲げる特定事業協同組合等が特定農産加

工業経営改善臨時措置法の施行の日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用する。

(動力炉・核燃料開発事業団に対する出えん金の損金算入に関する経過措置)

第十四条 新法第六十六条の十一の規定は、法人が施行日以後に支出する同条に規定する出えん金について適用し、法人が施行日前に支出した旧法第六十六条の十一に規定する出えん金については、なお従前の例による。

(特定の事業者の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)

第十五条 新法第六十六条の十三第一項の規定は、法人が施行日以後に行う設備の処理に係る同項に規定する設備廃棄による欠損金額について適用し、法人が施行日前に行つた設備の処理に係る旧法第六十六条の十三第一項に規定する設備廃棄による欠損金額については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十六条 新法第七十七条の三の規定は、施行日以後に同条第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得するこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の三第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得したこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十七条の四第二項の規定は、同項に規定する農住組合の組合員が施行日以後に同項に規定する交換分合による取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、当該組合員が施行日前に旧法第七十七条の四第二項に規定する交換分合により取得した土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税につ

いては、なお従前の例による。

3 新法第七十八条の二の規定は、同条に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受ける同条の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十八条の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けた同条の土地についての所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第八十一条第二項第三号の規定は、施行日以後にされる同項に規定する承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十一条第二項に規定する承認に係る同項第三号に掲げる事項及び同項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第八十二条の規定は、施行日以後に取得する同条に規定する土地又は家屋に関する同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第八十二条に規定する土地又は家屋に関する同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第十七条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「同条第一項の表」を「同条第一項中当該事業年度(同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人の特定株式等)については、当該内国法人が当該事業年度終了の日において第四十二条の四第三項に規定する中小企業者に該当する場合の当該事業年度に限る。」とあるのは、当該事業年度と、同項の表に「百分の十」とあるのは、「百分の十五」とある

のは「と」とする」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第六号を除く。)」とするに改める。

(農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正)

ように改正する。
附則第十五条に次の一項を加える。
3 租税特別措置法(平成元年法律第 号)の施行の日以後における前項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前条の規定	
土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)」	第十九条第一項第一号イの事業」とあるのは「第十九条第一項第一号イの事業若しくは同法」
第九十六条の四」とあるのは「第九十六条の四並びに農用地整備公団法」	第二十三条第二項」とあるのは「第二十三条第二項及び同法」
第二十三条第二項」と、「同法第五十三条の二の第二項」とあるのは「土地改良法第五十三条の二の第二項」と	第二十三条第二項」と
又は農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十三条の二の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十三条の二第一項の事業又は農用地整備公団法	第十九条第一項第二号の事業」とあるのは「第十九条第一項第二号の事業若しくは同法」
土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、農用地整備公団法	第十九条第一項第一号イの事業」とあるのは「第十九条第一項第一号イの事業、同法」
土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは農用地整備公団法附則	第十九条第一項第一号イの事業」とあるのは「第十九条第一項第一号イの事業若しくは同法附則」
又は農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の事業又は農用地整備公団法	第十九条第一項第二号の事業」とあるのは「第十九条第一項第二号の事業若しくは同法」

理由
国税に関する制度全般にわたる改革の円滑な実施に配慮しつつ、当面の政策的要請に対応するための観点から早急に実施すべき措置として、収用等のための土地等の譲渡に係る譲渡所得の特別控除

の引上げ等の土地税制の改正及び不動産登記に係る登録免許税の特例の廃止、中小企業者等の特定事務用機器の取得価額の損金算入の特例制度等の新設及び消費税に係る確定申告期限の延長、中小企業者等の事業の基盤の強化に資する措置の拡充等を行うとともに、石油ガス貯蔵施設の割増償却制度等の廃止及び中小企業等海外市場開

拓準備金の積立率の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を図るほか、山林所得に係る森林計画特別控除制度及び交際費の損金不算入制度等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税定率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の見出し中「携帯貨物」を「輸入貨

別表第二〇二・〇一項及び第二〇二・〇二項中「二五%」を「五〇%」に改める。

別表第二〇二・〇六・一〇号中「牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

「牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

一 は肉及び頭肉

二 その他のもの

別表第二〇二・〇六・二九号を次のように改める。

〇二〇六・二九

一 は肉及び頭肉

二 その他のもの

別表第二〇二・〇五号中「二 その他のもの

二 その他のもの

(一) 牛の臓器及び舌のもの

(二) その他のもの

A 牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く。)の含有量の合計が全重量の三〇%未満のもの

B その他のもの

(a) 単に水煮した後に乾燥したもの

(b) 調味した後に乾燥したもの

(c) コーンビーフ

(d) その他のもの

イ 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)

ロ 気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれもし

物」に改め、同条第一項中「輸入する貨物に対する」を「輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する貨物に対する」に、「附表」を「付表」に、「輸入する貨物の全部」を「輸入する貨物又は別送して輸入する貨物のそれぞれの全部」に改める。

第二十一条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「あへんその他の麻葉及びあへん吸煙具。但しを、麻葉、大麻、あへん及びけしから並びに覚せい剤(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)にいう覚せい剤原料を含む。並びにあへん吸煙具。ただし」に改める。

別表第二〇二・〇一項及び第二〇二・〇二項中「二五%」を「五〇%」に改める。

別表第二〇二・〇六・一〇号中「牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

「牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

五〇% に改める。

二五% 「を

二五% 「を

二五% 「を

二五% 「を

二五% 「を

二五% 「を

二五% 「を

二五% 「を

二五% 「を

二五% 「を

二五% 「を

二五% 「を

二五% 「を

二五% 「を

二五% 「を

二五% 「を

二五% 「を

二五% 「を

てないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。)

別表第二七〇九・〇〇号中「五三〇円」を「三五〇円」に改める。

別表第二七〇一・〇〇号中「三、三七〇円」を「三、一三〇円」に、「二、一五〇円」を「一、九〇円」に、「二、〇二〇円」を「一、八四〇円」に、「一、八九〇円」を「一、七二〇円」に、「八二〇円」を「六七〇円」に、「六三〇円」を「四八〇円」に、「五七〇円」を「四二〇円」に改める。

(関税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十一条に次の一項を加える。

2 税関長は、特別の事由があると認めるときは、申請により、必要な期間を指定して前項の期間を延長することができる。

第五十七条第二項を削る。

第六十二条中「許可の取消」の下に、「第五十一条第二項(保税倉庫に外国貨物を置くことができる期間の延長)を加える。

第六十八条第三項中「行なわれた」を「行われ」に改め、同項第一号中「イ及びロを削り、ハをイとし、ニを削り、ホをロとし、ヘをハとし、トをニとし、同項第二号中「のうち、当該輸入割当てが申請に基づき自動的にされるものとされている品目以外のもの」を削る。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、「異なる期限」の下に「又は期間」を、「期限まで」の下に「又は当該期間内」を加える。

第三条から第六条までの規定中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第六条の二及び第六条の三を削る。

二五%
五〇% 「

第七條第一項、第七條の二第一項並びに第七條の三第一項及び第四項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第七條の四第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「四百四十円」を「二百九十円」に、「三百七十円」を「二百四十五円」に改める。

第七條の五第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(牛肉等に係る関税の緊急措置)

第七條の六 平成三年度から平成五年度までの各年度において、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、関税定率法別表第二〇二・〇一項及び第二〇二・〇二項に掲げる牛の肉並びに同表第二〇二・〇六・一〇号の一及び第二〇二・〇六・二九号の一に掲げる牛のは肉及び頭肉(以下この条において「牛肉等」という。)のうち、指定日(第一号に規定する協議を要請した日から四十五日を経過した日以後の日で、政令で定めるところにより大蔵大臣が指定する日という。)から当該年度の末日までに輸入されるものに課する関税の率は、同法第三條(課税標準及び税率)の規定又は第二條の規定にかかわらず、同表に定める税率(別表第一(A)に税率が定められている場合にあつては、当該税率)に二十五パーセントを加算した税率とする。

一 当該年度における牛肉等の輸入数量が、次に掲げる数量のうちいずれか多い数量に百分の百二十を乗じて得た数量として大蔵大臣が告示する数量(以下この号及び次号において「牛肉等の輸入基準数量」という。)

第一類第五号 大蔵委員会議録第四号 平成元年三月二十二日

を超えるおそれがある場合において、政府が本邦に牛肉等を輸出している国（地域を含む。以下この号において同じ。）として政令で定める国（以下この号において「関係国」という。）に対して牛肉等の輸入数量に関する協議を要請し、当該協議に關し、当該協議を要請した日から三十日以内に当該協議を要請した関係国すべてとの合意が成立しなかつたとき。

イ 前年度における牛肉等の輸入数量

ロ 前年度における牛肉等の輸入基準数量（平成三年度にあつては、三十九万四千トンを下らない数量で大蔵大臣が告示する数量）

二 当該年度における牛肉等の輸入数量が当該年度における牛肉等の輸入基準数量を超えた場合

2 前項に規定する当該年度又は前年度における牛肉等の輸入数量は、関税法第二百二条第一項第一号（統計の作成の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として政令で定めるところにより算出するものとする）

第八条第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、「（加工のため輸出された貨物にあつては、政令で定めるものに限り）」を削り、「関税法別表第八十四類から第九十二類までに該当する製品（同表）を「次に掲げる製品（関税法別表）に改め、

別表第一中「暫定関税率表（第二条の下に」、第七条の六、第八条を加える。
別表第二（A）第〇一・〇三項の次に次の二項を加える。

〇一・〇一
〇二・〇一・一〇

牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
枝肉及び半丸枝肉

- (1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの
- (2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの
- (3) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までに輸入されるもの

二五％
七〇％
六〇％

同項に次の各号を加える。

一 関税率別表第六十二類に該当する製品（本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

二 関税率別表第八十四類から第九十二類までに該当する製品（加工のため本邦から輸出された貨物を原料又は材料としたものにあつては、政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限る。）

第八条の二第一項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「及び関税率別表第一五二・九〇号に掲げる物品のうちみづろう」を削る。

第八条の三第一項中「物品にあつては、関税率別表第一五二・九〇号に掲げる物品のうちみづろう」を削る。
同条第二項中「関税率別表第一五二・九〇号に掲げる物品のうちみづろう及び第五三・〇七項に掲げる物品を除く。」を削る。

第八条の四第一項中「物品にあつては、関税率別表第五三・〇七項に掲げるものに限る」及び「物品にあつては、同法別表第五三・〇七項に掲げるものに限る」を「物品を除く」に、「掲げる日」を「定める日」に改める。
第九条、第十条第一号、第十条の二及び第十四条第一項中「第六条の三」を「第六条」に改める。

〇二・〇二・二〇

その他の骨付き肉

- (1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの
- (2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの
- (3) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までに輸入されるもの

二五％
七〇％
六〇％

〇二・〇一・三〇

骨付きでない肉

- (1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの
- (2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの
- (3) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までに輸入されるもの

二五％
七〇％
六〇％

牛の肉（冷凍したものに限る。）
枝肉及び半丸枝肉

- (1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの
- (2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの
- (3) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までに輸入されるもの

二五％
七〇％
六〇％

その他の骨付き肉

- (1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの
- (2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの
- (3) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までに輸入されるもの

二五％
七〇％
六〇％

骨付きでない肉

- (1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの
- (2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの
- (3) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までに輸入されるもの

二五％
七〇％
六〇％

別表第二（A）第〇二・〇六・一〇号中

牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）のうち
臓器及び舌

- (1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの
- (2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの

二五％
七〇％

に改める。

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までに輸入さ

れるもの

二 その他のもののうち

臓器及び舌

別表第一(A)第〇二〇六・二九号を次のように改める。

〇二〇六・二九

その他のもの

一 ほぼ肉及び頭肉

(1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日ま

でに輸入されるもの

(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日ま

でに輸入されるもの

二 その他のもののうち

臓器

別表第一(A)第〇二〇七・三九号及び第〇二〇七・四一号中「一四%」を「二%」に改める。

別表第一(A)第〇四〇六・二〇号及び第〇四〇六・三〇号を次のように改める。

〇四〇六・二〇

おろしチーズ及び粉チーズ(チーズの種類を問わない)

一 プロセスチーズのもの

(1) 平成二年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで

に輸入されるもの

(3) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで

に輸入されるもの

プロセスチーズ(おろしチーズ及び粉チーズを除く)

(1) 平成二年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までに

輸入されるもの

(3) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに

輸入されるもの

別表第一(A)第〇八〇一・二〇号中「一〇%」を「四%」に改める。

別表第一(A)第〇八〇二・三〇号及び第〇八〇二・三二号中「一六%」を「一〇%」に改める。

別表第一(A)第〇八〇二・五〇号中「九%」を「無税」に改める。

別表第一(A)第〇八〇二・九〇号中「九%」を「五%」に改める。

別表第一(A)第〇八〇五・三〇号中「五%」を「無税」に改める。

別表第一(A)第〇八〇五・四〇号を次のように改める。

〇八〇五・四〇

グレープフルーツ

(1) 平成元年五月三十一日までに輸入されるもの

(2) 平成元年六月一日から同年十一月三〇日まで輸入

六〇%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

一五%

入されるもの

(3) 平成元年二月一日から平成二年三月三十一日まで

に輸入されるもの

(4) 平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までに

輸入されるもの

その他のもの(ベリー及び

サワーチェリーを除く)

桃及びなし

その他のもの(ベリー及びサワーチェリーを除く)

ベリー

桃、なし及びベリー

とうがらし

別表第一(A)第〇九・〇四項を次のように改める。

〇九・〇四

〇九・〇四・二一

〇九・〇四・二二

〇九・〇四・二〇

〇九・〇七

〇九・〇七・〇〇

〇九・〇八

〇九・〇八・一一

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

〇九・〇八・二〇

一〇%

一五%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

一〇%

〇九〇八・三〇 一 小売用の容器入りにしたものの 二 その他のもの (一) 破碎し又は粉碎したもの カルダモン類 一 小売用の容器入りにしたものの 二 その他のもの (一) 破碎し又は粉碎したもの 二 その他のもの 四・二％ 無税	別表第二(A)第九・〇九項中 一 小売用の容器入りにしたものの 二 その他のもの (一) 破碎し又は粉碎したもの 二 その他のもの 七％ に改める。 五％ を	別表第二(A)第九・一〇・一〇号の次に次の三号を加える。 〇九一〇・二〇 サフラン 一 小売用の容器入りにしたものの 二 その他のもの (一) 破碎し又は粉碎したもの 二 その他のもの 四・二％ 無税 〇九一〇・三〇 うこん 一 小売用の容器入りにしたものの 二 その他のもの (一) 破碎し又は粉碎したもの 二 その他のもの 四・二％ 無税 〇九一〇・四〇 月けい樹の葉及びタイム 一 小売用の容器入りにしたものの 二 その他のもの (一) 破碎し又は粉碎したもの 二 その他のもの 四・二％ 無税	別表第二(A)第九・一〇項中 〇九一〇・五〇 カレー 一 小売用の容器入りにしたものの 二 その他のもの (一) 破碎し又は粉碎したもの 二 その他のもの 一六％ を 〇九一〇・九一 この類の注1(b)の混合物 一 小売用の容器入りにしたものの 二 その他のもの (一) 破碎し又は粉碎したもの 二 その他のもの 四・二％ 無税 〇九一〇・九九 その他のもの 一 小売用の容器入りにしたものの 二 その他のもの (一) 破碎し又は粉碎したもの 二 その他のもの 四・二％ 無税 別表第二(A)第一〇〇五・九〇号を次のように改める。 その他のもののうち 関税率法第一三条第一項の規定の適用を受けないも 無税	の 爆裂種のもの(通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。) その他のもの 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの コーンスターチの製造に使用するもの 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの その他のもの その他のもの 平成二年三月三十一日までに輸入されるもの 無税 七〇％(その率が一キログラムにつき一四円の従量税率より低いときは、當該従量税率) 六〇％(その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、當該従量税率) 五〇％(その率が一キログラムにつき一二円の従量税率より低いときは、當該従量税率) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで に輸入されるもの 無税
---	--	---	--	---

より低いと
きは、当該
従量税率)

別表第一(A)第二二・九〇号中

その他のもの

七 除虫菊

別表第二(A)第三〇・一〇号中「一〇%」を「無税」に改める。

別表第二(A)第三〇・一〇号中「一〇%」を「七%」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一三〇二・一九

その他のもの

一 飲料のもと

(二) その他のもの

別表第二(A)第三・二〇号の次に次の二項を加える。

一四・〇一

主として組物に使用する植物性材料(例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮)

一四〇一・九〇

その他のもの

二 その他のもののうち

一四・〇三

主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(例えば、ほうきもちろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。)

一四〇三・一〇

ほうきもちろこし(ソルグム・ウルガレ変種テクニクム)

別表第二(A)第四〇四・九〇号中

一 除虫菊かす

三 たぶの木又はへちまのもの

無税

七%に改める。

別表第二(A)第一五・一三・一三・一三・一九号中「九%」を「七%」に、「二〇%」を「七%」に改める。

別表第二(A)第一五・一三・一三・一三・一九号中「八%」を「七%」に改める。

別表第二(A)第一五・一三・一三・一三・一九号中「七・二%」を「七%」に改める。

別表第二(A)第一五・一三・一三・一三・一九号に次のように加える。

離型油

別表第二(A)第一五・一七項の次に次の四項を加える。

一五・一九

工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール

工業用の脂肪性モノカルボン酸

一五・一九・一一

一五・一九・一二

ステアリン酸

オレイン酸

二・五%

二・五%

一五・一九・一九
一五・一九・二〇
一五・一九・三〇
一五・二〇

一五・二〇・一〇

一五・二〇・九〇

一五・二二

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

その他のもの
アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの
工業用の脂肪性アルコール
グリセリン(純粋であるかないかを問わない。)、グリセリン水及びグリセリン廃液
グリセリン(粗のものに限る。)、グリセリン水及びグリセリン廃液
その他のもの(合成グリセリンを含む。)
植物性ろう(トリグリセリドを除く。)、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう(精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)
植物性ろう

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

一五・二二・一〇

二・五%
二・五%
二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

二・五%

別表第一(A)第一八〇六・二〇号中

コレートの製造用の当該調製
食料品及び粉乳の需給その他
の条件を勘案して政令で定め
る数量以内のもの

無税

一 砂糖を加えたもののうち

チューインガムその他の砂糖菓子以外のもの(塊状、
板状及びペースト状のものを除く。)

二八%

二 その他のもののうち

チョコレート製造用のココアを含有する調製食料
品について、当該年度におけるチョコレートの製造
用の当該調製食料品及び粉乳の需給その他の条件を
勘案して政令で定める数量以内のもの

無税

別表第一(A)第一九・〇二項の次に次の一項を加える。

一九・〇四

穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品
(例えば、コーンフレーク)及び粒状の穀物(とうもろこし
を除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をした
もの

一九〇四・一〇

穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料
品のうち
朝食用穀物調製品(米、小麦、大麦、裸麦及びライ小
麦を単に膨脹させて又はいつて得たものを除く。)

一五・四%

別表第一(A)第二〇二・九〇号中

トマトピューレー及びトマ
トペースト

二〇%

トマトピューレー及びトマトペースト

トマトペーストその他のトマトソースの製造に
使用するものについて、当該年度における国内需
要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量
を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政
令で定める数量以内のもの

無税

その他のもの

別表第一(A)第二〇五・五一号中

一 砂糖を加えたもの

二八%

一 砂糖を加えたもの

(1) 気密容器入りもの(豚の肉又はラードその他の
豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製
品を含むものに限る。)

一四%

(2) その他のもの

二八%

別表第二(A)第二〇五・九〇号中

豆(さや付きのものを除く。)

二八%

豆(さや付きのものを除く。)

気密容器入りもの(豚の肉又はラードその他の
豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製
品を含むものに限る。)

一四%

その他のもの

二八%

別表第一(A)第二〇八・一九号中

二 その他のもののうち
パルプ状のものうち
いつてないカシユーナ
ット以外のもの

二〇%

(1) その他のもの

パルプ状のものうち
カシユーナット(いつたものを除く。)以外のもの

二〇%

(2) その他のもののうち

マカダミアナット(いつたものに限る。)&及びベ
カン(いつたものに限る。)

五%

その他のもの(いつたものに限るものとし、ア
ーモンド、ココヤシの実、ブラジルナット、パ
ラダイスナット、ヘーゼルナット、カシユーナ
ット及びぎんなんを除く。)

六%

別表第一(A)第二〇八・九九号を次のように改める。

二〇八・九九

一 梅

二 その他のもの

二〇%

(一) 砂糖を加えたもの

(1) パルプ状のものうち

バナナ及びアボカド

三〇%

(2) その他のものうち

ベリー、プルーン、バナナ、アボカド
ー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン
以外のもの

二八%

(二) その他のもの

(1) パルプ状のものうち

プルーン、バナナ及びアボカド

二〇%

(2) その他のものうち

さといも(冷凍したものに限る。)

一〇%

その他のもの(プルーン、バナナ、アボ
カド、マンゴー、グアバ及びマンゴス
チンを除く。)

二〇%

別表第二(A)第二〇・〇九項を削る。

別表第二(A)第二〇・一・一〇号中

(2) その他のもの
インスタントコーヒー

一四%を

(1) インスタントコーヒー

(2) その他のもの

一二・三%
一六%に改める。

別表第二(A)第二・〇三項中第二二・〇三・二〇号を削り、同項に次の一号を加える。

二二・〇三・九〇

その他のもの
マヨネーズ

一二・八%

別表第二(A)第二・〇三項の次に次の一項を加える。

二二・〇四

スリブ、ブロス、スリブ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品

二二・〇四・一〇

(1) 野菜のもの(気密容器入りのものに限り。)
(2) その他のもの

七%
八・四%を

別表第二(A)第二二・〇六・九〇号中

四 その他のもの

二 チューインガム

四 その他のもの

第〇四・一〇項の物品のもの以外のものうち

ビタミンをもととした栄養補助食品

第〇四・一〇項の物品のもの以外のものうち

ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物

性たんばくを加水分解したもの

別表第二(A)第三・〇九項を次のように改める。

飼料用に供する種類の調製品

犬用又は猫用の飼料(小売用にしたものに限る。)

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

二二・〇九・一〇

二二・〇九

二二・〇九

二二・〇九

二二・〇九

二二・〇九

二二・〇九

二二・〇九

二二・〇九

二二・〇九

二二・〇九

二二・〇九

二二・〇九

二二・〇九

その他のもの(気密容器入りのもの(容器ともの一個の

額

一キログラ

ムにつき、

七〇円に重

量比による

乳糖の含有

率が一〇%

を超え一

%ごとに七

円を加えた

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

額

二二・〇九・九〇

その他のもの

二 その他のものうち

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

重量が二〇キログラム以下のものに限り(を除外)の

うち
課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの
(粗たんばく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限り。)

粉状、ミール状、フレーク状、ベレット状、キュー

ブ状その他これらに類する形状のもの(含有糖

分をしょ糖として計算した重量が全重量の五%未

満かつ遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未

満のもので、粗たんばく質の含有量が全重量の三五

%未満のものに限るものとし、政令で定める選別

方法により分離できる碎米、米粉及び米のミール

の重量が全重量の一〇%以上のものを除く。以外

のもの

その他のもの

二 その他のものうち

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

一キログラ
ムにつき六
〇円

無税
一キログラ
ムにつき、
七〇円に重
量比による
乳糖の含有
率が一〇%
を超え一
%ごとに七
円を加えた
額

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの(小売用の容器入りにしたもの(気密容器入りのものを除く。))で、粗たんばく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。))以外のもの

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの(含有糖分をしょ糖として計算した重量が全重量の五%未満かつ遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満のもので、粗たんばく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの重量が全重量の一〇%以上のものを除く。))のうち
犬、猫その他の愛がん用又は観賞用の動物用のものの以外のもの
その他のもの

一五%
一キログラムにつき六〇円

別表第一(A)第二七二〇・〇〇号中

(b) その他のもののうち
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの

(a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)
(1) 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの

(2) その他のもの

一キロリットルにつき
四六円
一キロリットルにつき
二、一八〇円
一キロリットルにつき
二、四五〇円

を

(b) その他のもの
(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの

(2) 燃料用のもの(政令で定めるものに限る。)

(3) その他のもの

円
一キロリットルにつき
三三円
一キロリットルにつき
七八〇円
一キロリットルにつき
一、四八〇円

(一) 灯油

B その他のもののうち
ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)

無税

(二) 灯油

B その他のもの
(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)
(2) その他のもの

(三) 軽油

無税
一キロリットルにつき
六三〇円
一キロリットルにつき
一、三三〇円

「五三〇円を三五〇円に」、「一、六四〇円を二、七九〇円に」、「三、九三〇円を三、七八〇円に」、「一、二六〇円を二、六〇〇円に」、「一、一四〇円を二、五四〇円に改める。

別表第一(A)第三三・〇一項中

精油(かんきつ類の精油(かんきつ類の果実のものを除く。))

三三〇一・一四
三三〇一・一一
三三〇一・一二
三三〇一・二三

精油(かんきつ類の果実のものを除く。)
ライムのもの
精油(かんきつ類の果実のものを除く。)
ゼラニウムのもの
ジャスミンのもの

三・二%
無税
三・二%
に改め、

第三三〇一・二五号の次に次の四号を加える。

三三〇一・二六
三三〇一・二九
その他
二 其他のもの
無税

三三〇一・三〇
三三〇一・九〇
レジンノイド
その他
無税
(1) パチュリ油
二・五%
(2) 芳油
三・二%
(3) その他

別表第二(A)第三八・〇一項の次に次の一項を加える。

三八・〇二
活性炭及び活性化天然の動物性生産品並びに獣炭(廃獣炭を含む)
二・九%

別表第二(A)第四〇〇九・一〇号中「四・六%」を「二・三%」に改める。

別表第二(A)第四〇一・一〇項中
「四〇一・一〇」を「四〇一・一〇」に改める。
横断面が台形のもの(Vベルト及びVベルト用)
無税

四〇一・一〇
横断面が台形のもの(Vベルト及びVベルト用)
無税
その他
二・四%
に改める。

別表第二(A)第四〇一・一〇項の次に次の二項を加える。

四〇一・一四
衛生用又は医療用の製品(乳首を含み、加硫したゴム(硬質ゴムを除く)製のものに限るものとし、硬質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わない)
無税
コンドーム
無税
その他
無税
衣類及び衣類付属品(手袋を含み、加硫したゴム(硬質ゴムを除く)製のものに限るものとし、用途を問わない)
手袋
無税
外科用
無税
その他
無税

四〇一・一五
その他
無税
外科用
無税
その他
無税

四〇一・一六
その他
無税
外科用
無税
その他
無税

四〇一・一七
その他
無税
外科用
無税
その他
無税

四〇一・一八
その他
無税
外科用
無税
その他
無税

四〇一・一九
その他
無税
外科用
無税
その他
無税

五、〇〇〇平方メートルを「四四七、〇〇〇平方メートル」に改める。

別表第二(A)第四一〇六・二〇号中「昭和六四年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。
別表第二(A)第四一〇三・〇三項の次に次の一項を加える。

四四・〇三
木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない)
ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの
二 針葉樹以外のもの
無税
(一) 桐のもの
無税
その他
無税
桐のもの
無税
粗く角にし又は太鼓落としたもの

別表第二(A)第四四〇七・九九号及び第四四〇九・二〇号中「二・五%」を「無税」に改める。

別表第二(A)第四四一・二二項の次に次の一項を加える。
四四・一四
木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁
三・二%

別表第二(A)第四四一・一八項の次に次の二項を加える。
四四・一九
木製の食卓用品及び台所用用品のうち
三・二%
割りばし以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他
無税
木製の小像その他の装飾品
三・二%
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
三・二%

別表第二(A)第四四二・一〇号中「二・一〇%」を「四%」に改める。
四四・二〇
木製の食卓用品及び台所用用品のうち
三・二%
割りばし以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他
無税
木製の小像その他の装飾品
三・二%
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
三・二%

別表第二(A)第四四二・一〇号中「二・一〇%」を「四%」に改める。
四四・二〇
木製の食卓用品及び台所用用品のうち
三・二%
割りばし以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他
無税
木製の小像その他の装飾品
三・二%
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
三・二%

別表第二(A)第四四二・一〇号中「二・一〇%」を「四%」に改める。
四四・二〇
木製の食卓用品及び台所用用品のうち
三・二%
割りばし以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他
無税
木製の小像その他の装飾品
三・二%
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
三・二%

別表第二(A)第四四二・一〇号中「二・一〇%」を「四%」に改める。
四四・二〇
木製の食卓用品及び台所用用品のうち
三・二%
割りばし以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他
無税
木製の小像その他の装飾品
三・二%
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
三・二%

別表第二(A)第四四二・一〇号中「二・一〇%」を「四%」に改める。
四四・二〇
木製の食卓用品及び台所用用品のうち
三・二%
割りばし以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他
無税
木製の小像その他の装飾品
三・二%
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
三・二%

別表第二(A)第四四二・一〇号中「二・一〇%」を「四%」に改める。
四四・二〇
木製の食卓用品及び台所用用品のうち
三・二%
割りばし以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他
無税
木製の小像その他の装飾品
三・二%
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
三・二%

別表第二(A)第四四二・一〇号中「二・一〇%」を「四%」に改める。
四四・二〇
木製の食卓用品及び台所用用品のうち
三・二%
割りばし以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他
無税
木製の小像その他の装飾品
三・二%
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
三・二%

別表第二(A)第四四二・一〇号中「二・一〇%」を「四%」に改める。
四四・二〇
木製の食卓用品及び台所用用品のうち
三・二%
割りばし以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他
無税
木製の小像その他の装飾品
三・二%
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
無税
寄せ木し又は象眼した木材以外のもの
三・二%

別表第一(A)第四六・〇一項中

四六・〇一・二〇

敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る)のうち

いぐさ製又は七島

い製のもの

四六・〇一・二〇

さなだその他これに類する組物材料の物品(ストリッブ状にしてあるかないかを問わない)敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る)のうちいぐさ製又は七島い製のもの

改め、同項の次に次の一項を加える。

四六・〇一

かご細工物、枝条細工物その他の製品(組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限り)及びへちま製品

四六・〇一・九〇

- (1) 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品
- (2) その他のもの

別表第一(A)第五二・一二項の次に次の二項を加える。

五三・〇七

五三・〇七・一〇

五三・〇七・二〇

五三・〇八

五三・〇八・一〇

第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸単糸
マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸
コイヤヤーン

別表第一(A)第五六・〇四項の次に次の一項を加える。

五六・〇七

ひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない)

五六・〇七・一〇

第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの

サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維製のもの

結束用又は包装用のひも

別表第二(A)第五六・〇八項の次に次の一項を加える。

五七・〇一

じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(ケレムラグ、シユマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く)

五七・〇一・一〇

ケレムラグ、シユマックラグ、カラマニラグその他これ

を

に

六%

三%

六%

二・五%
二・八%

無税

五%

五%

五%

三%

三%

五七・〇一・二〇

別表第一(A)第六三・〇四項の次に次の一項を加える。

六三・〇五

六三・〇五・一〇

らに類する手織りの敷物
ココヤシ繊維(コイヤ)製の床用敷物
包装に使用する種類の袋
第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの
二 その他のもの

別表第一(A)第六四・〇一・一〇号及び第六四・〇一・九二号中「スキー靴で、昭和六五年三月三十一日までに輸入されるもの」を「スキー靴」に改める。

別表第一(A)第六四・〇一・一〇号を次のように改める。

六四・〇一・一〇

別表第一(A)第六四・〇三項中「昭和六四年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「三・〇・〇〇〇足」を「三・五八〇・〇〇〇足」に改める。

別表第一(A)第六四・〇四項及び第六四・〇五項中「昭和六四年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

「八四・三〇

別表第一(A)第八四・三〇項中

その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械(土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る)並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機

「八四・三〇

その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械(土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る)並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機

コイルカッター、削岩機及びトンネル掘削機

自走式のもの

八四・三〇・三二

別表第一(A)第八四・三三項を次のように改める。

八四・三三

八四・三三・二〇

八四・三三・三〇

収穫機及び脱穀機(わら用又は牧草用のベラーを含む)、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械(第八四・三三項の機械を除く)その他の草刈機(トラクター装着用のカッターバーを含む)その他の乾草製造用機械

六%
五・二%

無税

二七%

を

に改める。

無税
無税

八四三三・四〇	わら用又は牧草用のベラー(ビクアップベラーを含む。)	無税
八四三三・五一	その他の收穫機及び脱穀機	無税
八四三三・五二	コンバイン	無税
八四三三・五三	その他の脱穀機	無税
八四三三・五九	根菜類又は塊茎の收穫機	無税
八四三三・六〇	その他のもの	無税
八四三三・九〇	卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械	無税
別表第一(A)第八四・三三項の次に次の二項を加える。	部分品	無税
八四・三四	搾乳機及び酪農機械	無税
八四・三六	酪農機械	無税
八四三六・一〇	その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械(機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。並びに家きんのふ卵器及び育すう器)	無税
八四三六・八〇	飼料調製用機械	無税
八四三六・九九	その他の機械	無税
別表第一(A)第九四・〇一項中「九四・一・二〇」	自動車に使用する種類の腰掛け	無税
九四・一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け	無税
九四・一・五〇	自動車に使用する種類の腰掛け	無税
九四・一・六九	とう製のもの	無税
九四・一・六九	その他のもの	二・四%
九四・一・九〇	その他の腰掛け(木製フレームのものに限る。)	無税
九四・一・九〇	アップホルスターのもの	無税
九四・一・九〇	その他のもの	無税
改め、第九四・一・八〇号の次に次の一号を加える。	革製のものの以外のもの	無税
別表第一(A)第九四・〇三項を次のように改める。	その他の家具及びその部分品	無税
九四・〇三	事務所において使用する種類の木製家具	二・四%
九四・〇三・四〇	台所において使用する種類の木製家具	二・四%
九四・〇三・五〇	寝室において使用する種類の木製家具	二・四%
九四・〇三・六〇	その他の木製家具	二・四%

九四〇三・八〇	(1) 棚付き家具(食器棚及び本箱を除く。掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものに限る。)	無税
九四〇三・八〇	(2) その他のもの	二・四%
九四〇三・八〇	その他の材料(とう、オーガ、竹その他これらに類する材料を含む。製の家具)	無税
九四〇三・九〇	とう製のもの	無税
九四〇三・九〇	(1) その他のもの	二・一%
九四〇三・九〇	(2) 大理石製のもの	二・一%
九四〇三・九〇	その他のもの	無税
別表第二(A)第九五・〇六項の次に次の一項を加える。	部分品のうち	無税
九六・〇一	金属製のものの以外のもの	無税
九六・〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料(加工したものに限り。及び製品(これらの材料から製造したものに限り。とし、成形により得た製品を含む。))	無税
九六・〇一・九〇	その他のもの	四・一%
別表第二(B)第一五九・一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一〇、三一一、三一二、		

その他のもの(ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット、カシューナット及びぎんなん以外のものにあつては、いつたものを除く。)

二・八%

に改める。

別表第一(B)第二一〇・一〇号を削る。

別表第一(B)第二一〇・三・九〇号中

一 ソースのうち

フレンチドレッシング及びサラダドレッシング

二・二%
九・六%
に改める。

別表第一(B)第二一〇・四・一〇号を削る。

別表第一(B)第二一〇・六・九〇号中

二 チューインガム

八%を削る。

C その他のもの
(a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)

(1) 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの

(2) その他のもの

(b) その他のもののうち
燃料用のもの(政令で定めるものに限る。)

その他のもの(政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの)

一キロリットルにつき
八六〇円

の及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するものを除く。

一キロリットルにつき
一、七二〇円

B その他のもののうち

ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)以外のもの

(三) 軽油

一キロリットルにつき
八〇八円
一キロリットルにつき
一、五二二円
を削る。

別表第一(B)第三三〇・一・一四号、第三三〇・一・二二号、第三三〇・一・二三号、第三三〇・一・二六号、第三三〇・一・二九号、第三三〇・一・三〇号、第三三〇・一・九〇号、第三三〇・一・九〇号及び第四〇一〇・九九号を削る。

別表第一(B)第四〇・一四項を削る。

別表第一(B)第四〇・一五項中

四〇一五・一一
四〇一五・一九

手袋
外科用のもの
その他のもの

三・四%
三・四%
を

別表第一(B)第四四・一四項を削る。

別表第一(B)第四四・一九・〇〇号を次のように改める。

四四一九・〇〇 木製の食卓用品及び台所用用品のうち
削りばし

五・六%

別表第一(B)第四四・二〇項及び第四四・二二項を削る。

別表第一(B)第四六〇・一・一〇号及び第四六〇・二・九〇号を削る。

別表第一(B)第五三・〇七項を削る。

別表第一(B)第五三〇・八・一〇号、第五六〇・七・一〇号、第五六〇・七・二二号及び第五七〇・二・一〇号を削る。

別表第一(B)第五七・〇二項中

五七〇二・二〇

ココヤシ繊維(コイヤ)製の床用敷物

八・四%を

別表第一(B)第六三〇・五・一〇号、第八四三〇・三二一、第八四三三・二〇号及び第八四三三・三〇号を削る。

第四条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に關する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「携帶貨物」を「輸入貨物」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十条の四第一項第一号中「別表第一(A)第二七・一〇・〇〇号の(一)のCの(b)」を別表第二(A)第二七・一〇・〇〇号の(一)のCの(b)の(1)に改める。

(石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正)

第六条 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条中「関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七・〇九・〇〇号に掲げる石油及び壓青油の原油(以下「原油」という。)並びに同表第二七・一〇・〇〇号の(一)の(四)に掲げる重油及び粗油(以下「重油等」という。)」を「次に掲げる物品」に改め、「並びに石油及び石油代替エネルギー対策」を、「これらの対策に必要な費用を勘案して、予算で定めるところにより」及び「並びに石油及び石油代替エネルギー勘定」を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七・〇九・〇〇号に掲げる石油及び壓青油(原油に限る。)
- 二 関稅定率法別表第二七・一〇・〇〇号の(一)のCに掲げる揮発油
- 三 関稅定率法別表第二七・一〇・〇〇号の(二)のBに掲げる灯油
- 四 関稅定率法別表第二七・一〇・〇〇号の(三)に掲げる軽油

五 関稅定率法別表第二七・一〇・〇〇号の(四)に掲げる重油及び粗油

附則第二項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

附則第七項及び第九項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改める。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第七条 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十二年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号及び第三号を次のように改める。

二 関稅定率法別表第二〇・六・一〇号の一及び第二〇・六・二九号の一に掲げる牛のほほ肉及び頭肉

三 関稅定率法別表第一六〇・二・五〇号の二の(二)のBの(d)のハに掲げる牛の肉及びくず肉の調製品

第十三条第二項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改める。

理由

最近における内外の經濟情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、バナナ、原油等の関稅率を引き下げ、牛肉等農産物の輸入自由化に關連した關稅上の措置を講ずるとともに、簡易稅率を旅行者等の別送貨物についても適用するほか、平成元年三月三十一日に適用期限の到来する關稅の免稅還付制度及び暫定關稅率の適用期限の延長等を図るため関稅定率法及び關稅暫定措置法について、保稅倉庫の藏置期間を延長できることとする等のため關稅法について、それぞれ所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成元年四月一日印刷

平成元年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局